

令和 4 年度版

ちば男女共同参画基本計画

第 4 次ハーモニープラン

年 次 報 告 書

(令和 3 年度施策の実施状況)

千 葉 市

はじめに

本市では、すべての市民が、男女の別なく個人として尊重され、お互いに対等な立場であらゆる分野に参画する機会が確保され、責任を分かちあう「男女共同参画社会」の実現を目指して、各種施策に取り組んでいます。

本書は、千葉県男女共同参画ハーモニー条例（平成15年4月1日施行）第11条に基づき、本市の男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況について明らかにするために作成した報告書です。

本書が、男女共同参画社会の実現に向けて、皆様の理解を深める一助となれば幸いです。今後とも本市の各種施策の推進にご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

第1章 ちば男女共同参画基本計画第4次ハーモニープランの概要

ちば男女共同参画基本計画第4次ハーモニープランの策定趣旨や計画の位置付けのほか、基本目標、基本的施策、重点的に実施する施策などを分かりやすく示すため、体系図を掲載しました。

第2章 千葉市の男女共同参画の推進

ちば男女共同参画基本計画第4次ハーモニープラン（平成28年3月策定）に基づく施策について、令和3年度の事業実績、決算額、実施状況等についての担当部署による自己評価を掲載しました。

この自己評価は平成23年度版から導入しており、各施策が男女共同参画社会形成の推進にどのような影響を与えているのかを把握し、基本計画の効果的な推進を図ることを目的としています。

また、平成29年度版からは、自己評価の内容を見直し、自己評価を選択した理由、男女共同参画に配慮した点、課題・懸案事項・改善策・今後の方向性等について、具体的な内容を掲載しています。

第3章 データで見る千葉市の男女共同参画の現状

本市の現状や第4次ハーモニープランの各基本目標に関連する各種統計や調査のデータを掲載しました。

統計データについては、可能な限り新しいデータを記載しています。

目 次

第1章	ちば男女共同参画基本計画第4次ハーモニープランの概要	
1	ちば男女共同参画基本計画第4次ハーモニープランの概要	2
2	ちば男女共同参画基本計画第4次ハーモニープランの体系図	3
第2章	千葉市の男女共同参画の推進	
1	指標の進捗状況	6
2	各施策の実施状況及び自己評価	8
	基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現に向けての理解の促進	11
	基本目標Ⅱ 男女平等と人権の尊重	19
	基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性の活躍	29
	基本目標Ⅳ 仕事と生活の調和を実現できる社会づくり	39
	基本目標Ⅴ 生涯にわたる心身の健康と性・LGBTに関する理解への支援	53
第3章	データで見る千葉市の男女共同参画の現状	
1	千葉市の現状	68
	(1) 人口の推移	68
	(2) 人口と世帯数の推移	68
	(3) 家族類型の推移	69
	(4) 合計特殊出生率の推移	69
	(5) 未婚率の推移	70
	(6) 千葉市における男女共同参画意識	71
2	基本目標関係データ	73
	基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現に向けての理解の促進	73
	基本目標Ⅱ 男女平等と人権の尊重	76
	基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性の活躍	79
	基本目標Ⅳ 仕事と生活の調和を実現できる社会づくり	86
	基本目標Ⅴ 生涯にわたる心身の健康と性・LGBTに関する理解への支援	90
参考資料		
	千葉県男女共同参画ハーモニー条例	95
	男女共同参画社会基本法	100
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	106

第 1 章

ちば男女共同参画基本計画

第4次ハーモニープランの概要

第1章

ちば男女共同参画基本計画第4次ハーモニープランの概要

1 ちば男女共同参画基本計画第4次ハーモニープランの概要

(1) 計画策定の趣旨

社会情勢が大きく変化する中で、持続的な成長を実現し、活力を維持していくためには、性別にかかわらず多様な人材の活躍が必要になっていることから、「千葉市男女共同参画ハーモニー条例」の基本理念に基づき、男女共同参画施策のより一層の推進を図るため策定するものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、千葉市新基本計画を上位とする「ちば女性計画・ハーモニープラン」、「ちば男女共同参画基本計画・ハーモニープラン21」、「ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン（平成23年度から後期計画に改定）」に次ぐ第4次計画です。

また、「ハーモニー条例」、「男女共同参画社会基本法」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に規定する基本計画にも位置付けています。

(3) 計画の期間

平成28年度から令和4年度の7年間

(4) 基本目標と基本的施策

本計画では、目指すべき社会の姿として5つの「基本目標」を掲げています。また、その目標を達成するため、今後、取り組むべき基本的な「施策の方向性」明らかにし、その方向に沿って、本市が7年間に取り組む「基本的施策」を定めています。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現に向けての理解の促進

基本目標Ⅱ 男女平等と人権の尊重

基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性の活躍

基本目標Ⅳ 仕事と生活の調和を実現できる社会づくり

基本目標Ⅴ 生涯にわたる心身の健康と性・LGBTに関する理解への支援

(5) 重点的に実施する施策

総合的かつ計画的に施策を推進しつつ、重要課題や緊急性の高い課題については、迅速に取り組む必要があることから、本計画では、基本目標ごとに重点的に実施する施策を以下のとおり設定しています。

- ① 固定的役割分担意識の解消に向けた取組み
- ② 配偶者等からの暴力などの人権侵害の防止
- ③ 政策・方針決定の場への女性の参画拡大
- ④ ワーク・ライフ・バランスの推進
- ⑤ LGBT（性的少数者）への理解促進と支援

2 ちば男女共同参画基本計画第4次ハーモニープランの体系図

第4次ハーモニープランの体系図		
基本目標	施策の方向性	基本的施策
I 男性の活躍の促進 女性の活躍の促進 男女共同参画の推進	1 男女の個性と能力を伸ばす学校教育の推進	①男女平等教育の推進 ②個性や能力を尊重した教育環境づくり ③子どもの教育に対する家庭や地域の積極的参画
	2 家庭や地域における学習機会の充実 重	①市民の男女共同参画意識の醸成 ②男女共同参画に関する拠点施設の充実 ③男女共同参画に関する学習機会の提供
	3 男女共同参画を推進する民間団体との連携と支援	①男女共同参画を推進する民間団体等への支援 ②男女共同参画を推進する民間団体の交流と連携の推進
II 人権の尊重と男女の平等	1 配偶者等からの暴力の防止と被害への対応(第2次DV計画) 重	①暴力を許さない地域づくりの推進 ②相談体制等の充実 ③被害者の安全確保の徹底 ④被害者の自立と生活再建の支援 ⑤施策推進体制の整備
	2 セクシュアル・ハラスメントや性犯罪等の防止と被害への対応	①セクシュアル・ハラスメントの防止と被害への対応 ②性犯罪等に対する安全対策 ③男女平等や人権侵害に関する幅広い相談事業の充実
	3 国際的な視点に立った相互理解と連携の推進	①多文化共生の推進 ②国籍に関わらず市民が安心して暮らせる環境づくり
III 女性の活躍の促進 男性の活躍の促進 男女共同参画の推進	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 重	①市の政策・方針決定過程における女性の参画の拡大 ②事業所における女性の活躍推進
	2 雇用の分野における男女共同参画の推進	①職場における男女の機会均等 ②女性の再就職等の支援 ③ダイバーシティの推進
	3 自営の商工業や農林水産業の分野等における男女共同参画の推進	①女性の起業に対する支援 ②自営の商工業や農林水産業に従事する男女の協働の確立 ③その他の分野における女性の参画
IV 実現できる社会づくり 仕事と生活の調和	1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 重	①長時間労働の削減などの働き方改革と職場づくり ②家庭生活等と両立しやすい職場づくりへの支援
	2 男女がともに担う家庭生活づくり	①男性の家事・育児・介護への参画促進 ②子育てに関する相談・支援
	3 男女がともに担う地域社会づくり	①地域の各種団体への女性の参画促進 ②地域住民の交流促進 ③地域活動への市民参画の推進
	4 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	①男女共同参画の視点に立った防災体制の確立と普及啓発
	5 ひとり親家庭等への支援	①ひとり親家庭の自立支援 ②貧困など困難を抱える人への支援 ③子ども・若者の自立支援
V 健康と性・LGBTに関する理解への支援 生涯にわたる心身の健康	1 性や健康への理解の促進と健康づくり	①性や健康に関する知識の普及啓発 ②性や健康に関する相談の充実 ③日々の健康づくりの支援
	2 LGBT(性的少数者)への理解促進と支援 重	①LGBT(性的少数者)への理解促進と支援
	3 妊娠・出産期の父母への支援	①安心・安全な妊娠や出産の支援 ②不妊治療に対する支援 ③乳幼児の親への支援 ④リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及啓発
	4 生涯にわたる健康を支援する医療の充実	①性差を考慮した医療の推進
	5 高齢者や障害者の自立支援と社会参加	①介護や疾病の予防 ②高齢者や障害者等が暮らしやすい環境整備 ③高齢者や障害者の日常生活の支援 ④高齢者や障害者への虐待の防止と被害への対応 ⑤障害者の相談・支援 ⑥障害者の自立と社会参加の支援

第1章 ちば男女共同参画基本計画第4次ハーモニープランの概要

第2章

千葉市の男女共同参画の推進

第2章 千葉市の男女共同参画の推進

1 指標の進捗状況

男女共同参画社会の形成に向けて、千葉市の状況がどの程度進んだのか検証するため、各基本目標に1つ以上、計24の指標を設定しています。この指標は、成果をわかりやすく示すものであるとともに、各分野における取組みの推進力となる効果が期待されています。

なお、現状値については、できるだけ新しいデータを記載しています。

第4次ハーモニープラン指標進捗管理表

基本目標	指標項目	計画当初		現状			最終目標	
		調査時期(※1)	数値	調査時期	数値		調査時期	数値
I 男女共同参画社会実現に向けての理解の促進	「男女共同参画社会」という言葉の認知度〔新規〕	平成25年度	51.2%	令和3年度	59.4%	⇒	令和4年度	70.0%
	「男性は仕事、女性は家事・育児」といった固定的性別役割分担意識を持たない人の割合	平成25年度	25.1%	令和3年度	持たない人：39.7% 持つ人：44.6%	⇒	令和4年度	持たない人の割合が持つ人の割合を上回る
	男女共同参画センターの利用者数(※2)	平成26年度	68,857人	-	-	⇒	令和4年度	増加(前年度比)
	男女共同参画センターにおける講座受講者の満足度〔新規〕(※3)	平成27年度	70.1%	令和3年度	77.2%	⇒	令和4年度	80.0%
II 男女平等と人権の尊重	配偶者等からの暴力の相談窓口を知っている人の割合	平成26年度	38.5%	令和2年度	42.0%	⇒	令和4年度	70.0%
	「デートDV」という言葉を知っている高校生の割合〔新規〕	平成26年度	59.1%	令和3年度	71.4%	⇒	令和4年度	80.0%
III あらゆる分野における女性の活躍	附属機関の女性委員の割合	平成27年4月	27.3%	令和4年4月	31.1%	⇒	令和4年度	38.0%
	市職員の管理職に占める女性割合	平成27年4月	17.1%	令和4年4月	24.5% ※教職員含む	⇒	令和2年度 令和7年度	20.0% 30.0%
	民間企業の管理職に占める女性割合〔新規〕(※4)	平成28年度	—	—	—	⇒	令和4年度	平成28年度以降に設定する
	職場において、「男女の地位が平等になっている」と考える人の割合	平成25年度	17.7%	令和3年度	27.4%	⇒	令和4年度	50.0%
	家族経営協定延べ締結農家数	平成26年度	22件	令和3年度末	34件	⇒	令和4年度	36件

第2章 千葉市の男女共同参画の推進

IV 仕事と生活の調和を実現できる社会づくり	育児期にある女性(35-39歳)の労働力率	平成27年度	—	令和2年度	千葉県74.2% 国 76.5%	⇒	令和2年度	国の値を上回る
	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度〔新規〕	平成25年度	36.1%	令和3年度	50.4%	⇒	令和4年度	70.0%
	市男性職員の育児休業取得率	平成26年度	3.1%	令和3年度	51.3%	⇒	令和元年度	13.0%
	民間企業における男性の育児休業取得率〔新規〕(※4)	平成28年度	—	—	—	⇒	令和4年度	平成28年度以降に設定する
	男女共同参画推進事業者登録制度の延べ登録件数	平成26年度	75件	令和3年度末	79件	⇒	令和4年度	160件
	保育所の待機児童数〔新規〕	平成27年4月	0人	令和4年4月	0人	⇒	令和4年度	0人
	男性が1週間で育児に関わる時間〔新規〕(※5)	平成26年度	18時間	令和3年度	19時間23分	⇒	令和4年度	25.5時間
	町内自治会役員に占める女性割合〔新規〕	平成27年5月	26.0%	令和4年4月	31.9%	⇒	令和4年度	30%
	防災ライセンス講座修了者数〔新規〕	平成27年度	195人	令和3年度	149人	⇒	令和4年度	240人/年
	ひとり親家庭の母又は父が就職に役立つ資格取得後等に就職につながった割合〔新規〕	平成26年度	75.0%	令和3年度	93.3%	⇒	令和4年度	90.0%
V 生涯にわたる心身の健康と性・LGBTに関する理解への支援	LGBT(性的少数者)に関して社会的な意識が高まっていると思う人の割合〔新規〕	平成27年度	74.0%	令和3年度	82.1%	⇒	令和4年度	85.0%
	学校や職場内の人、LGBT(性的少数者)だった場合、これまでと変わりなく接することができると思う人の割合〔新規〕	平成27年度	60.7%	令和3年度	56.6%	⇒	令和4年度	75.0%
	高齢者が生きがいを持ちいきいきと暮らしていると思う人の割合〔新規〕(※6)	平成26年度	26.5%	—	—	⇒	令和4年度	50.0%

※1 計画当初の数値に関しては、根拠となる計画等が指標ごとに異なるため、調査時期も異なっています。

※2 令和2年度より、貸館部分を蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館に転用し、貸出業務を移管。

※3 令和2年度「男女共同参画センターにおける講座受講者の満足度〔新規〕」については、回答項目「満足」「ふつう」「どちらともいえない」「不満」のうち、「満足」の回答を満足度として集計しています。

※4 「民間企業の管理職に占める女性割合〔新規〕」及び「民間企業における男性の育児休業取得率〔新規〕」については、女性活躍推進法により各企業で策定・公表することとなった女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画等を参考に目標値等を設定する予定でしたが、十分な情報が得られないため引き続き未設定としています。

※5 「男性が1週間で育児にかかわる時間〔新規〕」の計画当初の数値については、第4次ハーモニープランに掲載している数値を修正しています。

※6 「高齢者が生きがいを持ちいきいきとしていると思う人の割合〔新規〕」の数値については、市民1万人のまちづくりアンケートの結果に基づいていますが、以後実施のアンケートにおいて項目を変更したため平成26年度の数値が最新です。

2 各施策の実施状況及び自己評価

(1) 評価方法

「ちば男女共同参画基本計画 第4次ハーモニープラン」が掲げている各事業の施策の方向性の観点から、どの程度の効果があったか（または達成度であったか）を各事業の担当部署で自己評価を行いました。

①自己評価の選択

- A：計画に基づいて事業を実施し、施策の方向性の観点から、十分な効果があった（または目標を大きく上回った）
- B：計画に基づいて事業を実施し、施策の方向性の観点から、一定の効果があった（または目標を概ね達成できた）
- C：計画に基づいて事業を実施したが、施策の方向性の観点から、あまり効果がなかった（または目標の達成には課題が残った）
- D：計画に基づいて事業を実施したが、施策の方向性の観点から、ほとんど効果がなかった（またはほとんど目標を達成できなかった）
- E：事業を予定どおり実施しなかった
- －：その他（未実施、効果測定不能、事業終了など）

②自己評価を選択した理由

①を選択した理由を記入しています。

③男女共同参画に配慮した点

④懸案事項・課題及び今後の方向性・改善策等

上記①～③の内容を踏まえた具体的内容を記入しています。

(2) 自己評価の集計結果

令和3年度実施事業に関し、各所管が自己評価を行った結果は以下のとおりです。

自己評価	事業数
A：計画に基づいて事業を実施し、施策の方向性の観点から、十分な効果があった（または目標を大きく上回った）	49 事業
B：計画に基づいて事業を実施し、施策の方向性の観点から、一定の効果があった（または目標を概ね達成できた）	162 事業
C：計画に基づいて事業を実施したが、施策の方向性の観点から、あまり効果がなかった（または目標の達成には課題が残った）	10 事業
D：計画に基づいて事業を実施したが、施策の方向性の観点から、ほとんど効果がなかった（またはほとんど目標を達成できなかった）	2 事業
E：事業を予定どおり実施しなかった	1 事業
－：その他（未実施、効果測定不能、事業終了など）	38 事業

(3) その他

- ・庁内の組織編成により、一部の事業について、所管の変更や課名の変更がございます。
- ・掲載している決算額については、全てが第4次ハーモニープランに係る経費とは限りませんので、参考としてご覧ください。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現に向けての理解の促進

施策の方向 1 男女の個性と能力を伸ばす学校教育の推進

①男女平等教育の推進

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課								
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等									
11101	人権教育推進事業	学校教育において、生命・人権・人格を重んじた「人間尊重の教育」を推進する。	人権教育担当者研究協議会及び管理職特別研修会(人権教育)を紙面研修として実施し、人権教育の推進を図った。	20	H28	B	人権教育担当者研究協議会及び管理職特別研修会(人権教育)を紙面研修として実施し、人権教育の推進を図った。	・人権教育担当者研究協議会では、様々な人権課題の一つに女性の人権問題があることを周知した。 ・管理職特別研修会では、学校における性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について周知した。	学校現場での人権課題や社会情勢に合った課題(LGBT、児童虐待等)について理解を促進する。	教育指導課								
					H29	B												
					H30	B												
					R1	B												
					R2	B												
11102	教職員研修の充実	教職員の階層に応じた研修を実施する。	8月と11月に研修会を予定していたが、新型コロナウイルス感染予防のため8月は中止とし、11月のみ開催した。教頭登載者29人を対象に【教職員のメンタルヘルス、学校徴収金・学校危機管理への取組、これからの管理職に求められる資質、不祥事防止対策】について講義を行った。	-	H28	A	学校の管理・監督者として必要な知識や情報を提供することができたが、協議を行うができず十分な意見交換ができなかったため。	教職員のメンタルヘルスでは、教職員の男女におけるストレス要因や管理職として男女平等、相互理解、協力等の意識をもって指導に当ることを研修した。 不祥事防止対策では、わいせつ・セクハラ防止に向けた内容を取り入れた。	【課題・懸案事項】 研修内容が多岐に渡っており、研修日程拡充の必要性もあるが、他の行事や研修と重なるなど、日程調整が難しい。 【改善策・今後の方向性】 限られた日程のなかで、より効果的な研修内容となるよう検討を進めていく。	教育職員課								
					H29	A												
					H30	A												
					R1	A												
					R2	B												
					R3	B												
					80	・小・中学校の新任教員に対し、拠点校指導方式により、年間指導計画に基づく研修を年間30時間以上実施した。 ・授業研修(年間150時間以上)、研修の準備と整理(年間90時間以上)の合計240時間以上の研修を実施した。 ・拠点校指導員の研修旅費					80	・小・中学校の新任教員に対し、拠点校指導方式により、年間指導計画に基づく研修を年間30時間以上実施した。 ・授業研修(年間150時間以上)、研修の準備と整理(年間90時間以上)の合計240時間以上の研修を実施した。	H28	B	・小・中学校の新任教員に対し、拠点校指導方式により、年間指導計画に基づく研修を年間30時間以上実施した。 ・授業研修(年間150時間以上)、研修の準備と整理(年間90時間以上)の合計240時間以上の研修を実施した。	研修では性別にとらわれないこと、児童生徒が自らの生き方を考え、自分の意志と責任で進路を選択・決定する能力・態度を身に付けることができるような学習内容を考えることができるよう指導した。	男女共同参画社会に関する知識・理解は深まっており、今後も取組を継続・拡充していく。	教育センター
													H29	B				
													H30	B				
													R1	B				
													R2	B				
					110	・初任者研修 163人 ・リレー研修(2年目) 146人 ・ " (3年目) 151人 ・5年経験者研修 162人 ・中堅教諭等資質向上研修 165人 ・20年経験者研修 21人 *上記の報償費のみ					110	新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、集合研修の回数が大幅に減少したが、実施した事業に関しては、成果を得ることができた。	H28	A	・研修内容の企画・立案や講師の招聘において、男女双方の意見を参考にした。また、受講生のグループ編成において、男女の偏りがないように留意した。 ・固定的な男女の役割意識を学校での生活や教育の中で無意識のうちに子どもたちに伝えていくことができないよう研修を実施した。	研修を進めるうえで、男女双方それぞれの視点から、様々な意見を聞くことができ、有意義な研修だった。今後も継続していくことが必要である。	教育センター	
													H29	A				
													H30	A				
													R1	A				
R2	B																	
72	基本研修 4講座 専門研修 9講座 を実施 ※新型コロナウイルスの影響で24講座は書面開催、2講座が中止。	72	新型コロナウイルス感染症の影響でほとんどの講座が書面開催となった。実施できた講座では、男女の職業能力の開発と資質向上に効果があった。	H28	A	・新しく子供たちにかかわる教職員の資質や力量の向上を図るため、基本的な研修を4講座実施した。 ・専門研修は書面開催を含めて33講座の実施となったが、職種の専門性を高めるとともに、子供を様々な視点から捉え、個性と能力を發揮できる教育環境の整備推進をテーマに研修をした。 ・企画・立案・運営について、所内全員で協議し、男女隔てなく分担している。	【課題・懸案】 ・新型コロナウイルス感染症への対応 ・教育講演会への市民参加の促進 【改善策・今後の方向性】 ・新型コロナウイルス感染症に対応し、研修内容に応じた参集型やリモート等の研修方法の工夫 ・市政だより等を活用した一層の周知 ・魅力ある演題の設定の工夫	養護教育センター										
				H29	A													
				H30	A													
				R1	A													
				R2	-													
11103	保育所職員研修事業	保育の質の向上を図り、専門的で高度な知識や技術を習得するため、職種別研修等を行う。	・短期派遣研修(6回24名) ・職種別研修(55回) 総括主任保育士研修 栄養士研修 看護師研修 調理員・用務員・技能員研修 衛生講習会 保育士研修 障害児保育研修 食物アレルギー対応研修	898	H28	B	・研修において理論を深めると共に、視野を広げ、実践につながるよう学ぶことができた。 ・R3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で動画配信での研修も多く、職員同士の意見交換の場を持つことはできなかった。	性別、障害の有無ではなく、子ども一人一人を大切にできるように、専門性を高められるようにしている。	・今後も新規開設園の増加も見込まれるため、研修を受ける機会が平等となる体制づくりをする。職員の専門性の向上を図るため、研修内容を検討し、特に小規模保育施設等へのアプローチを行っていく。 ・感染防止の観点から集合研修が実施できない場合も動画配信での研修を実施する。	幼保運営課								
					H29	B												
					H30	B												
					R1	B												
					R2	-												
R3	B																	

②個性や能力を尊重した教育環境づくり

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価				所管課		
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点		課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
11201	進路指導 推進事業	将来の生き方を考える進路指導の推進に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育推進連携会議を年2回開催(1回は紙面会議) ・キャリア教育主任研修会を1回開催(紙面開催) ・中学1、2年生にキャリア教育ノート、3年生に進路選択の手引を作成・配布 ・専門高校リーフレットを作成し、中学1・2年に配付 ・保護者資料「子供と共に考える進路」を千葉市HPに掲載 	2,281	H28	B	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育推進連携会議を年2回開催し、個性や能力を尊重した教育環境づくりを踏まえた職業体験学習推進の検討を行った。 ・キャリア教育主任研修会を1回開催し個性や能力を尊重した教育環境づくりのための周知を図った。 ・配布資料やHP掲載資料の作成にあたり、個性や能力を尊重した進路選択ができるような内容を充実させた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育・進路指導に当たって、男女共同参画の社会を前提とし、男女共通の教育を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同社会の知識・理解は深まっており、将来の社会参画を見据えて、取組みを継続していく。 	教育改革推進課	
					H29	B					
					H30	B					
					R1	B					
					R2	B					
					R3	B					
11202	職場体験の推進	中学校における職場体験を通して、働くことの意義を自覚させ、勤労観・職業観を育む中で、主体的に自己の生き方を考えさせる。	<ul style="list-style-type: none"> ・職場体験実施率11.1% ・職場体験の代替事業として、出前授業(職業講話)における新規協力企業を拡充した。 	0	H28	B	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の影響で、受け入れ企業からの中止申し入れなどもあり、職場体験実施率は2年続けて100%ではなくなっているが、生徒のニーズに応じた出前授業(職業の講話)が実施できるよう、新規協力企業を拡充した。職場体験と出前授業を合わせて「職業体験学習」として捉え、各学校が選択できるよう推進した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女問わず、生徒のニーズを踏まえ、将来の社会参画につながる新規協力企業を拡充した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に配慮した職業体験学習は進んでおり、今後も同様の取組みを継続していく。 	教育改革推進課	
					H29	B					
					H30	B					
					R1	B					
					R2	B					
					R3	B					
11203	スクールカウンセラー活用事業	臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、児童生徒へのカウンセリングを実施するとともに、教職員及び保護者に対する助言・援助を行い、いじめや不登校等の問題について未然防止や解決を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・全市立学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒へのカウンセリングや保護者及び教職員からの悩み等の相談にあたった。小学校と特別支援学校は配置時間数を拡充した。相談件数は、小学校26,941件、中学校23,809件、高等学校319件、特別支援学校705件であった。 	176,120	H28	A	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が男女関係なく、カウンセリングを受けることにより、児童生徒の悩みや不登校の未然防止、早期解決につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒一人一人の個性や能力を尊重した対応により、悩みの解消を目指し、いじめや不登校の未然防止、早期解決に努めた。 ・男女それぞれの悩み及び男女問わない悩みの相談に的確に対応できるように、スクールカウンセラーの研修の充実を図った。 ・男女それぞれの相談に的確に対応できるよう、スクールカウンセラーの適性な採用・配置に配慮している。 	性別にとらわれることなく、様々な発達段階からカウンセリングを受けられる教育相談体制充実のために、スクールカウンセラーの配置時間の拡充を目指す。	教育支援課	
					H29	A					
					H30	A					
					R1	A					
					R2	A					
					R3	A					
11204	教育相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・教育センター及び養護教育センター等において、教育相談(電話相談、来所相談、訪問相談等)を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談 ①電話相談 517件(夜間相談件数346件を含む) ②SNS相談 1087件 ③学校訪問相談 校(小学校16校・中学校11校・特別支援学校1校) ④生徒指導調査研究委員会による調査及び研究協議、生徒指導資料作成を行い、市内各学校に周知を図った。 	5,517	H28	A	<ul style="list-style-type: none"> 男女を問わず教育相談を実施することにより、児童生徒、保護者の悩みの解消、いじめや不登校の未然防止、早期解決につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員は、相談者の悩みにできるだけ寄り添うようにしている。男女を問わず悩みを抱える児童・生徒の相談に応じられた。 ・教育相談担当による学校訪問によって、不登校の児童生徒の把握と支援を行った。 	性別にとらわれることなく、相談者の悩みにできるだけ寄り添うようにして児童・生徒・保護者が安心して相談できるようにしていく。	教育支援課	
					H29	A					
					H30	A					
					R1	A					
					R2	A					
					R3	A					
				115,971	<ul style="list-style-type: none"> 電話相談 延べ4,198件 来所相談 延べ2,964件 訪問相談 104件 医療相談 116件 教育支援センター 199名 中学校グループ活動 67名 小学校グループ活動 50名 	<ul style="list-style-type: none"> 各事業で丁寧に対応し、学校復帰や学校部分復帰を果たすことができた。社会的自立を支援するための教育支援センターは各区に計6か所設置し順調に運営することができた。すべての事業で前年度より多くなっている。特に、家庭訪問相談、教育支援センターの増加が著しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女それぞれの相談に適切に対応できるよう、相談員の研修の充実を図った。 ・DV被害などの保護者相談にも対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・性別にとらわれることなく、相談者の希望や状況に寄り添った丁寧な教育相談を実施し、引き続き不登校の子供の社会的自立に向けた支援を充実させていく。 ・家庭訪問相談派遣枠が不足しており、待機児童生徒が多数出ている。相談員の増員が必要である。 ・教育支援センターの小学生への支援拡充のため、小学生に特化した指導員の配置を行っていく必要がある。 	教育センター		
										H28	B
										H29	A
										H30	A
										R1	A
										R2	B
R3	A										
27,387	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談 ・来所相談 1,541件 ・電話相談 1,901件 ・土曜相談 43件 ・医療相談 62件 学校訪問相談員の派遣 112校 407回 訪問ハッピーキャンプ 新型コロナウイルス感染症の影響で中止 	<ul style="list-style-type: none"> 男女がともに担う家庭生活や子育て、ひとり親家庭の子育てへの支援に効果があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談希望の保護者に対して、適切な相談の機会を提供した。 ・保護者に子育てに係ることの大切さを伝えるとともに、土曜教育相談を実施して保護者がともに来所できるようにした。 ・企画・立案・運営について、所内全員で協議し、男女隔てなく分担している。 	<ul style="list-style-type: none"> 【課題・懸案】 ・学校や関係機関との連携 ・保護者間の連携 【改善策・今後の方向性】 ・連携会議等の充実 ・教職員研修等の機会をとらえた一層の理解推進 ・保護者相互の情報共有の促進 	養護教育センター						
						H28	A				
						H29	A				
						H30	A				
						R1	A				
						R2	A				
R3	A										

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課		
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等			
11205	キャリア教育の推進 〔新規〕	産学連携の会議を設置するとともに、教育研修プログラムの開発などを行い、地域経済や地域産業を支える人材の育成や確保に向けたキャリア教育の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育推進連携会議を年2回開催した(1回は紙面会議)。 ・出前授業(職業講話)における新規協力企業を拡充した。 ・キャリア教育主任会でキャリア教育ガイドブックの活用を促した。 	121	H28	B	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育推進連携会議を年2回開催し、個性や能力を尊重した教育環境づくりを踏まえた職業体験学習推進の検討を行った。 ・生徒のニーズに応じた出前授業(職業の講話)が実施できるよう、新規協力企業を拡充した。職場体験と出前授業を合わせて「職業体験学習」として捉え、各学校が選択できるよう推進した。 ・キャリア教育主任研修会を1回開催し個性や能力を尊重した教育環境づくりのための周知を図った。 	男女問わず、生徒のニーズを踏まえ、将来の社会参画につながる新規協力企業を拡充した。	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に配慮した職業体験学習は進んでおり、今後も同様の取組みを継続していく。 	教育改革推進課		
					H29	B						
					H30	B						
					R1	B						
					R2	B						
					R3	B						
			-	29年度で事業終了。29年度に開発された研修プログラムをもとに、社会体験研修は継続して実施する。	H28	A	-	-	-	-	-	教育センター
					H29	A						
					H30	-						
					R1	-						
					R2	-						
			0	キャリア教育推進連携会議を開催した。	H28	B	企業や学校関係者などさまざまな立場の視点から、キャリア教育に関連する意見交換を実施できた。	性差による固定的な職業観を意識することなく委員の選定や意見交換を行った。	引き続き、企業等のキャリア教育への参画を推進していく。	教育改革推進課・雇用推進課		
					H29	B						
					H30	B						
					R1	B						
R2	B											
R3	B											
11206	ちばっ子商人育成スクール 〔新規〕	多くの子ども達が様々な内容のキッズアントレプレナーシップ教育が受けられるよう、大学や企業等との連携を拡げることにより、市内各地域で多様な講座やイベント等を実施し、次世代を担う子どもの起業家精神を喚起する。	<ul style="list-style-type: none"> ・西千葉子ども起業塾 66人 ・幕張新都心ビジネススクール 15人 ・夏休みおしごと感動体験ワクワクワーケデー 中止 	1,179	H28	B	個性や能力に応じた体験ができ、参加者アンケートの結果からも、事業の目的を概ね達成できた。	性差による固定的な職業観を意識することなく、子どもたちの興味や自主性を尊重できるプログラムにした。	アントレプレナーシップ教育を推進するため、令和3年12月に設立した産学官による「ちばアントレプレナーシップ教育コンソーシアム」を中心に、子どもたちの興味や自主性を尊重したプログラムを提供していく。	雇用推進課		
					H29	B						
					H30	B						
					R1	B						
					R2	B						
					R3	B						

③子どもの教育に対する家庭や地域の積極的参画

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
11301	学校・家庭・地域連携まちづくり推進事業	各中学校区において、まちづくり推進会議を開催し、学区小中学校を核とした家庭と地域の三者が連携した安全・安心で過ごしやすいまちづくりを企画立案する。この活動を通して、子どもたちの地域に対する愛着や誇りを育む。	コロナ禍ではあったが学校を核として、市内54中学校区で約80,000人の児童生徒、保護者、地域の方々に参加した。花いっぱい活動 22中学校区 挨拶運動 17中学校区 美化活動 12中学校区 地域清掃活動 14中学校区	491	H28	B	当該活動を通じて、学校での教育活動に家庭や地域の参画を促進するとともに、子どもたちの地域に対する愛着や誇りを育む機会となった。	地域団体等との連携が活発に行われている地区の事例を紹介し、他地区でも事例を活用することで、地域活動への参画の推進を図った。	全ての中学校区において活動が定着し地域に根付いており、一定の成果を果たしたとして廃止となった。	教育指導課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	—				
11302	家庭教育資料作成事業	小学校入学時、高学年になる5年生時及び中学校入学時に、保護者に子育て支援の一環として子育ての手引きを配布する。	・小学1年生 9,040部 ・小学5年生 9,420部 ・中学1年生 8,170部	544	H28	B	ゲーム障害に関することについて低学年、高学年、中学生と発達段階に応じた記載で掲載した。自撮り画像の被害について前年度に引き続き高学年版にも掲載した。	・家庭教育資料の内容、イラストに男女の偏りがないか留意した。	保護者を対象に引き続き配布を行うとともに、掲載内容については、関係機関等からの情報を元に、適宜見直しを行い、家庭教育資料の充実を図る。学校現場において、学級懇談会や入学説明会などで活用してもらるように周知していく。	健全育成課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
11303	学校と地域の連携・協働体制の整備事業〔新規〕	学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整備するための学校支援地域本部を、より多くの学校区に設置する。	1 学校支援地域本部設置45校への継続支援 2 新設置予定校10校への説明・支援 3 地域コーディネーター研修会の実施 4 各校報告書のとりまとめ	1,483	H28	B	コロナ感染症防止に伴い、大幅に活動が縮小した。ただし、コロナ感染症の終焉を見据え、組織の拡充は図っていった。	性差に関する表現をしないよう心掛けた。各校の地域コーディネーターは、性別に関係なく依頼されている。	継続し、設置校を増やしていく。	学事課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				

施策の方向 2 家庭や地域における学習機会の充実

①市民の男女共同参画意識の醸成

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
12101	ハーモニー講演会の開催	男女共同参画社会の形成に向け、意識啓発を目的とした講演会を実施する。	ハーモニー講演会 ・登壇者：菊地 幸夫氏 ・場所：千葉市生涯学習センター ・開催日：令和4年1月30日 ・参加者数：82人(うち動画視聴者26人)	795	H28	B	・自身の具体的な経験をもとにワーク・ライフ・バランスについて講演を行い、仕事と家庭を両立する必要性等を伝えた。 ・参加者へのアンケートでは、「満足・やや満足」と回答した方が8割を超えており、非常に好評だった。	仕事や家庭、地域社会での生活について、具体的な経験をもとに講演を行った。	【課題・懸案事項】参加者数増加のための方策の検討が必要 【改善策・今後の方向性】引き続き、実施・周知方法や開催時期、開催方法等について十分検討を行っていく。また、講演会以外の方法での意識啓発等の方法についても研究していく。	男女共同参画課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
12102	男女共同参画週間の実施	毎年12月の市男女共同参画週間の周知を図るとともに関連行事を開催する。	男女共同参画週間(12月6日～12日)を実施。 ・市の広報紙等による周知 ・市男女共同参画週間事業(ちば男女・みらいフォーラム)の開催(12月6日～12日)参加者1,114人 ・そごう千葉店地階ギャラリーにてパネル・ポスター展示	-	H28	B	・男女共同参画週間にあわせて、市政だより12月号に「今日から始めよう!～みんなが活躍できる社会へ～」を掲載し、周知を図るとともに、関連行事として男女共同参画センターまつりを開催した。 ・12月7日～13日の期間、そごう千葉地階ギャラリーにて、男女共同参画に関するパネル及びポスターを展示したり、情報誌・講座のチラシ等を配布した。	男女共同参画社会の形成に対する市民及び事業者の関心を高め、理解を深めるとともに、男女共同参画社会の形成に向けた取組が積極的に行われるよう、市男女共同参画週間事業を実施した。	【改善策・今後の方向性等】引き続き、周知方法や関連行事の実施内容等について十分検討を行っていく。	男女共同参画課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
12103	男女共同参画に関する情報誌の発行	男女共同参画センター情報誌「みらい」を発行し、男女共同参画に関する情報提供を行う。	情報誌「みらい」第43号、第44号2回、各5,000部発行	-	H28	B	情報誌「みらい」を発行し、来館者・事業参加者及び市内の主な公共施設に配布し、男女共同参画に関する情報を提供することができた。 ・第43号：PICKUP「女性の政治参画は拡大しているのか 政治分野における男女共同参画の現状と課題を考える」他 ・第44号：特集「働く女性をとりまく“アンコンシャス・バイアス”」他	男女共同参画センターの情報誌として、男女共同参画社会推進やジェンダー平等に向けての課題・現状などを踏まえた情報発信とともに、センターでの実践、取組についても市民にわかりやすい情報提供に努めた。	【課題・懸案事項】人々の活字離れが進む中、男女共同参画についての意識を喚起し、読みやすく情報がしっかりと伝わる誌面づくりを進める。 【改善策・今後の方向性】手に取りやすい誌面づくりに向け、印刷サイズの変更や特集記事の構成などを検討する。	男女共同参画課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				

②男女共同参画に関する拠点施設の充実

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
12201	男女共同参画に関する資料の収集・提供	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する各種資料を収集し、貸出等を行う。	貸出人数：1,896人 貸出冊数：7,842冊 ・情報資料センター内に特集コーナーを設置し、テーマごとの資料を展示	-	H28	B	情報提供・発信に係る機能強化を進めるため、「情報資料センター」の資料室機能の強化に向け、資料の収集・整理に努めた。 また、各種事業と連携を図り、参加者への参考資料リストの配布や実施会場での資料展示など利用者への情報提供を積極的に行った。	男女共同参画に係る幅広い分野の情報・資料の収集と情報提供のため、情報資料センター内での特集コーナーの設置のほか、情報展示コーナーにおける企画展示に併せて図書資料を展示した。また、資料活用の利便性と市民の男女共同参画への理解促進のため、ホームページの基本目標や施策体系に即した書架づくりを図っている。	【課題・懸案事項】 公共図書館等の傾向と同様に、読書離れや人口減等もあり、利用者や本の貸出数などが減少傾向にあるが、今年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、引き続き利用者の減少につながっている。 【改善策・今後の方向性】 資料の充実や「情報展示コーナー」での企画展示事業との連携など、また、子どもや若年層にも配慮した資料収集を実施する。	男女共同参画課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
12202	男女共同参画に関する調査研究	男女共同参画に関する調査や研究等を行い、現状の把握や施策への反映を行う。	〔調査〕 「男女共同参画に関する意識調査」 対象：市内在住の20歳以上の男女各1,500人 有効回答数 976件 有効回答率 32.5% 〔研究〕 千葉市登録事業者等における社員研修等及び教育ニーズに関する研究(2年目) 千葉市内事業事業所を対象に研修実施の有無・内容等を調査。	-	H28	B	<調査> 調査と分析を通し市民の男女共同参画に関する意識や実態が明らかとし、男女共同参画社会形成を推進していくのに必要な基礎資料を得ることができた。 <研究> 市内従業員数5人以上の事業所を対象としたアンケート調査・分析し、社員教育や女性のキャリアアップ支援に資する研修事例等を立案した。	<調査> 経年調査の動向を踏まえつつ、市民の男女共同参画に関する意識の実態を把握し、今後の男女共同参画社会形成を推進していくに必要な基礎資料を得た。 <研究> 市内の事業所における研修の実態を把握し、女性活躍推進のための学習機会提供の参考資料及び研修事例の立案に資するデータを得た。	【課題・懸案事項】 <調査>回答率の向上と世代バランス。 <研究>研究体制の強化と予算の確保。 【改善策・今後の方向性】 <調査>多様な年代の意見収集に係る調査方法の検討(市)。 <研究>研究事業のあり方の検討。	男女共同参画課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
12203	男女共同参画センターの機能充実〔新規〕	講座のアウトリーチを行い、センターのみでなく、市内の施設や学校、企業等に出向いて講座を開催した。また、新型コロナウイルス感染症対策を実施し、オンライン講座を取り入れて事業展開を行った。	-	H28	B	施設利用者の利便性と安全・安心かつ快適に利用できるよう管理運営を行った。	施設利用時や講座開催時に託児利用サービスを行い、市民活動や学習の際に利用しやすい環境づくりを行った。	【課題・懸案事項】 新型コロナウイルス感染症対策を実施しつつ、利用者に満足してもらえる事業の展開。 【改善策・今後の方向性】 講座受講者アンケートによる意見の収集及び改善対応を行っていく。	男女共同参画課	
				H29	B					
				H30	B					
				R1	B					
				R2	B					
				R3	B					

③男女共同参画に関する学習機会の提供

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
12301	男女共同参画に関する資料の収集・提供 【基本目標1-2-②の再掲】	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する各種資料を収集し、貸出等を行う。	貸出人数：1,896人 貸出冊数：7,842冊 ・情報資料センター内に特集コーナーを設置し、テーマごとの資料を展示	-	H28	B	情報提供・発信に係る機能強化を進めるため、「情報資料センター」の資料室機能の強化に向け、資料の収集・整理に努めた。 また、各種事業と連携を図り、参加者への参考資料リストの配布や実施会場での資料展示など利用者への情報提供を積極的に行った。	男女共同参画に係る幅広い分野の情報・資料の収集と情報提供のため、情報資料センター内での特集コーナーの設置のほか、情報展示コーナーにおける企画展示に併せて図書資料を展示した。また、資料活用の利便性と市民の男女共同参画への理解促進のため、ホームページの基本目標や施策体系に即した書架づくりを図っている。	【課題・懸案事項】 公共図書館等の傾向と同様に、読書離れや人口減等もあり、利用者や本の貸出数などが減少傾向にあるが、今年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、引き続き利用者の減少につながっている。 【改善策・今後の方向性】 資料の充実や「情報展示コーナー」での企画展示事業との連携など、また、子どもや若年層にも配慮した資料収集を実施する。	男女共同参画課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
12302	男女共同参画に関する講座の開催	男女共同参画センター等において、男女共同参画に関する講座を開催する。	研修学習事業 43講座開催 ・男女共同参画啓発： 男女共同参画講座等 8講座 ・平等・人権教育推進： DV被害者支援講座等 9講座 ・女性活躍推進： 女性のための就職応援講座等 10講座 ・ワーク・ライフ・バランス支援： 家庭生活における参画・現代的課題講座等 10講座 ・健康・LGBT理解促進： リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座等 6講座	-	H28	A	・女性対象は12講座、その他31講座は男女双方を対象と実施した。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、夜間実施の講座、他県在住の講師による講座、ワークを中心とする講座などはあらかじめオンラインで計画。また、会場で行う場合もソーシャルディスタンスが担保できる定員に設定するなど事業の継続に注力した。	男女共同参画社会の形成に向けた学習機会提供を推進し地域での講座の拡充などのため、公民館等の教育機関や各種団体との連携・協力により、幅広い年代への啓発事業を実施することができた。	【課題・懸案事項】 センター外での幅広い事業展開に伴う会場の確保や連携・協力先の拡充が必要である。また、センター外での実施においては、安全面からも託児対応に適した別室の確保に課題がある。 【改善策・今後の方向性】 施設や団体等を所管する市関係部門や教委・市立学校等の教育機関など、男女共同参画学習実施に係る全庁的な理解と協力体制づくりの継続。 ・各種団体や民間事業者の事業所等を対象にした研修機会としての活用を推進。	男女共同参画課
					H29	A				
					H30	A				
					R1	A				
					R2	B				
					R3	B				
12303	生涯学習施設における男女共同参画に関する講座の開催	生涯学習施設において、男女共同参画に関する講座を実施する。	【公民館】 ・男女共同参画講座 12事業 【生涯学習センター】 ・迷いをプラスに考える思考法〜コロナ禍で考える私の働き方 ・きちんと知りたいLGBTのこと ・しごと応援ゼミⅠ・Ⅱ・Ⅲ ・50代60代の今を考える自分らしい働き方 ・なりたいたい私を考えるコラージュワーク 計7事業	140	H28	B	【公民館】 引き続き、男女共同参画センターとの共催事業を実施した。LGBTについて学ぶ講座など新たなテーマを取り上げ、性別役割分担意識にとらわれない意識づけを示すことができた。 【生涯学習センター】 新型コロナウイルス感染症の影響により応募者数の定員割れも一部あったが、当初の予定を上回る事業を実施した。	【公民館】 夫婦やパートナーで学ぶ整理収納術やDVについて学ぶ講座、介護をテーマとした講座などを実施した。 【生涯学習センター】 女性のキャリア形成力を高めるという視点で講座を企画し、実施した。	【公民館】 今後も千葉市男女共同参画センターなどとの連携事業を含め、事業を実施していく。 【生涯学習センター】 参加者の利便性を考慮し、オンラインでの開催についても、引き続き注力していく。	生涯学習振興課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				

施策の方向 3 男女共同参画を推進する民間団体との連携と支援

①男女共同参画を推進する民間団体等への支援

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
13101	民間団体 に対する 活動支援	男女共同参画社会実現に向けて活動している団体やグループの交流及びネットワーク形成の支援、情報の発信・収集を目的に団体登録を行う。	市民企画講座 2団体 市民団体活動資料展示 1団体	-	H28	B	男女共同参画の推進に資する団体活動支援の一環として、自主講座の開催を支援した。また、団体活動を展示して紹介する場を設けた。	団体・グループ等への各種情報提供や活動の場づくりなどを通じ、男女共同参画意識の醸成に資する啓発を図った。	【課題・懸案事項】 ・男女共同参画を推進する意思を有する団体の育成・ネットワークづくり。 ・新型コロナウイルスの流行が終息せず、団体活動も低調となっている。 ・交流コーナーの活用を踏まえた交流の場作りと団体・個人を問わないネットワーク形成への支援。 【改善策・今後の方向性】 男女共同参画活動に資するゆるやかなネットワーク作りを推進。	男女共同 参画課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
13102	民間団体 を支える 人材の育 成	男女共同参画を支える人材育成のための講座を開催する。	フォーラム企画ワークショップ (2講座実施) ・新たな男女共同参画社会を目指して ・アイデア発想型の企画力を養おう 受講者数：計36人	-	H28	A	国の第5次男女共同参画基本計画を学び、国ひいては市が進めようとしている方向性を共有する学習機会の提供及び、男女共同参画社会づくりを推進する事業を企画する際の多様化するニーズに柔軟に対応するためのスキルを習得する場とすることが出来た。	国の第5次男女共同参画基本計画を市民活動の段階にまで浸透させることで、男女共同参画社会づくりの推進力となる。 また、多様な生き方を選択する人々が協働する際に、相手の発想を否定することなく活かすことで活動の幅や連携の輪が広がるのが期待できる。	【課題・懸案事項】 事業の成果を男女共同参画を目指す幅広い人材育成に繋げる。 【改善策・今後の方向性】 スキル向上への取組も含めた実践活動への継続的なフォロー。	男女共同 参画課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	A				
13103	市民企画 講座の開 催	男女共同参画センターにおいて、市民の企画運営による男女共同参画に関する講座の開催を支援する。	市民企画講座 企画団体：千葉市助産師会 受講者数：21人 企画団体：NPO法人ウィメンズ・リンクちば 受講者数：14人	-	H28	B	男女共同参画の推進に資する活動団体からの応募を募り、「ワークライフバランスを推進するヘルスリテラシー」、「男女平等ってどこまですすんでいる?〜もつと生きやすくなるヒント」の2講座を実施した。	男女共同参画に関する分野のテーマから企画提案を募集し、市民が自主的に企画・運営を担う事業として実施している。企画段階や主催者としての取組を通じ、男女がともに担う地域社会づくりに向けた人材育成の一環として実施することができた。	【課題・懸案事項】 新型コロナウイルスの流行による団体活動の縮小や感染防止対策による運営方法の制限など。 【改善策・今後の方向性】 団体活動・社会状況等の変化を踏まえた協働や実施のあり方を検討する。また、コロナ対策を踏まえた実施への協力を求める。	男女共同 参画課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				

②男女共同参画を推進する民間団体の交流と連携の推進

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
13201	男女共同 参画セン ターまつ りの開催	市民団体や市民との協働により、男女共同参画に関する講座や講演会、展示などを行うイベントを開催する。	開催日12月7日(火)～12日(日) 参加者：のべ1,114人	-	H28	B	男女共同参画週間行事として、「ちば男女・みらいフォーラム2021」を開催し、併せてフォーラムつながり事業4企画、市民団体提案事業3企画、自主事業2企画を実施した。	メイン事業として実施した講演&グループセッションでは、女性管理職が増えづらい現状から、制度を整えるだけではなく人々の中にある無意識の思い込みを変えていくことが重要であることを学び、参加者同士で共有することができた。また、実施した各種事業においても団体等と協働するよう取り組んでいる。	【課題・懸案事項】 参画センターの行事として、より設置目的に適切、男女共同参画を目指す団体活動との協働が出来るような内容を強化していく。 【改善策・今後の方向性】 広く市民の男女共同参画に係る意識の啓発・普及を目的とした強化週間とする。	男女共同 参画課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
13202	ちば男女・みらいフォーラムの開催	市民団体の活動推進、ネットワーク化や男女共同参画センターとの連携強化のため、シンポジウムなどを開催する。	令和3年度ちば男女・みらいフォーラム講演&グループセッション「『女性管理職になりたがらない?!』から考える『無意識の思い込み』」 受講者数：12人 講座「フォーラム企画ワークショップ」(2講座) 受講者数：36人	-	H28	B	・講演&グループセッションでは無意識の思い込みをテーマに講演を行い、それを受けて参加者同士で意見交換を行うことで、交流を図ることができた。 ・フォーラム企画ワークショップでは、市民がともに学び、意見交換や交流する機会を作ることができた。	・講演&グループセッションでは、女性管理職が増えづらい原因が人々の中にある無意識の思い込みにあるのではないかと提示し、そのことを参加者同士で共有する時間をつくった。 ・国の第5次男女共同参画基本計画を共に学び、国ひいては市・センターが今後進める事業の土台を共有することで連携を強化することができた。	【課題・懸案事項】 人材育成に繋がるよう、フォーラムの内容企画や運営を担う市民参画型での実施形態が望ましいが、実行委員等の希望者が少なく、コロナ禍も影響した。 【改善策・今後の方向性】 男女共同参画社会づくりを推進する団体・個人との連携を図る(フレンドシップ事業等)。	男女共同 参画課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				

基本目標Ⅱ 男女平等と人権の尊重

施策の方向 1 男女の個性と能力を伸ばす学校教育の推進

①暴力を許さない地域づくりの推進

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課		
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等			
21101	幼少期からの暴力を防止するための人権教育の推進	保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校において、心身の発達段階に応じ、幼少期から、他者を尊重し、暴力を防止するための人権教育を推進する。	R3年度より、教育委員会で実施しているプログラムに統合した。	0	H28	B	-	-	-	-	こども家庭支援課	
					H29	C						
					H30	B						
					R1	B						
					R2	D						
					R3	-						
			新規開設園対象の研修会や巡回指導等を通じて自己肯定感を高くむ子どもへのかかわり方等について、助言していった(例:自己評価項目の活用等)	-	H28	B	各園内研修等を通し子どもへの関わりを学び合い実践している。	性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。	今後も新規開設園が増えるため、勤務する保育士等に対して巡回指導時に自己肯定感を育む子どもへの関わり方等について、必要に応じ指導していく。	-	-	幼保運営課
					H29	B						
					H30	B						
					R1	B						
					R2	B						
					R3	B						
未実施	-	H28	-	-	-	-	-	-	幼稚園の所管庁は千葉県であるため、市で指導することは困難。毎年11月に児童相談所が実施する児童虐待防止関係機関職員研修会の案内を送付し、研修参加を促しているが、当該主催では上記理由から研修は実施していない。	幼保支援課		
		H29	-									
		H30	-									
		R1	-									
		R2	-									
		R3	-									
・児童虐待問題に対する社会的関心喚起を図った。 ・児童虐待防止対策への取り組みを推進した。 ・11月を「児童虐待防止推進月間」とし、集中的な広報啓発活動を行った。	0	H28	B	オレンジリボンキャンペーン期間中に全国で児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを用いた啓発活動を行った。	オレンジリボンを用いた啓発活動を通して、児童虐待防止を市民に呼びかけ、暴力を許さない地域づくりに貢献できた。関係機関とも連携し、虐待防止対策を行うことができた。	-	-	-	学校現場での人権課題や社会の情勢に合った課題について理解を促進する。	教育指導課		
		H29	B									
		H30	B									
		R1	B									
		R2	B									
		R3	B									
21102	若者に向けたデートDV予防教育の推進	関係機関と連携し、デートDV予防プログラムの活用等、若者(中・高・大学生)を対象とした「デートDV」の予防教育を推進する。	講座「若者のためのデートDV予防講座Ⅰ～Ⅵ」受講者数:340人	-	H28	A	市内の大学や学校、社会教育施設の協力で講座を開催し、340人が受講した。	若年層がお互いを大切にす対等な人間関係づくりについて学ぶ機会を提供することができた。	-	【課題・懸案事項】若年層への啓発では学習機会提供の場となる学校や教育委員会等の理解と協力が必要である。 【改善策・今後の方向性】DV所管部門や教委担当部門間の政策的な連携が図られ、体系的・継続的な実施体制に繋がることが望ましい。	男女共同参画課	
					H29	A						
					H30	A						
					R1	A						
					R2	B						
					R3	A						
		市内中学2年生全員にデートDV予防リーフレットを配布 8,500部	296	H28	B	デートDVがどのようなものかを、より分かりやすく伝わるよう、内容の一部を修正し、市内中学2年生全員に配布した。また、教職員や関係機関へもリーフレットの周知を行った。デートDVという言葉に触れ自分なりに考える機会を作り、予防啓発には一定の効果があったと考える。	男女が一緒に考え、互いを理解し、尊重し合えることや、人権について内容に加えた。	-	-	【課題・懸案事項】デートDVという言葉を知っている高校生の割合は71.4%(R3年度千葉市調査)と前回調査より増加したが、内容まで知っている割合は33.8%にとどまり、デートDV予防のためには、継続的に啓発していくことが必要。 【改善策・今後の方向性】リーフレットの内容を再考しながら、配布を継続して行う。	こども家庭支援課	
				H29	B							
				H30	B							
				R1	B							
				R2	B							
				R3	B							
教務主任会や養護教諭会でも周知し、デートDVプログラムの周知を図った。新型コロナウイルス感染症拡大予防のための休校措置により、時間の確保が難しく、実施できなかった。	0	H28	B	実施計画上は4校以上という目標に対し、実施実績校がなかった。若年層における喫緊の課題であるデートDVに対する予防啓発に今後努める。	市内中学校を対象に、研修会等を活用し、デートDVの正しい理解を促し、予防啓発に努めた。	-	-	教務主任会や養護教諭会でも周知し、デートDV予防プログラム実施校を年間4校以上にする。	教育指導課			
		H29	C									
		H30	C									
		R1	C									
		R2	C									
		R3	C									

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
21103	暴力を根絶するための地域・社会に対する広報・啓発活動の推進	暴力を許さない地域社会づくりに向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」や「パープルリボンキャンペーン」等に併せて、広報・啓発活動を行う。	・女性・子どもへの暴力防止に賛同する方に、ツリー型キルトへオレンジとパープルのリボンをつけてもらうキャンペーンを実施した(千葉市ハーモニープラザエントランスで実施)。また、啓発物品や内閣府作成のポスター・リーフレットの掲示・配布を実施した。	-	H28	B	パープルリボンという言葉に触れる機会となり、予防啓発には一定の効果があった。	DVの根絶に向け、毎年、イベント等の機会を利用して啓発活動を継続しており、市民に直接呼びかけることで、意識啓発を促した。	【課題・懸案事項】パープルリボンの認知度が低い。 【改善策・今後の方向性】効果的な広報・啓発活動の内容を検討し、継続して行っていく。	男女共同参画課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
		千葉県、千葉県警と共催で千葉そごう前広場にてパープルリボンを掲載したDVリーフレットやオレンジリボン・パープルリボンのピンバッジ等啓発物品の配布を実施した。	-	H28	B	媒体を用いながらパープルリボンという言葉に触れる機会を作り、予防啓発には一定の効果があった。	毎年、イベント等の機会を利用して啓発活動を継続している。「暴力根絶」や「人権」というキーワードを市民に直接呼びかけることで、意識啓発を促した。	【課題・懸案事項】どんな理由があろうと暴力は許されないと回答する者の割合は7割弱(R2年度千葉市調査)であり、暴力を許さない地域社会づくりに向けて引き続き啓発していくことが必要。 【改善策・今後の方向性】暴力は許されないこと、暴力は身体的なものだけではなく、経済的なものや社会的なものなど、さまざまな暴力があることを継続的に周知啓発していく。	こども家庭支援課	
				H29	B					
				H30	B					
				R1	B					
				R2	B					
				R3	B					

②相談体制等の充実

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
21201	相談窓口等、被害者支援制度の周知の推進	DV相談カードやリーフレット、ホームページ等を活用し、相談窓口等、被害者の支援制度を広く市民に周知し、被害者を相談につなげる。	・市内公共施設、保育所、幼稚園、医療機関等へDVリーフレットを配布し、DVへの理解及び相談窓口の周知を図った。 ・ホームページでDVに関する記事及び、配偶者暴力相談支援センターの相談先、国が新規に開始したDV相談+についても情報発信した。	106	H28	B	相談先の手経路としてホームページやDV相談リーフレット・カードと答える相談者も多い。ホームページの内容を適宜見直すとともに、庁内外の相談窓口や医療機関、保育所・幼稚園等でDV相談リーフレット・カードを配布することで、被害者を相談につなげる一定の効果があつたと考える。	暴力は許されないことや、暴力の種類や人権、ひとりでも悩まないことのメッセージを端的にまとめたリーフレットを作成した。相談先として男女それぞれの相談先やメールやチャット相談が可能なDV+の情報を掲載した。	【課題・懸案事項】 配偶者からの暴力の相談窓口を知っている者の割合は4割強（R2年度千葉市調査）、被害にあつても相談しない者の割合は5割強（同調査）で男性被害者がより多い割合である。相談窓口の周知の工夫が必要である。 【改善策・今後の方向性】 世代別や性別に相談窓口の周知の方法の検討を継続していく。	こども家庭支援課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
21202	DV被害者の相談体制の充実	配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等の相談窓口において、専門相談員が、被害者の意向を尊重し、自己決定ができるよう、必要な情報の提供等の支援を行う。	・DV相談件数 3,329件（電話1,970件・来所1,359件） ・相談員は、各種研修に参加し、スキルアップを図った。（千葉県主催研修など）	6,771	H28	A	被害者の意向を尊重し、自己決定ができるように必要な情報を提供し、相談を実施することができた。	安全確保に配慮しながら、被害者の状況や気持ちに寄り添い、相談員のスキルアップも図り、適切な情報の提供が行えるように努めた。	【課題・懸案事項】 配偶者からの暴力の相談窓口を知っている者の割合は4割強（R2年度千葉市調査）であり、引き続き周知をしていくことが必要。 【改善策・今後の方向性】 相談窓口の周知の強化。相談員の新規採用もあるため、ケース検討を積極的に取り入れる。	こども家庭支援課
					H29	A				
					H30	A				
					R1	A				
					R2	A				
					R3	A				
		ハーモニー相談（女性相談） 電話及び面接による相談の実施（要予約）。 相談時間： 火～金 10時～20時 土、日 10時～16時 相談者数：1,699人	-	H28	B	家庭や仕事、生き方や人間関係、心や体のことなど、さまざまな悩みを抱えた女性の心の整理を支援する相談窓口として対応し、相談の内容・性質により専門的な相談窓口への適切なエスカレーションを行った。また、困りごとに対応した市の相談窓口の情報提供をいつでも可能にするため、HPにチャットボットを設置。	女性のエンパワーメントに繋がるフェミニスト・カウンセリングの相談体制を整え、不安や悩みを抱えた女性からの相談を受け、気持ちの整理の手伝いをし、自らが解決の糸口を掴めるように支援するとともに、問題解決に必要な情報提供を行っている。	【課題・懸案事項】 センターにおける女性問題相談の任務と相談内容の不一致ケースの増加や相談者の固定化。 【改善策・今後の方向性】 公共施設の相談窓口として、公平性の観点から相談時間や受付方法などを検討。	男女共同参画課	
				H29	B					
				H30	B					
				R1	B					
				R2	B					
				R3	B					
21203	被害者の状況に応じた相談体制の充実	様々な国籍の方や、高齢者、障害者、男性など、被害者の状況に応じた相談体制を充実させる。	国際交流協会において、外国人からの相談対応を行った。（相談のうち、離婚・DV案件は53件）	-	H28	A	外国人が直面する様々な問題や悩みに対して、適切な情報提供、助言、回答を行うことができた。 ※離婚・DV相談件数 R3 53件/R2 42件/R元53件	男女双方の相談者の状況に配慮しながら相談に応じるとともに、文化や習慣の違いから生じる日常生活の問題を解決できるように、情報提供を行った。	引き続き事業を実施する。	国際交流課
					H29	A				
					H30	A				
					R1	A				
					R2	A				
					R3	A				
		男性電話相談 男性相談員が対応。 相談時間：毎週金曜日 18時30分～20時30分 相談者数：141人	-	H28	B	生き方、人間関係、心や体の悩みなど、さまざまな悩みを抱えた男性の相談窓口として対応した。	男性の相談員による相談体制を整え、問題解決に必要な情報提供を行うなど支援に努めた。	【課題・懸案事項】 相談利用者の固定化が見受けられる。 【改善策・今後の方向性】 主催事業等でも積極的に周知を図るとともに、情報誌・SNS等でも周知広報する。	男女共同参画課	
				H29	B					
				H30	B					
				R1	B					
				R2	B					
				R3	B					
		高齢者虐待マニュアル第4版を施行し虐待対応の早期発見、早期対応を図った。	0	H28	A	区高齢障害支援課やあんしんケアセンターが連携を図りながら、被害者及び養護者の状況に応じた相談支援体制を構築した。	相談者が置かれている状況に配慮しながら、適宜個別の事情に配慮した相談支援を実施した。また、相談窓口の周知のためにリーフレット等を積極的に配布し、高齢者虐待の早期発見・解決に努めた。	区高齢障害支援課、あんしんケアセンター等の相談対応能力を向上させるため、研修を通じて事例検討を重ねていく。また、市民に対しては普及啓発活動を継続する。	地域包括ケア推進課	
				H29	A					
				H30	A					
				R1	A					
				R2	A					
				R3	A					
障害者の虐待に係る相談・通報件数74件うち配偶者によるもの6件	0	H28	A	様々な可能性を視野に入れながら、柔軟に対応ができた。	虐待相談窓口についてリーフレットなどで周知するとともに、通報もしくは相談があつた際には、障害者虐待だけでなくDVの可能性を視野に入れながら、速やかに対応した。	引き続き、DV対応関係機関と連携して対応する。	障害者自立支援課			
		H29	A							
		H30	A							
		R1	A							
		R2	A							
		R3	A							
・DV相談件数 3,329件（電話1,970件・来所1,359件）	-	H28	A	被害者の状況に応じながら、関係各課と連携し、相談を実施することができた。	被害者の置かれた状況を理解し、関係各課と連携しながら被害者に寄り添った相談を実施することに努めた。	【課題・懸案事項】 よりよい支援のために関係各課との連携が不可欠。 【改善策・今後の方向性】 関係各課との情報交換、連携強化	こども家庭支援課			
		H29	A							
		H30	A							
		R1	A							
		R2	A							
		R3	A							

③被害者の安全確保の徹底

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課	
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等		
21301	県や関係機関等との連携による一時保護体制の整備	県や関係機関等(民間団体含む)と連携し、一時保護に取り組む。	一時保護件数 ・女性サポートセンター5件 ・母子生活支援施設10件 ・民間シェルター運営補助	母子生活支援施設 1,633 民間シェルター 1,150	H28	A	被害者の状況に応じ、適切に一時保護を利用することができた。	被害者の安全確保を第一に、適切に一時保護が利用できるよう関係機関と連携し、取り組むように努めた。	【課題・懸案事項】 一時保護に至るまでや、決定後に関係機関との調整に時間を要することがある。 【改善策・今後の方向性】 関係機関との意見交換、連携強化	こども家庭支援課	
					H29	A					
					H30	A					
					R1	A					
					R2	A					
21302	情報管理と安全確保の徹底	相談窓口や各種手続きを行う窓口等において、被害者等やその関係者の情報の漏えいを防ぐため、情報管理を徹底するとともに、住民基本台帳の閲覧制限等、被害者の情報を保護し、安全を確保する取組みを行う。	住民基本台帳の閲覧制限に係る証明手続きを実施 住民基本台帳事務における支援措置の証明 353件	-	H28	A	申請者に対し、証明事務を適切に行った。	被害者の安全確保を徹底するため、適正な事務処理を行うように努めた。	特になし	こども家庭支援課	
					H29	A					
					H30	A					
					R1	A					
					R2	A					
					R3	A					
			107,075	職員の情報セキュリティ意識の向上を図るため、eラーニングでの情報セキュリティ研修を実施した。またセキュリティに対する知識の習熟を図るために標的型メール対応訓練を実施した。	-	H28	B	情報セキュリティ研修や標的型攻撃メール対応訓練などを実施し、職員の情報漏えい等によるリスクを認識させることでセキュリティ意識の向上を図った。	DV被害者の保護等の視点から、個人情報漏えいが発生しないよう対策を講じた。	【課題・懸案事項】 情報漏えいは人的ミスによる紙文書等から発生することが多く、いかに減らすことができるかが課題である。 【改善策・今後の方向性】 今後も職員の情報セキュリティ意識の向上を図るため、定期的な研修や訓練などを行う。	業務改革推進課
						H29	B				
						H30	B				
						R1	B				
						R2	B				
			-	「千葉市ドメスティック・バイオレンス、ストーーカー行為等児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護に関する住民基本台帳事務処理要綱」に基づき、適正な事務処理を行った。	-	H28	A	「千葉市ドメスティック・バイオレンス、ストーーカー行為等児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護に関する住民基本台帳事務処理要綱」に基づき、適正な事務処理を行うことができたため。	被害者の安全確保を徹底するため、「千葉市ドメスティック・バイオレンス、ストーーカー行為等児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護に関する住民基本台帳事務処理要綱」に基づいて適正な事務処理を行うよう、市民総合窓口課・市民センター・連絡所・区政事務センターへの周知を図った。	「千葉市ドメスティック・バイオレンス、ストーーカー行為等児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護に関する住民基本台帳事務処理要綱」を遵守し、引き続き適正な事務処理を行う。	区政推進課
						H29	A				
H30	A										
R1	A										
R2	A										
R3	A										

④被害者の自立と生活再建の支援

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
21401	同行支援 事業の充 実	被害者の生活再 建を円滑に進 め、諸手続きに かかる負担を 軽減するため、 支援者による同 行支援を行う。	同行支援（委託契約）の 利用件数 0件	0	H28	A	委託契約による同行支援事 業の利用はなかったが、婦 人相談員が適宜手続きや法 律相談に同行し支援を行っ た。	被害者の状況及び安全確保 に配慮しながら、被害者の 生活再建を進めることがで きるよう努めた。	【課題・懸案事項】 特になし。 【改善策・今後の方向性】 必要な人が必要な時に利 用できるよう、対象者及び支 援者の安全性を考慮しなが ら、関係者に事業について の周知を行う。	こども家 庭支援課
					H29	A				
					H30	A				
					R1	A				
					R2	A				
21402	生活再建 に向けた 各種制度 の情報提 供・活用 の支援	被害者の生活再 建を支援する各 種の支援制度の 情報を提供し、 制度の円滑な活 用を支援する。 ・令和3年度千葉市にお けるDV相談件数 3,329 件 (電話1,970件・来所 1,359件)	-	H28	A	必要時、各種制度の情報提 供・活用の支援を行うこと によって被害者の生活再建 を進めることができた。	被害者の意向及び安全確保 に配慮しながら、生活再建 のための制度を活用し、自 立できるような支援の実施 に努めた。	【課題・懸案事項】 制度改正など常に最新情報 を得ておく必要がある。 【改善策・今後の方向性】 関係機関との情報交換、連 携強化	こども家 庭支援課	
				H29	A					
				H30	A					
				R1	A					
				R2	A					
		女性相談（ハーモニー相 談室）において、各種支 援等の窓口となる相談機 関等の情報を提供する。 HPに市で行っている相 談窓口の情報提供するた め、チャットボットを設 置。	-	女性相談の周知及び相談内 で相談者に対し、必要な各 種支援窓口等の情報提供を 行った。 また、困りごとに対応し た市の相談窓口の情報提供 をいつでも可能にするた め、HPにチャットボット を設置。	ジェンダーの視点を持つ女 性相談員の丁寧な傾聴等 により、孤立しがちな女性へ のサポートの観点から、自 力での生活再建を促すため の相談機関や支援窓口の情 報提供を行っている。	【課題・懸案事項】 夜間や休日などの行政の相 談・支援窓口へのエスカ レーションが困難。 【改善策・今後の方向性】 支援制度を有する行政の直 営相談機関等との連携を模 索する。	男女共同 参画課			
								H28	B	
								H29	B	
								H30	B	
								R1	B	
		・DV被害者に対する優遇 措置の適用は10件（複数 回の応募をしている者も いるため、延べ人数で数 えている。） ・犯罪被害者に対する優 遇措置の適用は2件。	-	制度のPRが定着している。	DV被害者、犯罪被害者に対 して、入居抽選の際、ポイン トを付与して当選の確率 を高めることで、配慮して いる。	【改善策・今後の方向性】 引き続き、DV被害者や犯罪 被害者が少しでも入りやす い抽選を継続していく。	住宅整備 課			
								H28	B	
								H29	B	
								H30	B	
								R1	B	
事業No.55203において実 施	-	-	-	-	住宅政策 課					
						H28	-			
						H29	-			
						H30	-			
						R1	-			
21403	被害者の 自立を支 援するた めのス テップ ハウスの 利用支 援 〔新規〕	民間団体と連携し、ス テップハウスにかかわる 情報を提供し、円滑な利 用を支援	-	H28	A	必要時、情報提供及び活用 の支援を行うことによっ て被害者の生活再建を進 めることができた。	必要と思われるDV被害者 に対し、団体と連携し情報 提供を行い、被害者の自立 及び生活再建を進めるため 円滑な利用支援ができるよ うに努めた。	【課題・懸案事項】 よりよい支援のために民間 団体との連携が不可欠。 【改善策・今後の方向性】 民間団体との情報交換、連 携強化	こども家 庭支援課	
				H29	A					
				H30	A					
				R1	A					
				R2	A					
21404	DV被害者 とその子 どもへの ケアの充 実	DV被害者とその 子ども達の自尊 感情を回復し、 暴力によらない 対等な関係を築 く心理教育プロ グラムを実施す る。	小学校低学年プログラム (ショートプログラム) 3組	524	H28	A	心理教育プログラムを実施 し、参加者にも好評だっ た。 当初12回コースのプログラ ムを開催予定だったが、新 型コロナウイルス感染症対 策のためショートプログラ ム(6回コース)とし、実 施体制を確保した。	被害者とその子どもの個々 の状況に合わせて、気持ち に寄り添いながら実施でき るよう努めた。	【課題・懸案事項】 広報で参加者を募るのみで は希望者が集まらず、支 援者の後押しが必要となる。 【改善策・今後の方向性】 年間を通して、当プログラ ムについて関係機関に周知 していく。	こども家 庭支援課
					H29	A				
					H30	A				
					R1	A				
					R2	A				

⑤施策推進体制の整備

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
21501	要保護児童対策及びDV防止地域協議会の運営	警察、女性サポートセンター、弁護士、医療機関、民間支援団体など、DVにかかわる機関との情報交換・連携を図るとともに、DV被害者等の早期発見や適切な保護を図るため、個別家庭の情報共有や支援内容を協議する。	・代表者会議 1回 (書面開催) ・実務者会議 18回 ・個別ケース検討会議 350回	104	H28	A	要保護児童や保護者、DV被害者の早期発見及び適切な保護を図るため、必要な情報交換と支援の内容に関する協議を関係機関と実施。深刻な事案に的確に対応するための連携強化を図っている。	要保護児童やDV被害者等に対し、情報共有と支援内容の検討を行い、関係機関と連携を図りながら、適切でより良い支援を行うことができるように努めた。	【課題・懸案事項】 要保護児童及びDV防止対策は、深刻度を増しており、今後も関係機関との意見交換や連携強化は不可欠である。 【改善策・今後の方向性】 効果的な連携強化の方法を検討しながら、今後も継続的に実施していく必要あり。	子ども家庭支援課
					H29	A				
					H30	A				
					R1	A				
					R2	A				
					R3	A				
21502	被害者を支援する人材育成の推進〔新規〕	「DV被害者支援養成講座」の実施、講座修了者へのフォローアップを行い、被害者を支援する人材を育成する。	講座「DV被害者支援講座Ⅰ・Ⅱ」暴力を許さない地域づくりのためのDV基礎知識受講者数：31人	-	H28	B	DV被害者から最初に相談を受けたり、地域等で支援する可能性がある人などに対し、DVの基礎知識を学び、被害者への理解や実際の場面で活かせる対応についての研修を実施した。	ハモニープランの重点施策でもある人権の尊重、暴力の防止等に係る取組として、研修を通じDVの基礎知識を深めるとともに、身近で相談される可能性がある方たちや支援を実践する団体等の幅広い市民に対し、知識と情報の提供を行う機会とすることが出来た。	【課題・懸案事項】 広く一般への基礎知識や情報の提供により、人々の理解や地域社会の支援態勢の裾野を広げる必要がある。 【改善策・今後の方向性】 DV防止対策所管部門との連携や地域（民生委員など）での啓発実施など、人材の活用につなげる。	男女共同参画課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
21503	被害者支援及び加害者対策についての調査研究	国や他自治体、民間団体等における被害者支援や加害者対策の取組を調査するとともに、相談事例の分析等を行い、今後の被害者支援施策の参考とする。	加害者プログラムについての内閣府の説明会に参加し国や他自治体の取り組み事例について情報収集を行った。	-	H28	B	被害者プログラムについての内閣府の説明会に参加し国や他自治体の取り組み事例について情報収集を行った。	被害者支援や加害者対策の取組を調査し、よりよい支援体制が整うよう情報交換に努めた。	【課題・懸案事項】 国では加害者プログラムの試行を実施しているため、国の動向を注視しつつ、当市での対応を検討していく必要がある。 【改善策・今後の方向性】 国が今後示す予定となっているガイドラインを参考に、当市での対応を検討する。	子ども家庭支援課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				

施策の方向性2 セクシュアル・ハラスメントや性犯罪等の防止と被害への対応

①セクシュアル・ハラスメントの防止と被害への対応

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
22101	セクシュアル・ハラスメントに関する啓発や情報提供	セクシュアル・ハラスメントについて、情報誌等による情報提供や講座の開催などを行う。	情報資料センターにおける資料収集・展示・貸出	-	H28	B	情報資料センターにおいてセクシュアル・ハラスメントに関する資料を収集・展示・貸出した。	情報資料センターでは、第4次ハーモニープランの基本目標に沿って資料を分類しており、その中の「男女平等と人権の尊重」の欄にセクシュアル・ハラスメントに関する資料を展示。	【課題・懸案事項】 今後は、社会に出る前の若年層に対する啓発を進めていく必要がある。 【改善策・今後の方向性】 就職活動を前にした若年層に向けた資料の収集・展示を行っていく。併せて若年層への情報資料センター利用啓発にも取り組む。	男女共同参画課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
22102	パープルリボンキャンペーンの実施〔新規〕	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、セクハラ、ストーカー行為など、女性に対する人権侵害防止のための啓発を行う。	・女性・子どもへの暴力防止に賛同する方に、ツリー型キルトへオレンジとパープルのリボンをつけてもらうキャンペーンを実施した(千葉市ハーモニープラザエントランスで実施)。また、啓発物品や内閣府作成のポスター・リーフレットの掲示・配布を実施した。	-	H28	B	パープルリボンという言葉に触れる機会となり、予防啓発には一定の効果があった。	DVの根絶に向け、毎年、イベント等の機会を利用して啓発活動を継続しており、市民に直接呼びかけることで、意識啓発を促した。	【課題・懸案事項】 パープルリボンの認知度が低い。 【改善策・今後の方向性】 内容を検討し、継続して行っていく。	男女共同参画課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
		千葉県、千葉県警と共催で千葉そごう前広場にて街頭キャンペーンを実施した。 パープルリボンに掲載したDVリーフレットやオレンジリボン・パープルリボンのピンバッジ等啓発物品の配布を実施した。 オレンジリボン・パープルリボンのピンバッジを関係者に配布し周知啓発を行った。	-	H28	B	多くの方が啓発物品を手に取り、DVについて考える機会となり、予防啓発には一定の効果があった。	DVの根絶に向け、イベントという効果的な機会を利用して啓発活動を実施し、市民に直接呼びかけることで、意識啓発を促した。	【課題・懸案事項】 どんな理由があろうと暴力は許されないと回答する者の割合は7割弱(R2年度千葉市調査)であり、暴力を許さない地域社会づくりに向けて引き続き啓発していくことが必要。 【改善策・今後の方向性】 暴力は許されないこと、暴力は身体的なものだけではなく、経済的なものや社会的なものなど、さまざまな暴力があることを継続的に周知啓発していく。	こども家庭支援課	
				H29	B					
				H30	B					
				R1	B					
				R2	B					
				R3	B					

②性犯罪等に対する安全対策

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
22201	性暴力被害者の支援 〔新規〕	性暴力被害の予防と被害者支援のため、性暴力被害者支援センターの事業経費を助成する。	補助金交付（R3年12月） 【助成対象団体】特定非営利活動法人千葉性暴力被害者支援センターちさと	1,000	H28	B	千葉性暴力被害者支援センターの事業費の一部を助成し、運営基盤を安定的に支えることで、性暴力被害の予防と被害者支援に一定の効果があった。	性暴力被害者支援センターの事業費の一部を助成することで、性暴力に遭った女性や子ども及びその関係者が被害から回復するための支援につながっている。	性暴力被害者に対する支援は今後も継続的に必要となること、性暴力に対する認知をさらに広げ、性暴力のない社会を目指す必要があることから、引き続き助成を行っていく。	男女共同参画課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
22202	性犯罪等の防止と被害者への支援に関する情報提供	性犯罪等の防止や被害者の支援に関する情報提供などを行う。	情報資料センターにおける資料収集・展示・貸出	-	H28	B	情報資料センターにおいて性犯罪等の防止及び文部科学省で進めている「生命の安全教育」に関する資料の収集・展示・貸出を行い、啓発活動に取り組む団体への支援を行った。	情報資料センターでは、第4次ハーモニープランの基本目標に沿って資料を分類しており、その中の「男女平等と人権の尊重」の欄に性犯罪等の防止に関する資料をまとめて展示。 また、展示「いっしょに学ぶからだのこと 性のこと」や「いのち・からだ・こころのブックガイド」作成・配布を行い啓発に努めた。	【課題・懸案事項】 若年層に向けた年代別資料の増強、資料を活用しての啓発の推進。 【改善策・今後の方向性】 最新の資料の収集・提供と共に、若年層に向けた年代別資料の収集・展示、及び、若年層への情報資料センター利用啓発にも取り組む。	男女共同参画課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
22203	パープルリボンキャンペーンの実施 〔新規〕 〔基本目標Ⅱ-2-①の再掲〕	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、セクハラ、ストーカー行為など、女性に対する人権侵害防止のための啓発を行う。	・女性・子どもへの暴力防止に賛同する方に、ツリー型キルトへオレンジとパープルのリボンをつけてもらうキャンペーンを実施した（千葉県ハーモニープラザエントランスで実施）。また、啓発物品や内閣府作成のポスター・リーフレットの掲示・配布を実施した。	-	H28	B	パープルリボンという言葉に触れる機会となり、予防啓発には一定の効果があった。	DVの根絶に向け、毎年、イベント等の機会を利用して啓発活動を継続しており、市民に直接呼びかけることで、意識啓発を促した。	【課題・懸案事項】 パープルリボンの認知度が低い。 【改善策・今後の方向性】 効果的な広報・啓発活動の内容を検討し、継続して行っていく。	男女共同参画課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
		千葉県、千葉県警と共催で千葉そごう前広場にて街頭キャンペーンを実施した。 パープルリボンを掲載したDVリーフレットやオレンジリボン・パープルリボンのピンバッジ等啓発物品の配布を実施した。 オレンジリボン・パープルリボンのピンバッジを関係者に配布し周知啓発を行った。	H28	B	多くの方が啓発物品を手に取り、パープルリボンを知る機会となり、予防啓発には一定の効果があった。	DVの根絶に向け、イベントという効果的な機会を利用して啓発活動を実施し、市民に直接呼びかけることで、意識啓発を促した。	【課題・懸案事項】 どんな理由があろうと暴力は許されないと回答する者の割合は7割弱（R2年度千葉市調査）であり、暴力を許さない地域社会づくりに向けて引き続き啓発していくことが必要。 【改善策・今後の方向性】 暴力は許されないこと、暴力は身体的なものだけではなく、経済的なものや社会的なものなど、さまざまな暴力があることを継続的に周知啓発していく。	こども家庭支援課		
			H29	B						
			H30	B						
			R1	B						
			R2	B						
22204	防犯ブザー貸与	犯罪の被害を未然に防止するため、市立小・中・第二養護学校児童生徒に防犯ブザーを貸与する。	市立小・第二養護学校の1年生に防犯ブザーを貸与した。	1,794	H28	A	登下校時における安全確保、防犯意識の高揚につながった。	性犯罪を含む被害を未然に防止するため、全ての1年生にブザーを貸与するとともに、児童生徒への啓発に努めた。	【課題・懸案事項】 小中学校9年間使用するにあたり、品質等を確認していく必要がある。 【今後の方向性】 児童生徒の登下校時の安全確保、防犯意識の高揚のため、引き続き貸与を継続する。	保健体育課
					H29	A				
					H30	A				
					R1	A				
					R2	A				

③男女平等や人権侵害に関する幅広い相談事業の充実

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
22301	苦情処理 委員制度 の運営	男女共同参画に 関する市の施策 についての苦情 や相談、性別に よる人権侵害な どを受けた場合 の被害者救済窓 口として、苦情 処理委員を配置 し、周知する。	・相談等0件 ・苦情申出0件	0	H28	A	苦情処理委員を配置する とともに、ホームページによ る制度の周知に努めた。	寄せられる苦情や相談を公 正・中立な立場で調査・救 済する制度を整えること で、市民の声が男女共同参 画施策の運営に的確に反映 されるとともに、性別によ る人権侵害の被害者が速や かに救済されるよう配慮し た。	【課題・懸案事項】 相談しやすい体制づくり 【改善策・今後の方向性】 引き続き、苦情処理委員を 配置するとともに、制度の 周知を図っていく。	男女共同 参画課
					H29	A				
					H30	A				
					R1	A				
					R2	A				
22302	ハーモ ニー相談 の実施	男女共同参画セ ンターにおい て、電話や面接 により、女性の 悩みや不安につ いて、女性の専 門相談員による 相談を行う。	ハーモニー相談(女性相 談) 電話及び面接による相談 の実施(要予約)。 相談時間： 火～金 10時～20時 土、日 10時～16時 相談者数：1,699人	-	H28	B	家庭や仕事、生き方や人間 関係、心や体のことなど、 さまざまな悩みを抱えた女 性の心の整理を支援する相 談窓口として対応し、相談 の内容・性質により専門的 な相談窓口への適切なエス カレーションを行った。ま た、困りごとに対応した市 の相談窓口の情報提供をい つでも可能にするため、HP にチャットボットを設 置。	女性のエンパワーメントに 繋がるフェミニスト・カウ ンセリングの相談体制を整 え、不安や悩みを抱えた女 性からの相談を受け、気持 ちの整理の手伝いをし、自 らが解決の糸口を掴めるよ うに支援するとともに、問 題解決に必要な情報提供を 行っている。	【課題・懸案事項】 センターにおける女性問題 相談の任務と相談内容の不 一致ケースの増加や相談者 の固定化。 【改善策・今後の方向性】 公共施設の相談窓口とし て、公平性の観点から相談 時間や受付方法などを検 討。	男女共同 参画課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
22303	ハーモ ニー専門 相談の実 施	男女共同参画セ ンターにおい て、女性の精神 科医や弁護士 による専門相談 を行う。	医 師：毎月1回 弁護士：毎月2回	938	H28	B	心の悩みや法律問題に関 する専門家の医師や弁護士 を窓口にごくことにより、幅 広い相談に応じることが可 能となった。	心の悩みや法律問題に関 する専門的な相談に対して医 師と弁護士が誠実かつ適切 に対応した。	【課題・懸案事項】 相談しやすい体制づくり 【改善策・今後の方向性】 引き続き事業を実施する とともに、窓口の周知を図 っていく。	男女共同 参画課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
22304	人権擁護 委員によ る人権相 談等への 支援	千葉人権擁護委 員協議会へ助成 することによ り、人権擁護委 員による人権相 談や人権啓発活 動等への支援を 行う。	・千葉人権擁護委員協議 会からの要請に基づき、 負担金2,127,600円を支 出した。 ・常設/特設人権相談 3,382件(千葉協議会管 内R3.1～R3.12) ・人権教室	2,128	H28	A	人権擁護委員の活動を支援 するとともに、連携・協力 して人権啓発活動等を実施 した。	多様な人権問題に取り組む 人権擁護委員の活動を支援 し、あるいは連携・協力し て各種事業を実施すること により、人権尊重の意識の 育成やいじめ・暴力等の根 絶に努めた。	引き続き、人権擁護委員の 活動を支援するとともに、 連携・協力して人権啓発活 動等を実施していく。	男女共同 参画課
					H29	A				
					H30	A				
					R1	A				
					R2	A				
22305	男性相談 の実施	電話・インター ネットにより、 男性の悩みや不 安について、男 性の専門相談員 による相談を行 う。	男性電話相談 男性相談員が対応。 相談時間：毎週金曜日 18時30分～20時30分 相談者数：141人	-	H28	B	生き方、人間関係、心や体 の悩みなど、さまざまな悩 みを抱えた男性の相談窓口 として対応した。	男性の相談員による相談体 制を整え、問題解決に必要 な情報提供を行うなど支援 に努めた。	【課題・懸案事項】 相談利用者の固定化が見受 けられるため、認知度を高 める必要がある。 【改善策・今後の方向性】 主催事業等でも積極的に周 知を図るとともに、情報 誌・SNS等でも周知広報 する。	男女共同 参画課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
22306	労働相談 の実施	労働条件、社会 保険・年金、職 業訓練、パート タイムなど労働 に関する悩み等 について、労働 相談員によるア ドバイスや関係 機関の紹介な ど、解決のため の相談を行う。	蘇我コミュニティセ ンター内において、仕事の 悩み等についての労働相 談を実施 相談者数 519人	7,127	27	B	利用者からの労働条件や社 会保険など労働に関する悩 み等の相談に対し、概ね適 切なアドバイスを提供でき たと考えている。	女性の労働に関する悩み等 に対し、的確なアドバイスを 行ったほか、適切な関係 機関を紹介するなど、個々 の相談内容に十分配慮し、 対応した。	引き続き、労働に関する被 害を防ぐためにも、相談者 の悩みに丁寧に対応してい く。	雇用推進 課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				

施策の方向性3 国際的な視点に立った相互理解と連携の推進

①多文化共生の推進

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
23101	男女共同参画に関する世界の動きの理解	女子差別撤廃条約など男女共同参画に関する国際的な動向について、情報収集や提供、講座などを行う。	・講座「男女共同参画講座1 ジェンダーの視点から社会を見る」 受講者数：23人 ・情報資料センターにおける資料収集・展示・貸出 ・情報企画展示「国際女性デー関連展示 政治に『参画する』を考える～世界の取組と日本の今～」	-	H28	B	・ジェンダーの視点から社会を見ることで、現在日本をはじめとした世界にある差別を被差別者の立場から敏感に感じるという視点を学ぶ機会を提供することができた。 ・情報資料センターでは、国連広報センターとゆるやかにつながる図書館として、世界的な課題や取組についての情報を積極的に収集・整理し、市民に提供している。 ・3月8日の国際女性デーに関連して情報企画展示を行い、世界と日本の政治参画に関する取組を提示した。	講座では、日本をはじめとした世界で生じている社会問題をジェンダーの視点から見ることで、大きく異なる見方ができるということを示すことができた。 私たちが目指す社会実現のためには、国際的な動向や世界規模の取組などの情報が不可欠であることから、国際機関の広報センターとも連携を強化している。 情報企画展示では、女性の活躍推進の中でも進みの遅い政治参画について先進的な取組を行っている国を紹介した。	【課題・懸案事項】 国際社会の取組に関する市民の関心の喚起。 【改善策・今後の方向性】 講座等の主催事業に偏らず、多様な機会を捉えて、周知啓発に努める。	男女共同参画課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	A				
					R2	B				
					R3	B				
23102	国際交流プラザの管理運営	多文化共生や国際理解推進拠点である国際交流プラザ管理を行う。	千葉市国際交流プラザ及び会議室の管理を行った。	9,240	H28	A	部屋の配置及びプライバシーの確保等、外国人市民が利用しやすい環境を作り、国際交流や外国人市民に対する相談、情報の提供などの場である「千葉市国際交流プラザ」の管理運営を適切に行うことができた。 ※国際交流プラザ利用者数実績 R3 17,627人/R2 14,494人/R元 25,619人/H30 24,741人 (R2以降の利用者数減は新型コロナウイルス拡大の影響)	多文化共生社会の実現に向けて、国際交流や外国人市民に対する相談、情報提供などを行った。	引き続き事業を実施する。	国際交流課
					H29	A				
					H30	A				
					R1	A				
					R2	A				
					R3	A				

②国籍に関わらず市民が安心して暮らせる環境づくり

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
23201	各種情報誌制作事業	外国語版生活ガイドブックを作成し、外国人市民が不自由なく生活できるよう支援をする。	外国人市民が本市で不自由なく生活できるようにするために、外国語版生活ガイドブックを発行（更新）し、情報提供を行った。	21	H28	C	多言語にわたる生活ガイドブックを最新版に更新し、外国人市民へ配布し情報提供を行うことができた。しかし、ガイドブックの発行遅れがあったためB評価を選択した。	ガイドブックの内容に男女の偏りがなく、外国人市民が日常生活に必要なとする市政情報を提供した。	引き続き事業を実施する。	国際交流課
					H29	A				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
23202	外国人市民の権利侵害に対する取組み	配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなどに関する外国語パンフレット等により、情報提供を行う。	リーフレットを千葉市国際交流プラザに配架するとともに、ホームページに掲載し、外国人市民へ情報提供を行う。	-	H28	-	H29年度に男女共同参画課の依頼に基づき作成したが、R2年度は翻訳依頼は無し。リーフレットについては引き続き配架し、外国人市民への情報提供を行った。	翻訳したリーフレット等を通じて、国籍に関わらず市民が安心して暮らせる環境づくりを促進するため周知に努めた。翻訳の依頼があった場合は、適切に対応できるように関係各課との連携を図っている。	男女共同参画課において情報の更新を行い、当課への翻訳依頼があった場合には翻訳を行う。 外国人市民への情報提供については、ホームページへの掲載や、千葉市国際交流プラザでの配架を継続する。	国際交流課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
	23202	外国人市民の権利侵害に対する取組み	平成29年度に作成した多言語によるDV被害防止啓発リーフレット「配偶者・パートナーからの暴力に悩むあなたへ」を引き続き配架し、情報提供を行った。 6言語（やさしいにほんご、英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語） 男女共同参画課で作成した6か国語の啓発リーフレットを配架するとともに、ホームページで情報提供を行った。	-	H28	D	当該リーフレットを通じて、外国人市民が安心して暮らせる環境づくりに寄与した。	DV等の被害と言語の支障の複合的な障壁に苦しむ女性の救済を促進するため、外国語リーフレットによって、配偶者等からの暴力等に関する相談窓口等の情報提供を行った。	【今後の方向性等】 適宜リーフレットの更新を行うとともに、作成したリーフレットの掲出等により、情報提供を行う。	男女共同参画課
					H29	A				
					H30	A				
					R1	A				
					R2	A				
					R3	A				
23202	外国人市民の権利侵害に対する取組み	外国人市民から、市政に対する意見・要望を聴取する。	外国人市民から、市政に対する意見・要望を聴取した。	-	H28	D	既存の資料を活用するとともにホームページでも広く周知した。	DV等の被害と言語の支障の複合的な障壁に苦しむ女性の救済を促進するため、外国語リーフレットによって、配偶者等からの暴力等に関する相談窓口等の情報提供を行った。	【課題・懸案事項】 定期的に情報の更新が行われていない。 効果的な周知方法を検討する。 【改善策・今後の方向性等】 定期的に情報を更新したうえで、継続的な情報提供が必要。	こども家庭支援課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
23203	外国人市民懇談会	外国人市民から、市政に対する意見・要望を聴取する。	外国人市民から、市政に対する意見・要望を聴取した。	-	H28	A	【テーマ】千葉市での日常生活について 【参加】外国人市民	「あなたが市長だったらどうするか？」について、題材を選んでグループで話し合い、話し合った内容を発表してもらった。	引き続き事業を実施する。	国際交流課
					H29	A				
					H30	A				
					R1	-				
					R2	A				
					R3	A				

基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性の活躍

施策の方向性1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

①市の政策・方針決定過程における女性の参画の拡大

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価						所管課								
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等										
31101	女性職員及び女性教職員の登用促進	市政運営及び学校運営への女性職員・女性教職員の参画を促進する。	管理職（課長補佐級以上）に占める女性職員の割合は、24.4%（令和3年4月1日時点）	-	H28	B	管理職（課長補佐級以上）に占める女性職員の割合が一年前と比較して0.8ポイント上昇した。 ※令和2年4月1日時点23.6%	公平・公正な観点のもとより、職員の個性と能力が発揮できるよう、本人の適性を踏まえ、昇格及び人事異動を行った。 また、引き続き、部分休業等の取得者についても、育児・家庭状況に配慮しながら、主査職に登用した。	【課題・懸案事項】 女性職員の管理職登用を推進していくためには、その候補者となる前段ポストの女性職員を増やすことが必要であるが、業務経験不足による不安やまた、出産・育児等のライフイベントが重なることもあり、昇格に対し消極的な姿勢が見受けられる。 【改善策・今後の方向性】 キャリア形成支援や働き方改革等、千葉市女性活躍推進プランに掲げた取組項目について、着実に取り組んでいく。	人事課									
					H29	B													
					H30	B													
					R1	B													
					R2	B													
					R3	B													
			H29年度女性管理職割合17.3% H30年度女性管理職割合22.0% H31年度女性管理職割合26.8% R2年度女性管理職割合28.1% R3年度女性管理職割合29.3% ※女性管理職割合は、小学校及び中学校における割合	-	H28	A	昨年度に比べて1.2ポイント向上した	男性の育児休業取得の促進により、女性教職員が管理職を目指す環境づくりに努めるとともに、積極的に女性の教務主任登用を行った。	【課題・懸案事項】 教職員の年齢分布に著しい偏りがあり、30代後半から40代後半の教職員が比較的に少ない。 【改善策・今後の方向性】 女性の教頭候補者を増やすため、教務主任や行政職への登用を積極的に行っていく。	教育職員課									
					H29	A													
					H30	A													
					R1	A													
					R2	A													
					R3	A													
					31102	職域拡大の推進					男女に偏りのない（性別による差別のない）職員の配置を推進する。	各種政策・事業立案部署に積極的に女性職員を配置	-	H28	B	政策・事業立案を行う部署にも、積極的に女性を配置した。	部分休業等取得者の主査昇格や、女性が少ない部署での女性職員の複数配置（維持）に努めた。 公平・公正な観点のもとより、職員の個性と能力が発揮できるよう、本人の適性を踏まえ、昇格及び人事異動を行った。	引き続き、各種政策・事業立案部署への女性職員の積極的な配置に努める。	人事課
														H29	B				
H30	B																		
R1	B																		
R2	B																		
R3	B																		
31103	市職員に対する研修の充実	内部及び外部講師により、階層別に必要とされる研修（講義・演習）を実施する。	・新規採用職員研修「人権」250人 ・新規経験者採用職員研修「人権」35人 ・新規採用技能員研修「人権」13人 ・主査研修等5研修 「公務員倫理」501人 ・女性の活躍・キャリア開発促進研修 68人 ・キャリアと働き方研修 →新型コロナにより中止	委託料315 報償費0	H28	B	職員の「男女共同参画」に対する理解度や意識の向上が図れるような研修を実施したため。	新規採用職員を対象とした研修に「人権」の科目を設定している。また、主査研修等の必修科目で「公務員倫理」の指導項目に「セクハラ防止」を設定するなど、職員の「男女共同参画」に対する理解度や意識の向上が図れるように配慮して研修を実施している。	今後も引き続き内部及び外部講師により、必要とされる研修（講義・演習）を実施していく。	人材育成課									
					H29	B													
					H30	B													
					R1	B													
					R2	B													
					R3	B													
31104	ダイバーシティ推進事業部の運営〔新規〕	多様な人材活用の推進のため、ダイバーシティ推進事業部を運営する。	・ちばイクボス同盟加入事業者との連携事業として、オンライン講演会を実施 ・職員向けに作成した「LGBTを知りサポートするためのガイドライン」を使用した庁内研修（新規採用者研修及び、応募・希望による研修）の実施	19	H28	B	・男性の育休取得促進やイクボスとしてのマネジメントについて理解を深め、就労環境の改善や生産性の向上を図った。 ・「LGBTを知りサポートするためのガイドライン」を活用し、新規採用者などへの研修を行った。	・ちばイクボス同盟による連携事業の実施により、市内事業所における女性活躍を始めとする多様な人材活用やワーク・ライフ・バランス推進を図るための意識改革を行った。 ・職員が正しい理解のもと、状況に応じた適切な対応ができるよう、ガイドラインを活用した研修を行った。	ちばイクボス同盟加入事業者との連携事業を引き続き実施していくとともに、LGBTへの配慮促進に向けた検討や組織横断的課題に取り組んでいく。	男女共同参画課									
					H29	B													
					H30	B													
					R1	B													
					R2	B													
					R3	B													

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
31105	ダイバーシティ推進協議会の設立・運営〔新規〕	多様な人材活用の推進のため、関係機関による「(仮称)ダイバーシティ推進協議会」を設立・運営する。	未実施	0	H28	—	—	—	類似会議体が複数あるため、整理の必要性も含め、検討する。	男女共同参画課
					H29	—				
					H30	—				
					R1	—				
					R2	—				
					R3	—				
31106	附属機関への女性委員の登用促進	附属機関の委員選任にあたり、所管課と事前協議を行い、女性委員の登用を促進する。	事前協議により、女性委員の登用促進を図った。	—	H28	C	・女性委員の割合を増加させることが出来たため。 (令和2年度：29.1% →令和3年度：29.7%) ・附属機関への女性委員推薦に係る関係団体の庁内調査を行い、委員の推薦を依頼している関係団体宛てに、女性委員登用の依頼文の送付を行った。	・女性委員の登用率が目標の38%に達するよう事前協議を行い、その必要性を所管課に訴え、意識付けとなるよう努めた。 ・千葉県女性人材リストを活用し、附属機関への女性委員の登用促進を図った。	附属機関における女性委員の登用率は上がったものの、依然として低い水準となっているため、女性委員の登用率向上を目指し、庁内向けの周知や指導を行う。	男女共同参画課
					H29	C				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
31107	附属機関の委員の公募による選任の推進	附属機関の委員の改選(新設)の際、所管と協議を行い、公募による委員の選任を推進する。	(1) 附属機関122機関 (2) 公募委員を含む附属機関29機関 (3) 選任割合23.8%	—	H28	—	目標値を定めていないため。	—	幅広い人材が応募できるよう、広報や周知などを工夫する必要がある。	市民自治推進課
					H29	—				
					H30	—				
					R1	—				
					R2	—				
					R3	—				

②事業所における女性の活躍推進

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
31201	男女共同参画推進事業者登録制度	男女共同参画を推進する取組を積極的に行う事業者に対し、登録を行い登録証・登録マークを交付し、ホームページ等で広く市民に周知する。	男女共同参画を推進する取組を積極的に行う事業者の登録を行い、ホームページ等で事業者の紹介をした。登録件数2件(延べ79件)	0	H28	C	新規の登録が2件のみであったため。	女性の職域拡大や積極的な登用、ワーク・ライフ・バランスの向上、その他男女共同参画に向けた働きやすい職場づくりを推進している事業者を支援することにより、市内の各事業者が、自主的にこれらの取組みを促進していく意識付けとなるよう努めた。	【課題・懸案事項】令和3年度までに延べ160件の登録目標に対し、新規登録件数が伸びていない。 【改善策・今後の方向性】令和4年度から、事業者登録制度に代わる新規事業として、常時雇用労働者数300人以下の事業所に対し女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援を行う「女性活躍推進アドバイザー派遣事業」を実施している。	男女共同参画課
					H29	C				
					H30	C				
					R1	C				
					R2	C				
					R3	C				
31202	職場と家庭生活等との両立を支援する多様な制度の普及促進	育児休業や介護休業、子育て期の勤務時間短縮等、家庭生活等との両立を支援する制度に関する情報誌等による情報提供や講座の開催などを行う。	・講座「フォーラム企画ワークショップ 新たな男女共同参画社会を目指して」受講者数：15人 「子育て応援プログラムもつと一緒！父子で体を動かそう」受講者数：6人 「家庭生活における参画・現代的課題講座 新しい家族のスタイルを見つけよう」受講者数：22人 情報誌「みらい」43号特集「第5次男女共同参画基本計画へすべての女性が輝く令和の社会へ」 ・情報資料センターにおける資料収集・展示・貸出	-	H28	B	仕事と生活の調和が図られる社会を目指すための国の基本計画や施策等についての学習機会の提供や家庭生活に係る実践的な講座を実施するとともに、センター情報誌においても情報提供を図った。	男女共同参画を進める上で、仕事と家庭生活の両立支援のために、職場や家庭内の男女格差など改善しなければならない課題が多いことから、地域の関係施設等との連携も含め、幅広い周知啓発につながるよう努めた。	【課題・懸案事項】忙しい子育て世代を対象に「制度」周知のみを目的として、講座への参加を促すのは難しい。家庭生活を男女がともに支え合い、責任を果たすことの必要性を多様な角度から、啓発していく必要がある。 【改善策・今後の方向性】家庭生活を男女が共に担うためには、男性の家事・育児・介護等への参画、意識改革が必要ことから、男性が参加しやすい啓発事業のあり方を他の学習施設とも連携し実施するとともに、情報誌を活用した広報等にも取り組む。	男女共同参画課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
31203	女性の活躍推進に関する講座の開催【新規】	男女共同参画推進事業者等を対象にロールモデルによる講座や取組事例の紹介等を行う。	講座「女性チャレンジ応援セミナー 広報のプロから学ぶチラシ作成術講座」受講者数：18人 講座「キャリア支援セミナー アラフィフのあなたへ女性50代からのキャリアデザイン」受講者数：28人	-	H28	B	働く女性の活躍推進のため、情報提供とともにキャリア形成やスキルアップ、エンパワーメント等課題・テーマ別の能力開発に資する講座を実施した。	広報のスキルを学ぶことで女性が自信をもって多様に活躍することを支援するため、実施した。 また、自らのキャリアを見直す時期ともいえる50代の女性に、生涯とおしての自らのライフプランを考える機会を提供することができた。	【課題・懸案事項】行政や市内事業所等のダイバーシティマネジメントを推進する部門間の連携。 【改善策・今後の方向性】組織的な対応だけではなく、働く女性のスキル向上や交流の場作りも視野に入れて展開する。	男女共同参画課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
31204	事業所等における研修の支援	出前講座や講師派遣、資料の提供など、事業所等における研修を支援する。	・情報資料センターにおける資料収集・展示・貸出 ・夜間講座の実施(しごと応援ゼミ)	-	H28	A	・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえ、事業所内での研修等に活かせる資料を収集・展示・貸出した。 ・研修を自前開催できない事業所等もあることから、社会人が参加しやすい夜間講座を実施。	男女共同参画に関する視点からの社内研修に活かせる資料を収集・展示・貸出した。 女性が働き続けるために力となるスキルやストレスマネジメントについて実施した。	【課題・懸案事項】センターのアウトリーチ事業等の研修内容についての周知方法と市内事業所等との連携。 【改善策・今後の方向性】市民への情報提供に係る国・県等との連携。 社内研修等に関する資料の収集・展示・貸出。	男女共同参画課
					H29	A				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
31205	ダイバーシティ推進協議会の設立・運営【新規】 【基本目標Ⅲ-1-①の再掲】	多様な人材活用の推進のため、関係機関による「(仮称)ダイバーシティ推進協議会」を設立・運営する。	未実施	0	H28	-	-	-	類似会議体が複数あるため、整理の必要性も含め、検討する。	男女共同参画課
					H29	-				
					H30	-				
					R1	-				
					R2	-				
					R3	-				

施策の方向性2 雇用の分野における男女共同参画の推進

①職場における男女の機会均等

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価						所管課							
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等									
32101	男女共同参画推進事業者登録制度 〔基本目標Ⅲ-1-②の再掲〕	男女共同参画を推進する取組みを積極的に進める事業者に対し、登録を行い登録証・登録マークを交付し、ホームページ等で広く市民に周知する。	男女共同参画を推進する取組みを積極的に進める事業者の登録を行い、ホームページ等で事業者の紹介をした。 登録件数2件(延べ79件)	0	H28	C	新規の登録が2件のみであったため。	女性の職域拡大や積極的な登用、ワーク・ライフ・バランスの向上、その他男女共同参画に向けた働きやすい職場づくりを推進している事業者を支援することにより、市内の各事業者が、自主的にこれらの取組みを促進していく意識付けとなるよう努めた。	【課題・懸案事項】 令和3年度までに延べ160件の登録目標に対し、新規登録件数が伸びていない。 【改善策・今後の方向性】 令和4年度から、事業者登録制度に代わる新規事業として、常時雇用労働者数300人以下の事業所に対し女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援を行う「女性活躍推進アドバイザー派遣事業」を実施している。	男女共同参画課								
					H29	C												
					H30	C												
					R1	C												
					R2	C												
					R3	C												
32102	男女雇用機会均等法など法律や制度の周知	講演会や講座、情報誌などにより、情報提供を行い、雇用分野の法制度を周知する。	<ul style="list-style-type: none"> ・講座「女性のための就職応援講座」受講者数：14人 ・情報資料センターにおける資料の収集・展示・貸出 ・しごと情報コーナー「しごと応援ナビここ」 	-	H28	B	<ul style="list-style-type: none"> ・情報資料センターにおいて男女雇用機会均等法などの法律や制度に関する資料を収集・展示・貸出した。 ・しごと情報コーナー「しごと応援ナビここ」を設置・拡充し、情報提供・啓発を行った。 	家庭生活との両立をめざし、女性がキャリアの中断なく働き続けられることに視点をおいて、ハローワークちばや千葉労働局をはじめとした関係団体と連携を図り、法律・制度等の最新の情報を提供できるよう留意した。	【課題・懸案事項】 社会人とともに、これから就職する若い世代やコロナ禍による女性の就労環境の厳しさを踏まえた情報提供。 【改善策・今後の方向性】 市が千葉労働局との包括協定を結んでおり、政策を踏まえた連携により、計画的・継続的な啓発事業として取り組む。	男女共同参画課								
					H29	B												
					H30	B												
					R1	B												
					R2	B												
					R3	B												
					0	働き方改革セミナーを実施							H28	—	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言中の開催で参加者数は少ないが、市内企業に必要な情報を提供でき、課題に助言できたため。	働き方改革を進めることで労働環境を整備し、女性活躍につながるなどの情報も併せて提供した。	働き方改革に関する情報を、雇用主側だけでなく従業員側にも伝える方策を検討する。	雇用推進課
													H29	—				
													H30	—				
													R1	B				
R2	B																	
32103	労働者向け情報誌発行事業	労働者向けの各種情報を情報誌、ガイドブック、インターネット等を通じて提供する。	労働者向けの各種情報を情報誌、ガイドブック、インターネット等を通じて提供。	256	H28	B	「労働相談」を情報誌に掲載するほか、労働関係の情報を市HPに掲載するなど、労働者向けの情報提供が概ねできた。	職場でのハラスメントなど女性の労働に関するさまざまな問題について相談に応じる「労働相談」を掲載し、情報提供を行った。	引き続き、職場における男女機会均等を含めた労働者向けの情報提供を行っていく。	雇用推進課								
					H29	B												
					H30	B												
					R1	B												
					R2	B												
					R3	B												
32104	労働相談の実施 〔基本目標Ⅱ-2-③の再掲〕	労働条件、社会保険・年金、職業訓練、パートタイムなど労働に関する悩み等について、労働相談員によるアドバイスや関係機関の紹介など、解決のための相談を行う。	蘇我コミュニティセンター内において、仕事の悩み等についての労働相談を実施 相談者数 519人	7,127	H28	B	利用者からの労働条件や社会保険など労働に関する悩み等の相談に対し、概ね適切なアドバイスを提供できたと考えている。	女性の労働に関する悩み等に対し、的確なアドバイスを行ったほか、適切な関係機関を紹介するなど、個々の相談内容に十分配慮し、対応した。	引き続き、労働に関する被害を防ぐためにも、相談者の悩みに丁寧に対応していく。	雇用推進課								
					H29	B												
					H30	B												
					R1	B												
					R2	B												
					R3	B												

③女性の再就職等の支援

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
32201	キャリア形成や自己表現等に関する講座の開催	男女共同参画センターなどにおいて、キャリアやライフプラン、自己表現など職業能力を開発・向上させる講座を開催する。	講座「女性チャレンジ応援セミナー」 受講者数：18人 講座「キャリア支援セミナー」 受講者数：28人 講座「女性のための就職応援講座」 受講者数：14人	-	H28	B	職業能力の向上や自己のキャリア形成、自己表現等職場で活かせる資質の向上を目指す実践的な内容での講座開催と子育て中の女性の再就職や正規職員を目指す女性を応援する取組として「マザーズ・ハローワークちば」との共催により、求職活動実績ともなる講座を実施した。	女性が様々なライフプランの変化の中で自分らしい働き方を選択し、自分のキャリアについても主体的に考える機会として、また、そのためのエンパワーに繋がる実践の機会となるよう、働き続けることの意識形成に配慮するとともに、共に学ぶメンバー間の情報共有や交流に配慮した。	【課題・懸案事項】 仕事や家事・育児等に忙しい世代や若年層への啓発。 【改善策・今後の方向性】 子育て中の方や働く人たちが家事・育児に忙しい休日等の参加には無理があることから、一部の講座は事業所等との連携による平日の派遣研修扱いでの参加を模索している。	男女共同参画課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
32202	女性への就労支援(新規)	結婚、出産、子育てなどで離職した女性を対象に就職に向けたキャリアプランニングセミナーを開催する。	- ※受講対象を女性に限定せず、求職者向けのセミナーを実施	2,456	H28	B	-	-	-	雇用推進課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	-				
					R3	-				
32203	女性への再就職支援	再就職に関する講座や情報提供、相談を行ない、結婚や育児などで退職した人の再就職を支援する。	講座「女性のための就職応援講座」 受講者数：14人 情報資料センター「しごと情報コーナー」「しごと応援ナビここ」設置	-	H28	B	子育て中の女性の再就職や正規職員を目指す女性を応援する取組として「マザーズ・ハローワークちば」との共催により、求職活動実績ともなる講座を実施した。 また、情報資料センターでは、就労に関するしごと情報コーナー「しごと応援ナビここ」を設置し、各種情報・資料の提供を行っている。 【一部再掲】	事業番号No. 32201に同じ	【課題・懸案事項】 社会・経済状況の変化など、働く(求職活動中他)女性を取り巻く情勢を踏まえた細やかなプログラムの提供が必要。 【改善策・今後の方向性】 サポートに繋がる啓発内容にするとともに関係機関との連携により、役立つ情報提供に努める。	男女共同参画課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
32204	ふるさとハローワーク	ハローワークの求人検索システムによる職業紹介と、市の就労・生活相談をワンストップで対応することにより、就労を支援する。	【実績値】就職者数 ・ふるさとハローワークいなぎ 345人 ・ふるさとハローワークみどり 643人	15,875	H28	B	ふるさとハローワークの就労生活相談では、女性の再就職支援等を含めた対応を行い、就労支援が概ね円滑だった。	就労生活相談を活用し、女性の再就職につながる相談対応を行った。	就労生活相談に、女性から相談があった場合には、的確なアドバイスができるよう、引き続き、対応を図っていく。	雇用推進課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
32205	就職活動に対する支援	求職者に履歴書・職務経歴書の書き方指導や職業適性、面接の対処方法などの個別指導を行う。	【実績値】就職者数 ・ふるさとハローワークいなぎ 345人 ・ふるさとハローワークみどり 643人	15,875	H28	B	ふるさとハローワークの就労生活相談では、女性の再就職支援等を含めた対応を行い、就労支援が概ね円滑だった。	就労生活相談を活用し、女性の再就職につながる相談対応を行った。	就労生活相談に、女性から相談があった場合には、的確なアドバイスができるよう、引き続き、対応を図っていく。	雇用推進課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
32206	多様な就業形態についての情報提供	ワークショップや在宅勤務、短時間正社員制度など多様な就業形態について情報を収集、提供する。	・情報資料センターにおける資料の収集・展示・貸出 ・しごと情報コーナー「しごと応援ナビここ」	-	H28	B	求人情報、職業訓練、各種セミナー、相談窓口など、就業に関する様々な情報提供を行うとともに、情報を求める方の利便性に配慮し、関連情報の展示や資料の配架など積極的な情報コーナーづくりを行った。	雇用の分野における男女共同参画の推進のため、また、一人ひとりが望む働き方を支援するために、多様な就業形態や各種制度や相談に関する情報など、幅広い分野の情報提供に努めている。	【課題・懸案事項】 「しごと応援ナビここ」の周知と主催事業等での効果的な活用。 【改善策・今後の方向性】 HPやTwitter、情報誌「みらい」などで積極的に紹介するとともに「女性のための就職応援講座」等の参加者にも案内し、コーナーの利用促進を図る。	男女共同参画課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				

③ダイバーシティの推進

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
32301	ダイバーシティ推進事業部の運営 〔新規〕 〔基本目標Ⅲ-1-①の再掲〕	多様な人材活用の推進のため、ダイバーシティ推進事業部を運営する。	・ちばイクボス同盟加入事業者との連携事業として、オンライン講演会を実施 ・職員向けに作成した「LGBTを知りサポートするためのガイドライン」を使用した庁内研修（新規採用者研修及び、応募・希望による研修）の実施	19	H28	B	・男性の育休取得促進やイクボスとしてのマネジメントについて理解を深め、就労環境の改善や生産性の向上を図った。 ・「LGBTを知りサポートするためのガイドライン」を活用し、新規採用者などへの研修を行った。	・ちばイクボス同盟による連携事業の実施により、市内事業所における女性活躍を始めとする多様な人材活用やワーク・ライフ・バランス推進を図るための意識改革を行った。 ・職員が正しい理解のもと、状況に応じた適切な対応ができるよう、ガイドラインを活用した研修を行った。	ちばイクボス同盟加入事業者との連携事業を引き続き実施していくとともに、LGBTへの配慮促進に向けた検討や組織横断的課題に取り組んでいく。	男女共同参画課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
32302	(仮称)ダイバーシティ推進協議会の設立・運営 〔新規〕 〔基本目標Ⅲ-1-①の再掲〕	多様な人材活用の推進のため、関係機関による「(仮称)ダイバーシティ推進協議会」を設立・運営する。	未実施	0	H28	—	-	-	類似会議体が複数あるため、整理の必要性も含め、検討する。	男女共同参画課
					H29	—				
					H30	—				
					R1	—				
					R2	—				
					R3	—				

施策の方向性3 自営の商工業や農林水産業の分野等における男女共同参画の推進

①女性の起業に対する支援

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価						所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等		
33101	女性のための起業準備セミナー	男女共同参画センターにおいて、女性の起業を支援するための講座を開催する。	講座「女性のための起業入門講座」 受講者数：33人 講座「創業者研修（連携事業） 受講者数：80人	-	H28	B	起業準備のための基礎知識をわかりやすく説明するとともに、実際に起業をするためのプラン作りや起業準備に活用できる各種支援制度等の紹介を産業振興財団との連携により行った。参加者の情報交換や個別相談を実施し、きめ細かな人材育成に留意し実施している。	起業は女性ならではの職種や方法などの課題やテーマがあり、踏み出せるきっかけづくりとなるよう、なるべく多くの情報を提供するとともに、講師自身の女性起業家としての経験や起業を目指す参加者同士の交流も踏まえて相談しやすく、学びやすい環境づくりに努めた。	【課題・懸案事項】 ステップアップのためのフォローに向けた関係機関との連携や場作り。 【改善策・今後の方向性】 起業支援などを実施している相談機関等の紹介。併せて起業を目指す女性たちの情報共有・交流の場の提供やフォロー事業の実施を検討。	男女共同参画課	
					H29	B					
					H30	B					
					R1	B					
					R2	B					
					R3	B					
33102	コミュニティビジネスの支援	コミュニティビジネスの情報提供及びシンポジウムなどを通じて普及啓発に努めるとともに、起業に向けた支援を行う。	コミュニティビジネス・シンポジウムの開催	141	H28	B	・関係各所等への周知に尽力し、シンポジウムには一定数の女性参加者がいた。 ・ベンチャーカップについては、「ソーシャルビジネス賞」を、地域貢献や社会貢献を図ろうとするプランについて幅広く評価する「SDGs賞」に変更した。	高齢化におけるまちづくりを主眼とした取り組みや経済活動に特化した内容を取り上げるなど、多様な観覧者を対象としたプログラムにて構成されていた。	今後も、継続して男女問わず、参加者に対し適切にサービスの提供を実施していく。	産業支援課	
					H29	B					
					H30	B					
					R1	B					
					R2	B					
					R3	B					
33103	資金調達支援（新規）	新事業創出に向けた起業資金調達支援を行う。	・チャレンジ資金 21件 ・トライアル支援資金 0件	255,160	H28	B	男女問わず適切なサービスの提供を行い、女性起業家の利用も一定程度あったため。	資金調達支援として、新たに事業を開始しようとする中小企業者に対するチャレンジ資金などの支援を整備している。令和3年度において、女性の活用実績もあり、女性の起業支援を推進することができた。	今後も、継続して男女問わず、適切にサービスの提供を実施していく。	産業支援課	
					H29	B					
					H30	B					
					R1	B					
					R2	B					
					R3	B					
33104	スタートアップ支援の強化（新規）	スタートアップ期にある事業者を支援するため、経営知識等の習得等の支援を行う。	創業者研修（千葉市産業振興財団）2回 経営力強化講座（千葉市産業振興財団）1回	2,921	H28	B	年3回の講座において、女性の参加者も一定程度あったため。	女性受講者に、創業のノウハウのポイントを分かりやすく講義を行ったほか、先輩女性起業家による事例発表や女性起業家向けセミナーの情報を提供するなど、きめ細やかな対応に努めた。	今後も、継続して男女問わず、受講者に対し適切にサービスの提供を実施していく。	産業支援課	
					H29	B					
					H30	B					
					R1	B					
					R2	B					
					R3	B					
33105	インキュベート施設の管理運営	インキュベート施設において、専任のコーディネーターによる、将来性のあるビジネスプランを有する創業者を支援する。	CHIBA-LABO（ワーキングスペース 30 席、カフェスペース 16 席、商談室 4 室、セミナールーム 1 室）	19,482	H28	B	男女問わず、利用者に対し適切にサービスの提供が行えた。	インキュベート施設の管理運営を通して、女性創業者に対しても支援を行っており、コーディネーターによるマーケティングや資金調達等経営全般の相談に応じるとともに、女性起業家向けセミナーの情報提供にも努めた。	今後も、継続して男女問わず、入居者に対し適切にサービスの提供を実施していく。	産業支援課	
					H29	B					
					H30	B					
					R1	B					
					R2	B					
					R3	B					
33106	相談・助言事業	新たに創業を志す者に対して、企業の立ち上げにあたり必要となる情報を提供したり、様々な課題の解決を支援するために、窓口相談を行う。	事業者・創業者等が抱える経営課題や法律問題について、コーディネーター（7人）、ビジネスアドバイザー（2人）、弁護士等による相談を行い、事業経営の円滑化を支援した。 相談件数：2,083件	38,602	H28	B	女性起業家に対しても、男性同様に経営課題や法律問題について、コーディネーター・ビジネスアドバイザー・弁護士等による相談を行い、課題解決や経営の円滑化を支援できた。	女性起業家に対して、起業のノウハウや資金調達支援について情報提供を行ったほか、女性起業家が抱える経営課題や法律問題についても、専門家によるきめ細やかな対応を行った。	今後も、継続して男女問わず、相談者に対し適切にサービスの提供を実施していく。	産業支援課	
					H29	B					
					H30	B					
					R1	B					
					R2	B					
					R3	B					

②自営の商工業や農林水産業に従事する男女の協働の確立

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
33201	農業版ハローワーク事業	農家で働いてみたい市民と労働力を必要とする農家が登録し、条件にあった相手と直接交渉し、雇用契約等を結ぶための支援を行う。	事業見直しのため、研修中止	19	H28	B	-	-	-	農業経営支援課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	-				
					R3	-				
33202	農業経営基盤強化促進対策事業	農村女性が能力を十分発揮していくための条件整備等を促進する。	・家族経営協定締結数：1件	14	H28	B	夫婦による1件の家族経営協定を締結したことにより、女性農業者の能力発揮が図られた。	家族経営協定の締結を機に、女性農業者に認定農業者制度を普及している。	【課題・懸案事項】女性農業者の認定者数が少ない。 【改善策・今後の方向性】女性農業者や後継者が経営参画できるよう家族経営協定や認定農業者制度を普及・推進する。	農地活用推進課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	D				
					R2	B				
					R3	B				
33203	農業の担い手育成〔新規〕	農業の担い手を確保・育成するため、農業知識の習得や技術の向上を図れるよう、新規就農希望者研修を行う。	・1年目 0人 ・2年目 2人 ・3年目 3人	34,759	H28	B	男女問わず、研修生を募集したが、女性からの応募はなかった。	女性が参加しやすい研修環境の整備、運営に配慮した。	【課題・懸案事項】研修希望の女性が少ない。 【改善策・今後の方向性】研修について広くPRを行い、性別を問わず認知度を高める。	農業経営支援課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	C				
33204	農業の6次産業化の推進〔新規〕	農家所得の向上を図るため、6次産業化を目指す農業者に対し、支援する。	・イチゴ及びトマトを使った加工品の開発に対して補助した。	267	H28	D	女性農業者に対しても事業の案内をしたものの、要望が無かったため、事業実施には至らなかった。	女性農業者に対しても積極的に事業案内を行った。	6次産業化に対して興味のあるような女性農業者に対し、積極的な声掛けをおこなう。	農政課
					H29	D				
					H30	D				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				

②自営の商工業や農林水産業に従事する男女の協働の確立

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課			
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸念事項・ 改善策・今後の方向性等				
33301	科学教育の推進 【新規】	科学・技術を身近に感じることが出来る環境を創出するため、未来の科学者育成プログラムを充実する。	<ul style="list-style-type: none"> ・講座参加コース（年間約30の講座から、自分が希望する講座に参加する） ・課題研究コース（個人研究を通して科学的な考え方や検証方法などを学ぶ） ・特別受講生制度（過去にプログラムに参加した元受講生が、指定された講座に参加できる制度） 以上の3つのコースを実施し、新型コロナウイルス感染症対策のため、いくつかの講座が中止またはオンラインで実施したのもあった。 年間受講生:95人	465	H28	B	<ul style="list-style-type: none"> ・講座の講師の女性講師率は32%であった ・名簿は名前順男女混合名簿とし、班分けの際も男女が混合となるよう配慮した ・受講生の36%が女性であった ・ホームページやチラシ、ポスター作成のときには男女が平等に受講している様子がわかる写真を掲載した 	<ul style="list-style-type: none"> ・科学の分野で活躍する女性を講師として招き、性別による固定的な職業観が解消されるよう配慮を行った。 ・グループ活動における班分けでは、男女ともに科学について気軽に話し合いができるようにした。 	【懸念事項】 「講師に女性を」の声もあるが、機関に講座の協力をお願いしたときに講師が女性とは限らないので、女性講師の比率を上げるのは難しいこと。 【今後の方向性】 講座を新規に設定する際は、講座内容が最優先であるものの、女性の専門家が活躍している内容も考慮して設定していく。 性別に関係なく科学に興味・関心が高い中高生を育てていく。	生涯学習振興課			
					H29	B							
					H30	B							
					R1	B							
					R2	B							
					R3	A							
33302	キャリア教育の推進 【新規】 【基本目標 I-1-②の再掲】	産学連携の会議を設置するとともに、教育研修プログラムの開発などを行い、地域経済や地域産業を支える人材の育成や確保に向けたキャリア教育の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育推進連携会議を年2回開催した（1回は紙面会議）。 ・出前授業（職業講話）における新規協力企業を拡充した。 ・キャリア教育主任会でキャリア教育ガイドブックの活用を促した。 	114	H28	B	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育推進連携会議を年2回開催し、個性や能力を尊重した教育環境づくりを踏まえた職業体験学習推進の検討を行った。 ・生徒のニーズに応じた出前授業（職業の講話）が実施できるよう、新規協力企業を拡充した。職場体験と出前授業を合わせて「職業体験学習」として捉え、各学校が選択できるよう推進した。 ・キャリア教育主任研修会を1回開催し個性や能力を尊重した教育環境づくりのための周知を図った。 	男女問わず、生徒のニーズを踏まえ、将来の社会参画につながる新規協力企業を拡充した。	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に配慮した職業体験学習は進んでおり、今後も同様の取組みを継続していく。 	教育改革推進課			
					H29	B							
					H30	B							
					R1	B							
					R2	B							
					R3	B							
					事業終了	0	H28	B	事業終了のため	-	-	教育センター	
							H29	A					
							H30	A					
							R1	A					
							R2	-					
							R3	-					
					キャリア教育推進連携会議を開催した。		0	H28	B	企業や学校関係者などさまざまな立場の視点から、キャリア教育に関連する意見交換を実施できた。	性差による固定的な職業観を意識することなく委員の選定や意見交換を行った。	引き続き、企業等のキャリア教育への参画を推進していく。	教育改革推進課・雇用推進課
							H29	B					
							H30	B					
				R1	B								
				R2	B								
				R3	B								

基本目標Ⅳ 仕事と生活の調和を実現できる社会づくり

施策の方向性1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

①長時間労働の削減などの働き方改革と職場づくり

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価				所管課	
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点		課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等
41101	市職員の両立支援・子育て支援の推進	次世代育成支援対策推進法に基づき、「特定事業主行動計画」の進捗状況を管理し、市職員に対する両立支援・子育て支援策等の推進を図る。	・子育て応援タイムズの発行 ・管理職のイクボス宣言の実施 ・男性職員の子育てに関する調査及び結果の庁内共有 ・「イクボスのための職員の子育て応援チェックリスト」や「男性職員に関する休暇等取得計画書兼フォローシート」の作成周知	0	H28	A	子育て応援タイムズの発行や、男性職員の子育てに関する調査及び結果の共有を実施したことにより、男性職員の子育てに関する調査及び結果の庁内共有は高い水準を維持した。	男性職員の子育てに関する調査を実施し、結果を庁内で共有することや、子育て応援タイムズの中で制度内容や体験記を発信することで、男性職員の子育てへの参加を促進し、性別に関わらず全ての職員が人生において子育てという貴重な時間を充実して過ごせるよう取り組んだ。	男性職員の子育て取得率は市基準で51.3%となり、高い水準となっている。今後も引き続き、多くの男性職員が育児休業を取得できるように取り組んでいく。	給与課
					H29	A				
					H30	A				
					R1	A				
					R2	A				
41102	市職員の多様な働き方の促進（新規）	市職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図るため、短時間勤務や在宅勤務等多様な働き方を促進する。	・「柔軟な働き方と各種制度～介護や治療が必要になっても働き続けられる職場づくり～」を作成周知 ・「休暇・休業等一覧」の作成周知 ・新規採用職員テキストにおいて仕事と家庭の両立に関する項目を設定	0	H28	B	職員が柔軟に働くことができるよう制度の周知を行うとともに、仕事と家庭生活のどちらかを選択するような考えではなく、仕事と家庭生活を共に充実させることを目指し、「ワーク・ライフ・バランス」から「ワーク・ライフ・マネジメント」への転換に取り組んだ。	介護に関する休暇は女性職員が多く取得する傾向にあることを指摘しつつ、性別にかかわらず、介護を行う職員の職務内容や勤務形態をどうしていくべきかについてを職場の問題として考え、取り組むことの重要性を周知した。	多様な働き方ができるような制度の充実を図るとともに活用しやすい職場環境づくりに取り組んでいくとともに、職員一人ひとりが、組織運営や職務に責任をもち、自身の成長に取り組むことができる組織としていく必要がある。	給与課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
41102	在宅勤務利用促進	・在宅勤務利用延べ回数15,612回 ・サテライトオフィス利用延べ回数467回 ・リモートアクセス申請の廃止等の制度改正を行った。 ・サテライトオフィスを新たに2か所開設した。	・在宅勤務を利用することで通勤に要していた時間を家庭生活に充てるのが可能となり、育児や介護と業務との両立を支援することができた。 ・感染予防策としてだけでなく、ワーク・ライフ・バランスの向上につながる働き方改革の観点からもテレワークを推進し、庁内周知を図った。	1	H28	B	昨年度より引き続き、手続きの簡素化等の制度改正やサテライトオフィスの新たな開設を行い、テレワーク環境の整備をすすめたため。	在宅勤務を利用することで通勤に要していた時間を家庭生活に充てるのが可能となり、育児や介護と業務との両立を支援することができた。 ・感染予防策としてだけでなく、ワーク・ライフ・バランスの向上につながる働き方改革の観点からもテレワークを推進し、庁内周知を図った。	現場業務など、在宅勤務制度等に適さない職場がある。 ・窓口業務など、現状の業務運用・制度設計では在宅勤務制度等に適さない職場がある。 ・制度の一層の周知を進める。	人材育成課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
41103	労働時間短縮や休暇取得に向けた意識啓発	【子育て応援プログラム】「もっと一緒に！父子で体を動かそう」受講者数：6人 【しごと応援ゼミ】「仕事の効率をアップした！タイムマネジメントのコツとは」受講者数：9人 【家庭生活における参画・現代的課題講座】「家族と話そう漢方だけじゃない和漢診療のコト」受講者数：21人	・育児への主体的参加を啓発することで働き方を見直すきっかけとなる講座となった。 ・仕事と家庭生活の両立支援の観点から、ワーク・ライフ・バランスへの啓発となるよう、自らの生産性や仕事の優先順位を踏まえて時間の使い方を見直す講座を実施した。 ・家族でお互いの健康について考える意識を啓発する講座を実施した。	-	H28	B	育児への主体的参加を啓発することで働き方を見直すきっかけとなる講座となった。 ・仕事と家庭生活の両立支援の観点から、ワーク・ライフ・バランスへの啓発となるよう、自らの生産性や仕事の優先順位を踏まえて時間の使い方を見直す講座を実施した。 ・家族でお互いの健康について考える意識を啓発する講座を実施した。	男女共同参画社会の形成推進に向け、家庭と仕事の両立がしやすい環境整備が必要ことから、男女の働き方や家庭生活のあり方など、ワーク・ライフ・バランスへの視点を踏まえた意識啓発に資する講座を行った。	【課題・懸案事項】両立支援が必要な方は忙しく、休日等に設定しても講座への参加が難しい。 【改善策・今後の方向性】男女がともに担う家庭生活の視点を踏まえた事業の実施と共に、各種情報提供事業を活用した啓発に取り組む。	男女共同参画課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
41103	キャリアアップアドバイザー事業を人材採用力向上等支援事業として千葉市産業振興財団に移管し、市内企業にアドバイザーを実施。	キャリアアップアドバイザー事業を人材採用力向上等支援事業として千葉市産業振興財団に移管し、市内企業にアドバイザーを実施。	市内企業に対し、アドバイザーを通して長時間労働見直しのための対応策などを促すことができたため。	4,131	H28	-	市内企業に対し、アドバイザーを通して長時間労働見直しのための対応策などを促すことができたため。	-	引き続き、企業の働き方改革を推進していく。	雇用推進課
					H29	-				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	-				
					R3	B				
41104	男女共同参画推進事業登録制度（基本目標Ⅲ-1-②の再掲）	男女共同参画を推進する取り組みを積極的に行う事業者の登録を行い、ホームページ等で事業者の紹介をした。登録件数2件（延べ79件）	新規の登録が2件のみであったため。	0	H28	C	女性の職域拡大や積極的な登用、ワーク・ライフ・バランスの向上、その他男女共同参画に向けた働きやすい職場づくりを推進している事業者を支援することにより、市内の各事業者が、自主的にこれらの取り組みを促進していく意識付けとなるよう努めた。	【課題・懸案事項】令和3年度までに延べ160件の登録目標に対し、新規登録件数が伸びていない。 【改善策・今後の方向性】令和4年度から、事業者登録制度に代わる新規事業として、常時雇用労働者数300人以下の事業所に対し女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援を行う「女性活躍推進アドバイザー派遣事業」を実施している。	男女共同参画課	
					H29	C				
					H30	C				
					R1	C				
					R2	C				
					R3	C				

②家庭生活等と両立しやすい職場づくりへの支援

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課																
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等																	
41201	職場と家庭生活等との両立を支援する多様な制度の普及促進 〔基本目標Ⅲ-1-②の再掲〕	育児休業や介護休業、子育て期の勤務時間短縮等、家庭生活等との両立を支援する制度に関する情報誌等による情報提供や講座の開催などを行う。	・講座 「フォーラム企画ワークショップ 新たな男女共同参画社会を目指して」 受講者数：15人 「子育て応援プログラム もっと一緒に！父子で体を動かそう」 受講者数：6人 「家庭生活における参画・現代的課題講座 新しい家族のスタイルを見つけよう」 受講者数：22人 ・情報誌「みらい」43号特集「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」 ・情報資料センターにおける資料収集・展示・貸出	-	H28	B	仕事と生活の調和が図られる社会を目指すための国の基本計画や施策等についての学習機会の提供や家庭生活に係る実践的な講座を実施するとともに、センター情報誌においても情報提供を図った。	男女共同参画を進める上で、仕事と家庭生活の両立支援のために、職場や家庭内の男女格差など改善しなければならぬ課題が多いことから、地域の関係施設等との連携も含め、幅広い周知啓発につながるよう努めた。	【課題・懸案事項】 忙しい子育て世代を対象に「制度」周知のみを目的として、講座への参加を促すのは難しい。家庭生活を男女がともに支え合い、責任を果たすことの必要性を多様な角度から、啓発していく必要がある。 【改善策・今後の方向性】 家庭生活を男女が共に担うためには、男性の家事・育児・介護等への参画、意識改革が必要なことから、男性が参加しやすい啓発事業のあり方を他の学習施設とも連携し実施するとともに、情報誌を活用した広報等にも取り組む。	男女共同参画課																
41202	多様な保育需要への対応 〔新規〕	保護者の就労形態の多様化等に伴う保育ニーズに合わせ、保育メニューの拡充を行う。	一時預かり 令和3年度末で7園増加した。 休日保育 募集をかけているが、園数は現状のまま	一時 133,578 休日 6,740	H28	B					一時預かりパート就労、育児疲れなど利用する多様な保育需要に応じることができ、仕事と生活の調和に貢献した。 休日保育 日曜日祝日就労世帯に休日保育事業を提供し仕事と生活の調和に貢献した。	女性の社会進出の促進や、育児疲れの解消等に貢献し、仕事と生活の調和に貢献した。	更なるニーズがあることから、引き続き実施園の拡充に努める。	幼保運営課												
41203	子ども・子育て支援新制度給付対象施設の整備 〔新規〕	潜在的な保育需要に対応し、将来にわたり待機児童ゼロを継続するため、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、計画的に保育所等を整備する。	既存施設の定員増や小規模保育事業の保育所移行など既存施設を可能な限り活用するとともに、保育需要が高く、施設整備の必要性が特に高い駅の周辺地域に重点的に整備を進めた結果、3年連続待機児童ゼロを達成した。 10か所 209人増	78,725	H28	C									3年連続待機児童ゼロを達成した。	待機児童解消に向けて保育ニーズの適切な把握に努めるとともに、受け皿を計画的に増やすことで、仕事と子育ての両立に悩んでいる保護者のワーク・ライフ・バランスの向上を図った。	引き続き、既存施設の定員増や幼稚園の認定こども園移行、認可外保育施設の認可化移行など、既存施設を可能な限り活用するとともに、保育需要が高く、保育施設整備の必要性が特に高い駅の周辺地域に、重点的に整備を進めていくことで、待機児童ゼロの継続を目指す。	幼保支援課								
41204	子どもルーム整備・運営事業	授業の終わった後の遊び及び生活の場を提供し、指導員の活動支援の下で児童の健全育成を図る。また、段階的に対象学年を拡大していく。	・子どもルーム運営の民間事業者委託分の増 R1：14か所→R2：24か所 ・学校敷地外ルームへのAED設置：36か所 ・土曜日開所時間の延長：8:30-16:30から8:00-16:30へ延長 ・指導員等処遇改善 社協指導員月額給与：182,500円→191,000円、社協補助指導員の経験加算給導入 ・入退室管理システムの導入：167か所 ・施設整備 9か所、実施設計 2か所	3,543,903	H28	A													緊急3か年アクションプランの対策最終年度として、子どもルーム16か所を整備し、920人分の受入れ枠を拡大することで、整備計画に対して実績が上回ることでできた。	社会経済状況の変化に伴う女性就業率の上昇や働き方の多様化により子どもルームの需要は年々高まっている。そのため、女性の社会進出に貢献できるよう、子どもルームの受入れ枠を拡大し、待機児童数を極力減少させるように努めている。	平成30年7月策定の「子どもルーム待機児童解消のための緊急3か年アクションプラン」に基づき、待機児童対策を実施しているが、待機児童数は347人（H31.4.1時点）から408人（R2.4.1時点）、168人（R3.4.1時点）となった。引き続き適切な子どもルームの配置を行うことで待機児童削減に努める。	健全育成課				
41205	ファミリー・サポート・センター事業	子どもを預けたい人、預かることができる人、双方の会員を登録し、援助内容に応じて仲介を行う。	・会員数 5,219人 ・活動件数 5,143件	No.42204に 含まれる。	H28	B																	仕事と子育ての両立支援を推進した。	円滑な相互援助活動の実施のために事前打合せ（土日対応）を実施したほか、アドバイザーによる依頼内容の把握・調整等を適切に行った。	コロナ禍により会員数、活動件数が減少した。依頼会員数に対し提供会員が少ないため、新たな提供会員の確保が必要。	幼保支援課
41206	病児・病後児保育事業	病児回復期などのため保育所等に預けられず、保護者が就労等により、家庭での育児が困難な場合に、診療所併設の施設で保育を行う。	病児・病後児の預かりを実施 ・実施施設数 10か所 ・利用者数 3,260人	120,915	H28	B																				

施策の方向性2 男女がともに担う家庭生活づくり

①男性の家事・育児・介護への参画促進

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
42101	男性の家事・育児に関する知識や技術の習得	男女共同参画センター等において、男性の家事や育児に関する知識や技術を習得するための講座を開催する。	【子育て応援プログラム】「もっと一緒に！父子で体を動かそう」受講者数：6人	-	H28	B	子どもとの遊びを通じて男性の育児への主体的な参画を図り、育児の楽しさを実感することのできる講座を実施した。	普段あまり子どもと接点をもっていない父親でも、自然と父子でコミュニケーションが図れるようなプログラムを実施した（ダンス創作）。	【課題・懸案事項】実践型の講座であるため、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため開催日程を延期するなどの対応が必要となり、実施への負荷が大きい。また、子育て世代は同時に働き盛りの世代のため、父親の参加を促すことが課題となっている。	男女共同参画課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	-				
R3	B									
42102	地域子育て支援センター等における父親向け講座、イベント等の実施	地域子育て支援センター等において、父親の子育てを支援する講座やイベント、レクリエーション活動などを実施する。	父親の育児への主体的な関わりを促進する講座等の回数 165回	No.42204に含まれる。	H28	B	父親が主体的に育児にかかわることができるよう取り組んだ。	父親の参加を促すため、開催日や開催内容について工夫を行い、男性の育児参加の意識啓発に努めた。	コロナ禍により中止となった講座・イベントがあった。父親の参加を促すため、広報活動の強化や男性が参加しやすい環境づくりが必要。	幼保支援課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
R3	B									
42103	男性の子育て支援〔新規〕	男性の子育てを支援するため、両親学級の土日開催を拡充するとともに、男性の育児休業取得促進奨励金など、様々な取組みを実施する。	基本教室 12回 参加人数 妊婦169人 パートナー168人 フォローアップ教室 4回 参加人数 妊婦 59人 パートナー60人 ※新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、人数制限あり。	1,700	H28	B	・父親の育児参加を促し、安心して出産育児ができるよう、助産師による講義が実施できた。 ・夫婦で妊娠・出産・育児に臨めることができるよう、意識を高める内容とした。	・夫婦での参加を促し、男性の育児参加に対する意識を高めるようにした。 ・働く男性女性が参加できるよう、土日に講座を開催した。	・父親の育児参加を促し、安心して出産育児ができるよう、今後も事業を継続して実施していく。 ・働く男性女性が参加しやすいよう、土日の開催とする。	健康支援課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
		R3	B							
		1,750	中小企業等に勤務する男性の育児休業取得促進のため、奨励金を支給した。 支給件数：7件	父親が積極的に育児に関わることで、男女ともに仕事と家庭生活のより良いバランスを取れるよう取り組んだ。	男性の育児休業取得を促すため、夫婦で参加する講座などで、男性が主体的に育児に関わる重要性や奨励金制度を説明し、意識啓発に努めた。	人手不足等により男性の育児休業取得は、女性に比べ圧倒的に少ない。	幼保支援課			
								H28	B	
								H29	B	
								H30	B	
R1	B									
R2	B									
R3	B									
42104	介護に関する実技の習得	【家庭生活における参画・現代的課題講座】「家族で知る介護保険・サービスの基礎知識！」受講者数：18人 「わくわく楽学講座（家庭生活）家族で考える介護」受講者数：7人	-	H28	B	介護の問題を性別に固定された役割ではなく家族全体の課題として考える機会の提供となる講座を実施した。会場がある地域を担当するあんしんケアセンターと連携して実施することができた。	介護が女性だけが担うことではなく、男性も担い手となる可能性があることを具体的な事例を紹介することした。	【課題・懸案事項】プラン上の「実技の習得」に係る講座の実施は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため実施が困難。 【改善策・今後の方向性】センターと同じ複合施設内に設備を備え一般向けにも実施する「市社会福祉研修センター」があることから、実技習得を中心とする内容等の重複については検討が必要。	男女共同参画課	
				H29	B					
				H30	B					
				R1	B					
				R2	B					
R3	B									
6,475	家族介護者支援事業として、家族介護者研修のほか、家族介護者への電話相談、訪問レッスンを実施	家族介護者研修72人 電話相談 536件 訪問レッスン 72件 （事業No.55303と一体的に実施）	-	H28	B	研修を通して、介護の知識・技術を伝えるとともに、男女がともに支え合いながら介護することの大切さを伝えることができた。また、介護の不安や悩みを解消するため、電話相談や訪問レッスン等を実施し、在宅介護の負担軽減を図ることができた。アンケートの結果、受講生の満足度は高く、仕事と介護の両立に一定の効果があった。	研修時には、男性介護者が孤立しないように、介護者同士の交流の時間を持った。	引き続き、効果的な周知を検討していく。	高齢福祉課	
				H29	B					
				H30	B					
				R1	B					
				R2	B					
R3	B									

②子育てに関する相談・支援

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
42201	家庭児童相談事業	各区保健福祉センター子ども家庭課に非常勤嘱託職員の相談員を配置し、児童と家庭にかかわる各種相談業務を行う。	児童虐待や家庭における児童の養育に関する相談等を実施した。 R3相談件数 1,538件		H28	B	設置6区いずれも日中相談可能な体制を維持できたため。	男女問わず相談に応じた。	引き続き、現体制で実施していく。	子ども家庭支援課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
42202	育児ストレス相談	1歳6か月、3歳児健康診査等で、育児不安があり援助が必要な保護者に対し、臨床心理士、保健師が個別相談を行う。	開催回数 194回 延べ人数 345人	2,794	H28	B	育児不安を抱える保護者に対し、心理士による相談を実施することにより、育児不安の軽減が図れた。また、夫婦がともに協力して子育てに取り組めるよう適宜、情報提供を行った。	子育てへの助言を適切に行い、抱えている不安・悩み等の解消に努めるとともに、夫婦がともに協力して子育てに取り組めるよう適宜、情報提供を行った。	子どもの育てにくさに起因した育児ストレス件数が増加傾向にあることから、今後も引き続き事業を実施し、育児ストレスの軽減を図る。	健康支援課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
42203	利用者支援事業	「子育て支援館」において、各種子育てサービスの情報を収集し、インターネット等を活用して情報の提供を行う。また、子育てに関する相談を受け、サービスの提供に必要な援助や関係機関との連絡調整を行う。	子育て支援館相談件数 (子育てコーディネーター以外の職員が対応した相談も含む) 1,821件	No.42204に含まれる。	H28	B	父親・母親にかかわらず利用しやすいよう配慮した。	父親・母親にかかわらず相談者の気持ちに寄り添い、抱えている不安・悩み等の解消に努めるとともに、夫婦がともに協力して子育てに取り組めるよう適宜、助言・情報提供等を行った。	来館による相談件数が徐々に回復しているものの、コロナ禍以前と比較すると、件数が減少している。支援内容充実のため、当事者の個別のニーズを把握した寄り添い型の利用者支援を検討する。	幼保支援課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
42204	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互交流する場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	・実施施設 20か所 ・利用者数 133,500人	246,620	H28	B	父親・母親にかかわらず利用しやすいよう配慮した。	親子のふれあいの場、遊び場を提供し、保護者が相互に交流することで、子育てに関する悩みを共有する機会を作り、また、企画を実施する際には父親も育児に積極的に参画するような内容(運動会やお祭り等)とするなど配慮した。	利用者数は、徐々に回復しているものの、感染対策による人数制限等もあり、コロナ禍以前と比較すると、相談件数が減少している。また、就学前児童数の減少及び保育所等の保育サービスを利用する児童の増加により、利用者が減少傾向である。	幼保支援課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
42205	子育て支援コンシェルジュ 〔新規〕	子育て支援コンシェルジュが、保育をはじめとした子育て支援サービス全般の利用に関する相談・情報提供などを行う。	相談件数：11,047件	23,542	H28	B	仕事と子育ての両立支援を推進した。	保護者からの相談に応じ、それぞれのニーズや状況に適した保育サービスを利用できるよう必要な情報の提供、助言等を行った。また、市内の地域子育て支援拠点施設での出張相談についても積極的に実施した。	保育サービス・子育て支援サービスの情報収集の方法や範囲について、対応が困難な面がある。	幼保支援課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
42206	子育てサポーター・家庭教育アドバイザー配置事業	子育てサポーターは、公民館で活動している子育てサークルや家庭教育学級等の相談、子育てに悩みや不安をもつ親等保護者に対して、指導するほか相談に応じる。また、家庭教育アドバイザー（臨床心理士有資格者）は、必要に応じ、専門的な立場から相談に応じるほか、子育てサポーターへの助言も行う。	・子育てサポーター委嘱35人 ・家庭教育アドバイザー委嘱 6人 ・「子育てママのおしゃべりタイム」他相談（各公民館） 開催日数126日 延参加者1,235人 ・子育てサポータースキルアップ講座 開催回数1回	738	H28	B	定例開催の事業として市民に好評であり、相談活動だけでなく市民同士の交流の場としても機能した。コロナ禍で外出の機会が減った参加者から事業の実施について評価を得ているためB評価とする。	育児相談などを通じ、男女がともに家庭教育に参画し、より良い子育て環境を整備することを目的として事業を実施した。子育てサポーターや参加者同士の会話の中で、保育所等の情報を共有することや男性の育児・家事についての情報交換がされ、女性の職場復帰の一助となっている。	育児休業や有給休暇を利用し参加される男性が少ないわけではないが、ごく少数である。事業としては定着しているため、「子育てママのおしゃべりタイム」という名称の変更は困難であるが、男性が参加しやすくなるよう工夫する。地域により、対象となる家庭数に大きな差があるため引き続き日程や会場の検討を行う。	生涯学習振興課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
42207	養育支援訪問事業	育児不安や育児ストレスの強い家庭に対し、保健師等が訪問し、育児に関する相談、指導、助言を行う。	養育支援訪問件数 延べ 2,338件	14,296	H28	B	保健師等が訪問し、育児に関する相談、指導、助言を行ったことで、育児不安や育児ストレスの軽減が図れた。	子育て支援として、母親だけでなく父親への訪問も実施した。父親の育児参加を促せるような助言も行った。	対象者の抱える問題が、複雑化しており、虐待リスクの高い家庭が増えているため、今後も継続して事業を実施していく必要がある。	健康支援課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
42208	保育所（園）地域活動事業	地域の世代間交流、異年齢児との交流、子育て家庭への育児講座、小学生低学年児童受入、その他交流事業を実施する。	公立保育所等においては感染対策を講じながら、各園の実情に応じて実施した。民間園については実施した際の報告書の提出を求めているが、未提出の園もある。	332	H28	-	-	-	保育所（園）認定こども園、地域型保育事業施設311施設において感染防止策を講じながら可能な限り実施する。	幼保連営課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	-				
					R3	B				

施策の方向性3 男女がともに担う地域社会づくり

①地域の各種団体への女性の参画促進

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
43101	地域活動団体における女性役員の就任促進【新規】	市政や地域のまちづくりにおいて、女性の視点がさらに取り入れられるように、地域活動団体における女性役員の増加を図る。また、地域活動における女性の参画について普及啓発し、市民の理解を深める。	未実施	-	H28	-	-	-	人口減少・少子超高齢化が進む中、町内自治会等の地域活動団体においては、役員の担い手確保に苦慮している状況であり、男女問わない参画の推進を行う必要があるため、町内自治会役員に占める女性の割合を増やすことに特化した取組みは行っていない。	市民自治推進課
					H29	-				
					H30	-				
					R1	-				
					R2	-				
					R3	-				
			未実施	-	H28	-	-	-	人口減少・少子超高齢化が進む中、町内自治会等の地域活動団体においては、役員の担い手確保に苦慮している状況であり、男女問わない参画の推進を行う必要があるため、自治会役員に占める女性の割合を増やすことに特化した取組みは行っていない。	中央区役所地域振興課
					H29	-				
					H30	-				
					R1	-				
					R2	-				
					R3	-				
			未実施	-	H28	-	-	-	人口減少・少子超高齢化が進む中、町内自治会の地域活動団体においては、役員の担い手そのものの確保に苦慮している状況があり、男女を問わず参画の推進を行う必要があるため、自治会役員に占める女性の割合を増やすことに特化した取組みは行っていない。	花見川区役所地域振興課
					H29	-				
					H30	-				
					R1	-				
					R2	-				
					R3	-				
			未実施	-	H28	-	-	-	人口減少・少子超高齢化が進む中、町内自治会等の地域団体においては、役員等の担い手確保に苦慮している状況であり、男女問わず参画を推進し、活動の継続を図っていく必要がある。そのため、町内自治会等における女性役員の割合把握には努めているものの、女性のみを対象とした就任促進の取組みは実施していない。	稲毛区役所地域振興課
					H29	-				
					H30	-				
					R1	-				
					R2	-				
					R3	-				
			未実施	-	H28	-	-	-	人口減少・少子高齢化が進んでおり、町内自治会等の地域団体においては、その多くが役員の担い手の確保に苦慮している。地域活動継続にあたっては男女問わず参画を推進する必要があるため、自治会役員に占める女性の割合を増やすことに特化した取組みは行っていない。	若葉区役所地域振興課
					H29	-				
					H30	-				
					R1	-				
R2	-									
R3	-									
未実施	-	H28	-	-	-	人口減少・少子超高齢化が進む中、町内自治会等の地域活動団体においては、役員の担い手確保に苦慮している状況であり、男女問わない参画の推進を行う必要があるため、自治会役員に占める女性の割合を増やすことに特化した取組みは行っていない。	緑区役所地域振興課			
		H29	-							
		H30	-							
		R1	-							
		R2	-							
		R3	-							
未実施	-	H28	-	-	-	人口減少・少子超高齢化が進む中、町内自治会等の地域活動団体においては、役員の担い手確保に苦慮している状況であり、男女問わない参画の推進を行う必要があるため、自治会役員に占める女性の割合を増やすことに特化した取組みは行っていない。	美浜区役所地域振興課			
		H29	-							
		H30	-							
		R1	-							
		R2	-							
		R3	-							
各種男女共同参画事業を通じて、地域活動における女性の参画について、普及啓発を行った。	-	H28	C	引き続き、指標の最終目標数値である30%を達成しており、女性の意思決定過程への参画促進について、効果が認められる。	地域活動における女性参画の重要性・必要性について、各種男女共同参画事業を通じて、広く市民に訴え続けていくことが必要である。	男女共同参画課				
		H29	A							
		H30	C							
		R1	A							
		R2	A							
		R3	A							

②地域住民の交流促進

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
43201	区民まつり	6区において、区民意識の醸成及び高揚を図るため、区民主体の実行委員会を設置し、各種催物等を実施する。	新型コロナウイルス感染症の影響で中止	538	H28	B	-	-	【課題・懸案事項】 これまで以上に幅広い世代に楽しんでもらえるイベントとなるよう、出店や出演(ステージ)の内容を見直すとともに、新たな企画・立案を検討する必要がある。 【改善策・今後の方向性】 今後も引き続き、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層の区民が参加でき、中央区民による手づくりの中心市街地の特色を活かした「中央区ふるさとまつり」を開催する。	中央区役所地域振興課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	-				
					R3	-				
			新型コロナウイルスの影響で中止	230	H28	-	-	-	・実行委員や役員に占める女性の比率の上昇。 ・前例にとられない、女性の視点を取り入れたイベントの企画。	花見川区役所地域振興課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	-				
					R3	-				
			新型コロナウイルス感染症の影響で中止	1,200	H28	B	-	-	性別や年齢を問わず、多様な楽しみ方ができる催しとして内容の充実をはかっていく。	稲毛区役所地域振興課
					H29	B				
					H30	A				
					R1	B				
					R2	-				
					R3	-				
			新型コロナウイルス感染症の影響で中止	159	H28	B	-	-	-	若葉区役所地域振興課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	-				
					R3	-				
新型コロナウイルス感染症の影響で中止	320	H28	B	実行委員会における女性の割合は男性に比べ低かったものの、事業への参画に違いは無い。 ただ、事業の具体的な検討の前に中止が決定したことから、評価が困難であるため。	実行委員会の役員等に女性の登用を促し、女性の視点を活かした企画を取り入れることで、誰もが楽しめるイベントとなるよう配慮する。	まつりの実行委員は年度ごとに入れ替わりがあるため、来年度以降も女性の委員が役員、部長等に就任できるように働きかけていきたい。	緑区役所地域振興課			
		H29	B							
		H30	B							
		R1	B							
		R2	-							
		R3	-							
新型コロナウイルス感染症の影響で中止	236	H28	A	-	-	-	美浜区役所地域振興課			
		H29	B							
		H30	B							
		R1	B							
		R2	-							
		R3	-							
43202	コミュニティまつり	各コミュニティセンターの利用者によるコミュニティまつり(各サークルの展示会、発表会等)を開催する。	新型コロナウイルス感染症拡大の状況から、ほとんどのコミュニティまつりは開催中止となった。開催準備及び中止決定の検討を実行委員会において行った。	-	H28	B	性別を問わず参加できる、まつりの実行委員会を開催し、地域コミュニティづくりの場を提供することができた。	コミュニティまつりの企画立案時から、男女双方の意見を取り入れるよう努めた。	【課題・懸案事項】 コミュニティまつり実行委員会の構成メンバーが固定化・高齢化し、新しい意見が出されにくい傾向がある。 【改善策・今後の方向性】 これまで実行委員会に参加してこなかった利用者にも参加を促していく。	市民総務課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				

③地域活動への市民参画の推進

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課						
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等							
43301	やってみようまちづくり支援事業	地区計画の策定など、市民の地域レベルでの自主的なまちづくり活動に対し、出前講座・アドバイザー派遣・活動支援補助により支援する。	・公開講座 1回	60	H28	B	令和2年度に続きオンラインで公開講座を実施し、前年度と比較して1.25倍以上の参加者が得られたため。	男女双方にとって参加しやすいような開催日時の設定を心掛けた。	【課題・懸案事項】 ・アドバイザー派遣、活動支援の要望減 【今後の方向性等】 ・HPや市政広報による事業内容の住民への周知方法について、幅広い世代の男女双方に届くよう、引き続きその工夫について検討を行う。	都市政 策課						
43302	まちづくり活動団体への助成 〔新規〕	市民主体のまちづくりを推進するため、地域課題の解決などに取り組む団体に対し、助成するとともに、地域のまちづくりのリーダー的人材の育成や、フォローアップ研修を行う。	①中央区地域活性化支援事業 ・地域づくり活動支援5団体 ・区テーマ解決支援7団体 ・フォローアップ研修(1回) ・活動報告会(1回) ②地域リーダー研修(2回)	①2,688 ② 20	H28	B	①及び②共に、男女双方を対象として事業を実施した。また、フォローアップ研修の実施に合わせ意見交換会を行い、男女平等に参加を得るとともに、団体同士の情報共有及びネットワーク形成に寄与した。	性別や年齢を問わず、多様な主体に対し事業を実施した。	【課題・懸案事項】 地域活性化支援事業については、一定数の申し込みがあったが、当初見込んでいた申込みには届かなかった。 【改善策・今後の方向性】 これまで以上に多くの団体に対し支援を行えるよう、当該補助事業の効果的なPR方法等について検討を行う。	中央区 役所地 域振興 課						
					地域活性化支援事業 ・助成団体 10団体 ・フォローアップ研修、活動報告会(1回)	1,939					H28	—	男女双方を対照として事業を実施した。また、フォローアップ研修や報告会を行い、男女平等に参加を得るとともに、団体同士の情報共有及びネットワーク形成に寄与した。	研修の開催にあたり、男女双方が参加できるよう、過去に補助金を受けた団体にも開催案内を送付した。	引き続き、男女双方が参加しやすい研修の機会を創出する。	花見川 区役所 地域振 興課
											H29	—				
											H30	B				
											R1	B				
											R2	—				
			R3	B												
			①地域づくり活動支援 ・区テーマに基づく活動支援 助成団体 4団体 ・地域活性化活動支援 助成団体 3団体 ②地域拠点支援 助成団体 1団体 ③年2回(予定)の活動報告会・意見交換会を実施	2,186	H28	—	男女双方を対象として事業を実施した。また、年に2回活動報告会の実施に合わせ意見交換会を行い、男女平等に参加を得るとともに、団体同士の情報共有及びネットワーク形成に寄与した。	性別や年齢を問わず、多様な主体に対し事業を実施した。	当該事業の効果的なPRに努め、区民等の地域活動の支援を行い、地域の活性化を促進する。また、団体同士の意見・情報交換の機会を定期的に設け、地域における協働・連携の継続的な推進を図る。	稲毛区 役所地 域振興 課						
					H29	B										
					H30	B										
					R1	B										
					R2	B										
			【補助内容】 ・地域づくり活動支援3団体 300千円 ・区テーマ解決支援7団体 1,400千円 ・地域拠点支援1団体 250千円 合計11団体 1,950千円 【フォローアップ研修】 ・12月3日開催	2,062	H28	—	主に補助対象期間中の団体を対象とした「フォローアップ研修」を実施することにより、自立した団体運営に寄与した。 【講義テーマ】 ・人材確保 ・意見交換会	男女を問わず幅広い分野の活動団体に対して補助できるよう配慮した。	交付団体数が当初の見込みに達しなかったことから、地域の活性化を図るためにこれまで以上に多くの団体に支援が行えるよう、募集にあたっての効果的な周知方法等について検討を行う。	若葉区 役所地 域振興 課						
					H29	—										
					H30	B										
R1	B															
・活動資金の助成団体数12団体 ・フォローアップ研修の実施2回(10月、12月)	1,497	H28	B	活動資金を助成している団体及び助成期間が終了した団体を対象として、「フォローアップ研修」を実施することにより、自立した団体の活動を継続することに寄与した。	活動資金の助成を通して、地域課題の解決等に積極的に取り組む団体を支援するとともに、フォローアップ研修により、地域で活動する男性・女性リーダーの育成に努めた。	フォローアップ研修においては、活動資金の助成期間が終了した後も自立した活動が継続できるように、量(研修回数)より質(研修内容)の向上に努める。	緑区役 所地域 振興課									
		H29	B													
		H30	B													
		R1	B													
①地域づくり活動支援 助成団体 9団体 ②フォローアップ研修の実施(1回)	1,090	H28	B	要領や審査シートに則り、適正かつ公正に審査を行っている。フォローアップ研修については、『Withコロナ社会での市民活動を考える』を実施した。	審査を行う上で外部アドバイザーを依頼しているが、美浜区の地域の実情や諸問題に対して、深い見識を持つ人として、地区連協会長(男性)1名、民児協の会長(女性)1名を選出し、男女両方からの意見を取り入れるようにしている。	地域拠点支援については、H29から新規支援団体がないことから、今後支援の在り方について検討が必要である。	美浜区 役所地 域振興 課									
		H29	B													
		H30	B													
		R1	B													
		R2	B													
R3	B															

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
43303	地域ぐるみ福祉ネットワーク事業	市社会福祉協議会が行う地区部会活動への支援や、ボランティア養成等のボランティアセンター活動事業に要する経費を助成する。	市社会福祉協議会へ補助	7,310	H28	B	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑制する観点から、子育てサロンを実施した地区部会が目標値の約5割に留まるなど、地域活動自体に制約を受けたものの、助成金交付などの支援を行うことにより、「地域における子育て」に対する支援を行うことができたため。 ・子育て支援を含む各種ニーズに対しボランティアコーディネートを行うとともに、ボランティア講座を実施することにより、子育て支援について一定の効果を挙げることができた。 	地区部会が実施するサロン活動や支え合い活動、ボランティアセンターが行うボランティア支援の取組み等を通じて、市民の地域福祉活動への男女を問わない参画が促進されるよう、積極的な呼びかけ・支援を行った。	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大抑止に配慮しながら、引き続き下記の取組みを実施していく。 ・子育てサロン未実施の地区部会に対して、隣接する実施地区部会との連携を図ったり、子育て支援グループを紹介する等、実施のための援助を行う。 ・子育て支援に関するニーズが多く寄せられるよう、ボランティアセンターの認知度を高める広報活動をより積極的に行う。 	地域福祉課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
43304	地域活動団体における女性役員の就任促進【新規】 〔基本目標IV-3-①の再掲〕	市政や地域のまちづくりにおいて、女性の視点がさらに取り入れられるように、地域活動団体における女性役員の増加を図る。また、地域活動における女性の参画について普及啓発し、市民の理解を深める。	未実施 町内自治会役員に占める女性の割合：32.3% (R3. 4. 1時点)	-	H28	-	-	-	人口減少・少子超高齢化が進む中、町内自治会等の地域活動団体においては、役員の担い手確保に苦慮している状況であり、男女間わない参画の推進を行う必要があるため、町内自治会役員に占める女性の割合を増やすことに特化した取組みは行っていない。	市民自治推進課
					H29	-				
					H30	-				
					R1	-				
					R2	-				
					R3	-				
			未実施	-	H28	-	-	-	人口減少・少子超高齢化が進む中、町内自治会等の地域活動団体においては、役員の担い手確保に苦慮している状況であり、男女間わない参画の推進を行う必要があるため、自治会役員に占める女性の割合を増やすことに特化した取組みは行っていない。	中央区役所地域振興課
					H29	-				
					H30	-				
					R1	-				
					R2	-				
					R3	-				
			未実施	-	H28	-	-	-	人口減少・少子超高齢化が進む中、町内自治会の地域活動団体においては、役員の担い手そのものの確保に苦慮している状況があり、男女を問わず参画の推進を行う必要があるため、自治会役員に占める女性の割合を増やすことに特化した取組みは行っていない。	花見川区役所地域振興課
					H29	-				
					H30	-				
					R1	-				
					R2	-				
					R3	-				
			未実施	-	H28	-	-	-	人口減少・少子超高齢化が進む中、町内自治会等の地域団体においては、役員等の担い手確保に苦慮している状況であり、男女問わず参画を推進し、活動の継続を図っていく必要がある。そのため、町内自治会等における女性役員の割合把握には努めているものの、女性のみを対象とした就任促進の取組みは実施していない。	稲毛区役所地域振興課
					H29	-				
					H30	-				
					R1	-				
					R2	-				
					R3	-				
			未実施	-	H28	-	-	-	人口減少・少子高齢化が進んでおり、町内自治会等の地域団体においては、その多くが役員の担い手の確保に苦慮している。地域活動継続にあたっては男女問わず参画を推進する必要があるため、自治会役員に占める女性の割合を増やすことに特化した取組みは行っていない。	若葉区役所地域振興課
					H29	-				
					H30	-				
					R1	-				
R2	-									
R3	-									
未実施	-	H28	-	-	-	人口減少・少子超高齢化が進む中、町内自治会等の地域活動団体においては、役員の担い手確保に苦慮している状況であり、男女間わない参画の推進を行う必要があるため、自治会役員に占める女性の割合を増やすことに特化した取組みは行っていない。	緑区役所地域振興課			
		H29	-							
		H30	-							
		R1	-							
		R2	-							
		R3	-							
未実施	-	H28	-	-	-	人口減少・少子超高齢化が進む中、町内自治会等の地域活動団体においては、役員の担い手確保に苦慮している状況であり、男女間わない参画の推進を行う必要があるため、自治会役員に占める女性の割合を増やすことに特化した取組みは行っていない。	美浜区役所地域振興課			
		H29	-							
		H30	-							
		R1	-							
		R2	-							
		R3	-							
各種男女共同参画事業を通じて、地域活動における女性の参画について、普及啓発を行った。	-	H28	C	引き続き、指標の最終目標数値である30%を達成しており、女性の意思決定過程への参画促進について、効果が認められる。	地域活動における女性参画の重要性・必要性について、各種男女共同参画事業を通じて啓発に努めた。	地域活動における女性参画の重要性・必要性を各事業を通じて、広く市民に訴え続けていくことが必要である。	男女共同参画課			
		H29	A							
		H30	C							
		R1	A							
		R2	A							
		R3	A							

施策の方向性 4 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

①男女共同参画の視点に立った防災体制の確立と普及啓発

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課				
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等					
44101	女性の視点を取り入れた防災体制の確立 〔新規〕	女性の視点を取り入れた防災体制を確立するため、防災会議に「男女共同参画の視点を取り入れる部会」を設置し、防災に関する計画の見直しや具体的な防災対策を進めていく。	防災部局で作成している、「避難所開設・運営マニュアル」について、書面により意見聴取を行った。	0	H28	B	新型コロナウイルス感染症対策のため、対面の会議ではなく、書面による意見徴収を行い、委員から避難所開設・運営マニュアルの修正に関する意見を聞くことができたため。	避難所運営における感染症対策等について、男女共同参画の視点を取り入れられるよう、意見徴収を行った。	【今後の方向性】 女性の視点を取り入れた防災に関する計画の見直しや具体的な防災対策を進めていくため、新型コロナウイルス感染症対策も考慮しつつ、引き続き当部会を開催する。	危機管理課				
					H29	B								
					H30	B								
					R1	B								
					R2	B								
					R3	B								
44102	自主防災組織の結成率向上 〔新規〕	東日本大震災の経験を踏まえ、大規模災害発生時における自助・共助による防災活動を促進するよう、自主防災組織の結成率向上を図るとともに、女性の参画を促す。	・新規設置数5組織 ・自主防災組織結成を促すチラシの配布 ・結成を検討している組織等への説明会の実施や未結成自治会への呼びかけ ・ちば市政だよりへ結成を促す記事の掲載	439	H28	C	結成促進のため啓発を行ったが、新規設置件数は5組織（計画の25%）のみ結成となったため。	自主防災組織の結成率向上にあたり、各説明会で女性参画の重要性・必要性について啓発を行った。	【課題・懸案事項】 自主防災組織の活動及び運営を行う際、男女両方の立場からの意見を反映させる必要がある。そのため、今後とも説明会等で女性の加入を促していく必要がある。 【改善策・今後の方向性】 引き続き女性参画の重要性・必要性について自主防災組織等への周知を図る。	防災対策課				
					H29	C								
					H30	C								
					R1	C								
					R2	D								
					R3	C								
44103	避難所運営委員会の支援 〔新規〕	災害時に迅速かつ円滑に避難所開設・運営を行うため、市民主体で設立する避難所運営委員会の活動について女性が積極的に関わるための支援を行う。	・避難所運営委員会研修会 計15回（中央区2回、花見川区2回、稲毛区3回、若葉区7回、緑区0回、美浜区1回） ・避難所運営委員会活動支援補助金交付団体数113団体（地域運営交付金による交付団体45を含めて158団体）	3,837	H28	C	新型コロナウイルス感染症拡大防止策の一環として、密にならないよう少人数制の研修会を分割して、女性の積極的な参加を啓発できたものと考えている。しかし避難所運営委員会活動支援補助金については、目標（167団体）を下回った。	避難所運営に関するマニュアルや生活ルールを作成する際は、様々な視点からの意見が必要であり、男女双方の意見を取り入れることができるよう、各区において研修会などを実施することで、女性が積極的に関わるための支援を行った。また、当課にて避難所の避難所担当職員を指定する際は、できるだけ男女の編成比率が偏らないように指定した。	【課題・懸案事項】 避難所運営委員会の市全体委員数に対する女性委員率は、R3年度末時点で29%となっており、いまだ男女差に開きがある。（R2年末：28.8%） 【改善策・今後の方向性】 ・地域によってそれぞれ実情が異なるため、引き続き、各区地域振興課において地域性に応じた避難所運営委員会研修会を実施するなど、女性が積極的に関わるための支援を行う。	防災対策課				
					H29	B								
					H30	B								
					R1	B								
					R2	B								
					R3	C								
44104	防災リーダーの育成 〔新規〕	自助・共助による地域の防災力の向上を図るために、防災に男女共同参画の視点を取り入れ、防災・減災に必要な知識や技術を持ったリーダーを養成する防災ライセンス講座を実施するとともに、男女共同参画センターを中心として防災ワークショップを実施する。	・防災ライセンス講座5回（修了者149人、内、女性43人） 防災ライセンススキルアップ講座（参加者92人、内、女性16人） 講座「防災公開講座Ⅰ・Ⅱ」（区くらし安心室共催） 受講者数：54人 講座「防災ライセンス講座（市防災対策課共催）」 受講者数：30人	697	H28	C	防災ライセンス講座、防災ライセンススキルアップ講座ともに計画どおりの回数を開催した。また、参加者は当初の想定以上のものとなった。（防災ライセンス講座 予定人数 95人 防災ライセンススキルアップ講座 100人）	防災対策には災害弱者と呼ばれる高齢者、女性、乳幼児など様々な視点が必要であることから、自治会・自主防災組織の長（主に男性高齢者）以外の、女性や若者の参加を呼びかけた。また、育児中の方も参加しやすくするため、5回のうち1回を男女共同参画センターと共催し、託児所を設けて実施した。	【課題・懸案事項】 受講者の多くは60歳以上の男性（主に町内自治会や自主防災組織の代表者）であり、女性や若い方（乳幼児の親）の受講者が少ない。 【改善策・今後の方向性】 受講者層として、現状の町内自治会や自主防災組織の代表者も立場的に必要な層であるため引き続き受講を促すとともに、幅広い層の受講者とするため、開催案内などの啓発を行う。	防災対策課				
					H29	B								
					H30	B								
					R1	B								
					R2	C								
					R3	B								
					H28	B					・ライセンス講座は、地域防災力の向上を目的として、男女ともにリーダーとして活動できる人材の育成を図る観点から実施した。防災公開講座では、女性の視点を防災に活かした避難所運営のための実践を地域で学ぶ機会とした。	市や各区の担当部門と協力し、災害時に男女共同参画を反映した対応をとることができるよう、女性の視点を防災に活かした避難所づくりに向け、地域活動等での日々の協力や防災活動に男女が支えあえる取組の必要性を踏まえ実施した。	【課題・懸案事項】 地域防災活動における男女共同参画意識の醸成のための啓発には、市・区の協力による学習機会提供が必要。 【改善策・今後の方向性】 市・区所管部門間の連携により、計画的・継続的な啓発事業として取り組めるようにしたい。また、女性の人材育成につながるような体系的な学習プログラムを検討する。	男女共同参画課
					H29	B								
					H30	B								
					R1	B								
					R2	B								
					R3	B								

施策の方向性5 ひとり親家庭等への支援

①ひとり親家庭の自立支援

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
45101	母子・父子自立支援員事業	母子・父子自立支援員を配置し、生活・育児・福祉資金の貸付等についての相談に応じる。	相談件数：10,066件 ※No.45103「母子家庭等就業・自立支援センター事業」として予算計上し、事業実施	-	H28	A	支援を必要とするひとり親家庭等に対し、効果的な支援ができた。	個々の状況に合わせて、生活基盤を確立させるための就業や家庭と仕事の両立等に関するアドバイスをすることにより、母子・父子世帯の自立を支援した。	特になし	子ども家庭支援課
					H29	A				
					H30	A				
					R1	A				
					R2	A				
					R3	A				
45102	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親を対象に暮らし方・育児などについてのひとり親向け研修講座を「生活支援講習会事業」として実施する。 平日や昼間に育児や生活一般に関することなどについて、相談する時間がつくれないうちのために電話相談を実施する。	土日夜間電話相談 平日245日 休日68日 生活支援講習会(年2回) 参加人数 延べ39人 情報交換事業(全1回) 参加人数 延べ54人	3,010	H28	A	情報交換事業について、感染症対策のため回数を減らすこととなったが、おおむね計画通りの参加人数に達したため。	母子・父子家庭に対し広く利用を促す周知を行った。	生活支援講習会は参加人数が少ないため、今後は情報交換事業の回数を増やす予定。	子ども家庭支援課
					H29	B				
					H30	C				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
45103	母子家庭等就業・自立支援センター事業	市とハローワークが連携し、就業相談や就労に関する情報を提供する。 就業に結びつきやすい資格取得のための講習会を実施する。	・就業相談 1,331件 ・就業支援講習会 5回(パソコン・介護職員初任者研修講習会)	19,988	H28	B	就業相談や就業支援講習会を実施するなど、ひとり親家庭の就労支援に一定の効果があった。	・ひとり親家庭からの相談に対し、個々の状況に合わせたきめ細やかな対応に努め、母子・父子世帯の自立を支援した。 ・介護職員初任者研修講習会を新たに開始するなど、就業支援講習会のテーマについて、母子・父子世帯ともに就職に役立つ技能習得を支援するものにした。	【課題・懸案事項】 就業支援講習会について、募集定員に満たない講習会がある。 【改善策・今後の方向性】 講習会の内容の見直しや周知方法の工夫により改善を図る。	子ども家庭支援課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
45104	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭等の保護者に対し、保険診療の範囲内で、医療費の助成を行う。	令和3年度助成件数 128,658件	386,754	H28	A	ひとり親家庭への経済支援として効果があった。	医療費の助成を通して、母子・父子世帯の経済的な安定を図るとともに、自立の促進を図るため、家庭と仕事の両立や資格取得に役立つ情報を適宜提供した。	引き続き医療費の助成により、ひとり親家庭への経済的支援を行っていく。	子ども家庭支援課
					H29	A				
					H30	A				
					R1	A				
					R2	A				
					R3	A				
45105	自立支援訓練給付金事業等	就業に役立つ各種講座の受講や専門的資格取得のため、「自立支援教育訓練給付金」「高等職業訓練促進給付金」「高等職業訓練修了支援給付金」の母子家庭等自立支援給付金事業を実施する。	・自立支援教育訓練給付金 14人 ・高等職業訓練促進給付金 38人 ・高等職業訓練修了支援給付金 15人	46,829	H28	A	就職に有利な資格取得を目指す際に給付金を支給するなど、ひとり親家庭の就労支援に一定の効果があった。	就職に有利な資格取得に係る経済的支援をすることで、母子・父子世帯の自立を支援した。	特になし	子ども家庭支援課
					H29	A				
					H30	A				
					R1	A				
					R2	B				
					R3	B				
45106	子育て短期支援事業	保護者が疾病・疲労等の身体上・精神上・環境上の理由により、家庭での養育ができない場合に一時的に児童福祉施設等で養育を行う(ショートステイ)。また、保護者が仕事等で平日の夜間又は休日に不在となる場合に児童福祉施設等で児童を預かる(トワイライトステイ)。	ショートステイ 児童福祉施設等5か所 で実施 ・利用延べ日数 696日 トワイライトステイ 児童福祉施設等4か所 で実施 ・利用延べ日数 643日	2,648	H28	B	子育て短期支援の実施により、仕事と家庭生活等の両立の支援が効果的にできたため。 受け入れ施設との契約内容を見直し、事業の拡充に努めた。	ひとり親家庭については、利用料の減免により、制度の利用をしやすくすることで、ひとり親家庭等のワークライフバランスの向上を図った。	利用者は、リピーターが多いため、区役所とともに本事業の周知を広く行っていく。	子ども家庭支援課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				

②貧困など困難を抱える人への支援

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
45201	生活困窮者 自立支援の 促進 〔新規〕	生活自立・仕事 相談センターに おいて生活の不 安に関する相談 や、生活困窮家 庭の子どもへの 学習支援を実施 する。また、自 立・就労サポー トセンターにお いて求人情報の 提供、職業紹介 及び就職までの サポートを行う。	生活自立・仕事相談セン ター ・実相談人数 4,345人 ・延べ相談人数 23,723人 学習支援事業 ・延べ開催回数 662回 ・延べ参加者数 13,174人 自立・就労サポ ートセン ター ・相談件数 6,733件 ・支援者数 1,062人 ・就労者数 595人	自立相談支 援事業 166,186 学習・生活 支援 57,960 自立・就労 サポ ートセ ンター 243	H28	B	・生活自立・仕事相談セン ターにおいて生活困窮者に 寄り添った包括的な支援 (アウトリーチ支援等)を 実施することで、ひとり親 家庭等で生活困難な状況に ある家庭が経済的に自立す る等、安心して暮らすこと ができる環境づくりに貢献 することができた。 ・困窮世帯の子どもに対し て学習支援及び生活支援を 実施することで、高校進学 を支援し、子どもの貧困問 題解消に貢献できた。 ・自立・就労サポートセン ターでそれぞれに合った就 労情報等を提供することで 自立した生活環境を整える ことに貢献できた。	就労の状況、心身の状況、 地域社会との関係性その他 の事情により、現に経済的 に困窮し、最低限度の生活 を維持することができなく なるおそれのある者が、困 窮状態から早期に脱却する ことを支援するため、本人 に寄り添い、包括的かつ継 続的な支援を行った。また 、相談支援員の男女比が 同程度になるように配慮す るとともに、支援にあつて は、相談支援員による定 期的な会議を行う等、男女 双方の視点を取り入れる工 夫を行った。	【課題・懸案事項】 ・令和3年度における新規相 談受付件数は、前年度に比 べ500件程度増え、年間約 4,300件となった。一方で 、更に多くの潜在的な需要 があると考えられ、支援が届 きにくい者に支援を届ける ための仕組み作りをより一 層進める必要がある。 【改善策・今後の方向性】 庁内関係各課とより一層の 連携を図り、情報提供によ る支援だけでなく、関係機 関が情報共有することによ り支援機関自ら支援を届け る体制を構築する。また、 生活困窮者自立支援制度に 関わる庁内向けの説明会を 実施する等、制度周知を図 る。	保護課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
R3	B									

②子ども・若者の自立支援

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
45301	子ども・若 者総合相談 センターの 運営 〔新規〕	「子ども・若者 総合相談セン ターLink」 を運営し、様々 な悩みを抱える 30歳代までの子 ども・若者とその 家族の相談を行 う。	・電話相談 R3 2,154件 (R2 1,798件) ・来所相談 R3 241件 (R2 175件) ・アウトリーチ訪問 R3 161件 (R2 64件) ・同行支援 R3 51件 (R2 53件) ・電子申請 R3 13件 (R2 9件) 総件数 R3 2,620件 (R2 2,099件)	13,040	H28	B	相談件数は、年々増えてい く傾向にある。これは、 Linkの活動が着実に評価さ れているとともに、関係機 関の研修会での講話や案 内、リーフレット等を用い た周知活動を行った結果で あると思われる。 また、センターと距離のあ る地域での出張相談を実施 した。	男女問わず、相談者の人権 に配慮した支援を行うこと も、ニーズにあった支援 機関への接続に努めた。	受託者との関係を密にし、 困難を有する子ども・若者 へのより迅速かつ、きめ細 やかな相談支援ができるよ う取り組んでいきたい。	健全育 成課
					H29	B				
					H30	A				
					R1	A				
					R2	A				
R3	A									
45302	子ども・若 者支援協 議会 〔新規〕	代表者会議・実 務者会議・個別 ケース検討会議 を開催し、関係 機関等が行う支 援を適切に組み 合わせることに より、効果的かつ 円滑な支援を行 う。	・代表者会議 1回開催 (書面開催) ・実務者会議 2回開催 (書面開催) ・個別ケース検討会議 12回開催	0	H28	B	新型コロナウイルス感染症 の影響により、会議が書面 開催となり会議開催数が大 幅に減少したが、個別ケ ース検討会議は、感染症対 策を講じて開催し支援体制 の確認及び相談支援の強化 を図ることができた。	男性、女性双方の意見等を 反映するように努めた。	相談内容によっては、家庭 環境、親子関係に起因する ものやDV被害などの精神 的なケアが必要なものもあ るため、他機関との連携を より一層密にしていけるよ うにする。	健全育 成課
					H29	B				
					H30	A				
					R1	A				
					R2	A				
R3	A									
45303	ひきこもり 地域支援セ ンターの運 営 〔新規〕	ひきこもり状態 にある方や家族 に対する相談、 訪問などの支援 を行うため、ひ きこもり地域支 援センターを運 営する。	ひきこもりに特化した来 所、訪問、電話相談 ・対象者の年齢制限なし ・祝日、年末年始を除く 月曜日から金曜日の9時 から17時 相談及び問合せ件数 1,761件 居場所活動 年37回 延90人参加 家族セミナー 年5回 延26人参加 講演会 年2回 123人参 加	28,456	H28	B	新型コロナウイルス感染症 の影響で事業内容によつて は、中止とした日もあつた が、個別の相談において は、他機関との連携を意識 することや、今年度拡充さ れた出張相談も生かし、 個々の状況に合わせた相談 対応が行えた。	男女問わず、相談者の人権 に配慮した相談支援を行っ た。	【課題・懸案事項】 出張相談が開設されたこと や相談員が増えたことによ り、相談待ち時間の短縮や 関係機関等の連携の強化な どがはかられたものの、 8050問題に象徴されるよう に、ひきこもり支援は長期 化する傾向があるため、支 援期間の短縮化は難しい。 【改善策・今後の方向性】 他機関との連携を意識し、 個々の状況に合わせた支援 の実施を目指す。	精神保 健福祉 課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	A				
R3	B									

基本目標Ⅴ 生涯にわたる心身の健康と性・LGBTに関する理解への支援

施策の方向性Ⅰ 性や健康への理解と促進と健康づくり

①性や健康に関する知識の普及啓発

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価						所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等		
51101	性や健康に関する情報提供や講座の開催	性や健康に関する正しい知識を習得するために、情報提供を行う。また、男女共同参画センター等において、更年期など性や健康に関する講座を開催する。	・講座 「子どもたちを性被害から守る」 受講者数:20人 「女性の健康講座」 受講者数:20人 ・情報資料センター 特集展示「いっしょに学ぶからだのこと 性のこと」 ブックガイド「いのち・からだ・こころのブックガイド」	-	H28	B	女性の生涯を通じての性や健康に関する課題について学び、正しい知識の習得とリプロダクティブヘルス/ライツの知識を深め、自分のからだのことであり、自己肯定感の向上にも繋がる内容として実施した。 情報資料センターでは、国の啓発強化施策を踏まえ性教育に関する特集展示を実施した。	女性が自身の健康と権利を守って生きていくために、女性のライフステージを踏まえてリプロダクティブヘルス/ライツの重要性を学ぶことは、男女が互いに正しい知識を持ち、認識を深めていくためにも必要である。併せて、性被害を未然に防ぐための知識や予防教育などに関する情報提供に努めた。	【課題・懸案事項】 性や健康に関する正しい知識は、更年期世代だけではなく、妊娠・出産期にある世代、若年層を育む保護者や教員など、周りの大人への啓発機会が必要である。 【改善策・今後の方向性】 情報資料センターの資料の活用など啓発に繋がるよう学校等との連携を進めるとともに、女性の健康分野に関しては、身近な地域での学習機会を増やしていく。	男女共同参画課	
H29	B										
H30	B										
R1	B										
R2	B										
R3	B										
51102	学校における保健学習・指導の充実	児童生徒の健康課題に対応するため、性教育をはじめ、薬物乱用防止教育、喫煙防止教育等、自他ともに大切にすることを教育を実施する。	児童生徒の健康課題に対応するため、性教育をはじめ、薬物乱用防止教育、喫煙防止教育等、自他ともに大切にすることを教育の啓発を行った。	0	H28	A	自他の健康課題について、適切に判断し、行動する力の育成や、男女の相互理解につながった。	健康課題を解決するための授業実践に当たり、男女双方の意見を取り入れるよう配慮した。	【課題・懸案事項】 薬物乱用防止教室の実施率が全国平均に比べ低いことから、引き続き各学校への啓発を行う必要がある。 【今後の方向性】 引き続き、性教育をはじめ、薬物乱用防止教育、喫煙防止教育等、自他ともに大切にすることを教育を実施する。	保健体育課	
H29	A										
H30	A										
R1	A										
R2	A										
R3	A										
51103	思春期保健対策事業	思春期の子ども及びその親に対して、生命の尊厳について学び、父性母性の涵養を図ることを目的とし、赤ちゃんともふれあう体験学習を実施する。また、思春期の心とからだの発達とその特徴、対応について知識の普及及び相談を実施する。	ふれあい体験事業 開催回数 0回 思春期教室 開催回数 38回	437	H28	B	新型コロナウイルス感染症予防の観点から、赤ちゃんのふれあい体験は実施できなかったが、助産師の講演により、対象者の生命の尊厳についての理解、父性母性の涵養、思春期の心とからだの発達や特徴について理解を深めることが出来たと考える。	・性や健康の理解を通して、男女平等と人権の尊重という視点で実施した。 ・子どもを持つ保護者対象の教室では、母親だけでなく、父親の参加も受け入れた。	思春期の児及びその保護者への啓発を継続しつつ、就学前の児の保護者が性に關する正しい知識を持ち、児の自己肯定感が高まるような関わり方ができる教育も継続実施する。 ふれあい体験事業については、新型コロナウイルスの感染状況をみながら実施について検討していく。	健康支援課	
H29	B										
H30	B										
R1	B										
R2	B										
R3	B										
51104	エイズ対策推進事業	エイズに関する正しい知識の普及啓発、高等学校等におけるエイズ予防に関する講演会への講師派遣（新型コロナウイルスの影響を鑑みて実施） ・エイズ予防に関する講演会への講師派遣（新型コロナウイルスの影響を鑑みて実施） ・HIV検査普及週間や世界エイズデーに係る普及、啓発 ・HIV等抗体検査（新型コロナウイルスの影響を鑑みて未実施） ・エイズ相談カウンセリング	・休日即日検査（新型コロナウイルスの影響を鑑みて未実施） ・エイズ予防に関する講演会への講師派遣（新型コロナウイルスの影響を鑑みて実施） ・HIV検査普及週間や世界エイズデーに係る普及、啓発 ・HIV等抗体検査（新型コロナウイルスの影響を鑑みて未実施） ・エイズ相談カウンセリング	2,796	H28	A	令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響で検査が実施できず、講演会等へのカウンセラーの派遣業務等の啓発事業にも影響が大きかったため。	啓発をするにあたり、男女ともに生涯を通じて健康の保持増進を図っていくよう、互いの性や健康の理解につながる内容にする工夫をした。	新型コロナウイルスの感染拡大の影響が今後も続くことを鑑み、検査やカウンセリングについて必要な人に支援が行き渡るよう実施方法等を検討する。 啓発活動についても、パンフレットの配布やオンラインでの実施を通して継続して行えるようにする。	医療政策課	
H29	A										
H30	A										
R1	A										
R2	-										
R3	-										
51105	健康教育事業	健康に関する知識の普及啓発のために、テーマごとの講習会等を実施する。喫煙については、保健師が個別指導を実施する。	集団健康教育 140回 喫煙者個別健康教育 延277人	2,973	H28	B	生活習慣病予防その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図った。	講演会のテーマについて、男女双方の健康課題等を踏まえて設定した。	生活習慣病予防その他健康に関する事項について、正しい知識の普及啓発に向けて、今後も引き続き実施していく。	健康推進課	
H29	B										
H30	B										
R1	B										
R2	B										
R3	B										
51106	男性の心身の健康に関する支援	男性の心身の健康に関する相談や情報提供等を実施する。	・男性電話相談 男性公認心理師が対応。 相談時間：毎週金曜日18時30分～20時30分 講座 「家庭生活における参画・現代的課題講座Ⅱ 家族と話そう漢方だけじゃない和漢診療のコト」 受講者数：21人	-	H28	B	・生き方、人間関係、心や体の悩みなど、さまざまな悩みを抱えた男性の相談窓口として対応した。 ・働き盛りの男性の心身のトラブルへの対処として、ウィルスに負けない健康な身体作りのための講座を実施した。	・男性の相談員による相談体制を整え、幅広い分野の悩み相談に対応し、問題解決に必要な情報提供を行うなど支援に努めた。 ・日頃の健康診断だけではわかりにくい心身のトラブルについて、生涯にわたる健康への理解促進のため、具体的な事例をもとに講師の医師から情報提供を行い、注意喚起を図った。	【課題・懸案事項】 相談利用者が少ない。 【改善策・今後の方向性】 ・利用しやすいの一助として、男性相談窓口の設置目的や特性なども含めた周知を図る。 ・生活習慣病などの啓発機会は市・区の健康部門でも保健師他が健康教育事業として実施しており、内容の精査や連携による実施などを検討する。	男女共同参画課	
H29	B										
H30	B										
R1	B										
R2	B										
R3	B										

②性や健康に関する知識の普及啓発

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
51201	女性の健康支援事業	女性特有の健康問題について、保健師による専用電話相談や、女性医師等による健康相談を実施すると同時に、知識の普及啓発を図る。	・助産師相談 延べ50件 ・健康教育 69回 延べ2,140人	5,027	H28	B	生涯にわたる心身の健康づくりの観点から、知識の普及及び相談対応等を実施した。	女性特有の健康問題について、知識の普及及び相談を適切に実施した。	生涯にわたる心身の健康づくりの観点から、知識の普及及び相談対応等を引き続き実施していく。	健康支援課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
51202	健康相談事業	保健師・管理栄養士・歯科衛生士が、心身の健康に関する相談に応じ、必要な指導及び助言を行う。	相談件数 10,856件	2,139	H28	B	心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導および助言等を行った。	各種相談に対し、個々の状況に合わせたきめ細やかな対応に努めた。	家庭における健康管理に資することを目的に、今後も引き続き実施していく。	健康推進課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
51203	LGBT(性的少数者)相談窓口の充実〔新規〕	LGBT(性的少数者)専門相談窓口を設置し、運営する。	LGBT専用電話相談を実施。相談時間：毎月第3日曜日 14時00分～18時00分 相談件数：26件	562	H28	—	LGBT専用の相談窓口を実施したことで、相談者の悩みを解消又は軽減することができたと考える。	LGBT当事者又は当事者・支援者団体に属する者や、相談業務に関わる者で当事者からの相談を受けることがある者など、性の多様性について理解のある相談員を配置し、専門的な相談を受け付けることが可能な体制を構築した。	LGBT専用電話相談窓口を継続して実施するとともに、より効果的な実施方法について検討を行う。	男女共同参画課
					H29	C				
					H30	C				
					R1	B				
					R2	B				

③日々の健康づくりの支援

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
51301	食の実践教室	保健福祉センター健康課において、食・身体活動を中心とした健康づくりを心がけ実践する人を増やす。	食の実践教室 開催回数 50回	6,166	H28	B	新型コロナウイルス感染症の影響により感染対策を工夫しながら行った。自ら健康づくりを実践する人を増やすために、栄養に関する話と自宅で調理を促すためのレシピ配布を実施した。	男女ともに健康的な食生活を実践できるようにテーマや内容を工夫するよう努めた。	自ら健康づくりを実践する人を増やすために、栄養に関する正しい知識や技術の普及啓発を引き続き実施していく。	健康推進課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
51302	ヘルスサポーターの養成教室	自ら健康づくりを実践するとともに、地域の中心となって運動を継続するヘルスサポーター(健康づくり支援者)を養成する。	ヘルスサポーター養成教室 9コース計26回	1,996	H28	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、中止やプログラム変更となった教室もあったものの、内容を工夫し、運動習慣を身につけるための正しい知識や技術の普及啓発を実施することができた。	男女ともに自分に合った運動習慣が身につけられるよう、指導内容を工夫するよう努めた。	運動習慣を身につけるための正しい知識や技術の普及啓発に向けて、引き続き実施していく。	健康推進課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
51303	食生活改善事業	地区ボランティアとして活動する食生活改善推進員の養成及び教育をする。また、食生活改善推進員の地区活動を支援する。	中央研修会 12回 地区研修 53回 地区伝達講習会 102回	6,166	H28	B	新型コロナウイルス感染症の影響により感染対策を工夫しながら行った。食生活改善推進員の健康づくりに対する意欲は高く、男女ともに生涯を通じた健康の保持増進に関心が持てるよう講習内容を工夫して実施することができた。	講習内容を企画するにあたり、男女双方の意見を取り入れ、健全な食生活を実践できるよう工夫した。	男性の食生活改善推進員の比率が少ないことから、男性の参加についても働きかけていきたい。	健康推進課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				

施策の方向性2 LGBT（性的少数者）への理解促進と支援

①LGBT（性的少数者）への理解促進と支援

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
52101	LGBT（性的少数者）の理解促進 〔新規〕	LGBT理解促進のため、男女共同参画センターなどで講座を開催する。	講座「LGBT講座Ⅰ～Ⅳ」 受講者数：77人		H28	B	LGBTに関する基礎的知識の習得と合わせ、相談や支援する立場の方にも参考となる体験や事例紹介などの要素も含み、支援に繋がる教育機関等との連携により実施した。	多様な性のあり方への理解と尊重を目指し、性的指向・性自認等にかかわらず、互いに尊重される社会を形成するため、LGBTに関する正しい情報の提供に取り組んでいる。LGBTの当事者を講師に招くことや地域と共催した学習機会の提供を行った。	【課題・懸案事項】 市民意識の醸成と理解促進のための関係機関の協力。 【改善策・今後の方向性】 学習機会の提供や理解促進のための情報提供を進める。	男女共同参画課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
52102	学校におけるLGBT（性的少数者）の理解促進 〔新規〕	学校現場においてより適切な支援を実施するため、管理職を中心として教職員向けにLGBT理解促進のための研修を実施する。	学校における性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について周知し、学校における状況調査を行った。	0	H28	B	管理職を中心として教職員向けにLGBT理解促進を行った。個別に対応している学校もあり、校内での共通理解が図られている。中学校の制服については女子用スラックスの導入を薦めている。	管理職特別研修会では、学校における性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について周知した。	・LGBT理解の研修対象者を広げ、養護教諭、生徒指導主任、教育相談担当者の研修会や各種協議会で取り上げる。 ・関係機関と連携し、教職員への啓発を進める。	教育指導課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
52103	LGBT（性的少数者）相談窓口の充実 〔新規〕 〔基本目標V-1②の再掲〕	LGBT（性的少数者）専門相談窓口を設置し、運営する。	LGBT専用電話相談を実施。 相談時間：毎月第3日曜日 14時00分～18時00分 相談件数：26件	562	H28	—	LGBT専用の相談窓口を実施したことで、相談者の悩みを解消又は軽減することができたと考える。	LGBT当事者又は当事者・支援者団体に属する者や、相談業務に関わる者で当事者からの相談を受けることがある者など、性の多様性について理解のある相談員を配置し、専門的な相談を受け付けることが可能な体制を構築した。	LGBT専用電話相談窓口を継続して実施するとともに、より効果的な実施方法について検討を行う。	男女共同参画課
					H29	C				
					H30	C				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
52104	公的証明書における性別欄の廃止 〔新規〕	公的証明書類における性別記載の廃止や記載の有無を選択できるよう取り組む。	公的証明書類における性別記載欄の廃止や記載の有無を選択できるよう庁内に周知を図るとともに、対応状況について調査を実施した。	-	H28	B	公的証明書類における性別記載欄の廃止等について、可能なものから対応しているが、R3年度に対応した件数はなかった。R3年度調査ではR2年度調査より該当書類9件増。様式改正が可能なものうち、未対応の様式は12件あるが、「障害福祉サービス・障害者支援施設等入所等措置委託通知書」及び「障害福祉サービス・障害者支援施設等入所等措置委託解除通知書」はR4年4月に改正予定であるが、その他の改正予定時期は未定である。また申請書やアンケート等で性別欄の廃止や見直しを行った書類は69件あり、R2年度調査より3件増加した。	性同一性障害など性的少数者に対する配慮を目的とし、実施した。	公的証明書類だけでなく、申請書やアンケート等についても同様の取組みを行っていく。	男女共同参画課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				

施策の方向性3 妊娠・出産期の父母への支援

①安心・安全な妊娠や出産の支援

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
53101	エンゼルヘルパー派遣事業	妊娠中や出産後間もない核家族世帯を対象にヘルパーを派遣し、家事援助や育児援助を行う。	・初回利用者数 424人 ・利用回数 3,730人	18,236	H28	B	妊娠出産時の子育て家庭の負担の軽減や、乳幼児の健全な育成に寄与した。令和2年度より、制度を拡充し、父親、祖父母等も利用可能とした。	制度拡充により、父親、祖父母等も利用を可能とする。子育て家庭の支援が一層図られるように配慮した。	健康課で実施している母子健康包括支援センター及び産後ケア事業と深い関連性があることから、より一層の連携について検討していく。	幼保支援課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
53102	出産育児一時金	国民健康保険の被保険者が出産したとき、世帯主にに対し、出産育児一時金を支給する。	1件40万8千円、産科医療補償制度対象分娩はこれに1万2千円を加算。(R3年中の分娩に対しては1件40万4千円、産科医療保障制度対象分娩は1万6千円加算)476件に支給。	199,196	H28	A	出産した被保険者に一律に一定額を支給することにより、出産期の負担軽減につながった。	妊婦・出産期の父母への金銭面での負担の軽減支援と乳幼児の発育支援を目的として実施した。	支払額については国の動向を見守る。	健康保険課
					H29	A				
					H30	A				
					R1	A				
					R2	A				
53103	妊娠・出産に関する相談 〔新規〕	保健師等の専門職が妊娠・出産に関する相談に応じ、適切なアドバイスをする。	①母子健康手帳交付時全員に応援プランを作成6,280件 ②妊娠後期面接を全区で開始1,537件 ③専用電話による相談利用者の増加10,023件 ④相談員による面接相談4,217件	46,362	H28	B	電話や面接訪問等を通じ、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、適切なアドバイスが行えた。	妊娠、出産、出産後の子育て、その後の仕事復帰等、広く相談に応じるとともに、子育ては夫婦で協力して行っていく大切さを説明し、仕事と家庭生活の両立が図られるよう、適切に助言を行った。	妊娠届出時の面接において、個々の妊婦やその家族の状況に応じた応援プランを立案することにより、丁寧な相談支援が行えており、今後も継続していく。妊娠期の支援を強化し、産後の不安を軽減させるため、妊娠後期面接を増やしていく。	健康支援課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
53104	母親&父親学級	妊婦及びそのパートナーに対し保健師・栄養士・歯科衛生士・助産師により、妊娠中及び産後の保健、お産の準備、育児、父親の役割などわかりやすく指導する。	・母親学級 88回 参加者数(延)1020人 ・父親学級 44回 参加者数(延)787人 ※新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、人数制限あり	1,076	H28	B	父親の育児参加の必要性、役割についての理解が進み、男性が参加することが定着してきた。	夫婦での参加を促すと共に、父親学級では沐浴指導などを行い、出産・育児において父親に担ってほしい役割を具体的に指導した。	父親の育児参加の必要性や役割についての理解が進み、男性の参加者は増えてきているため、今後も継続して参加を促していく。	健康支援課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				

②不妊治療に対する支援

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
53201	不妊専門相談センター・特定不妊治療費助成	不妊専門相談センターにおいて、不妊症及び不育症に関する複雑な悩みに対し、専門的・医学的な相談・支援を行う。また、不妊治療による夫婦の経済的負担軽減を図るため、特定不妊治療費の助成を行う。	1 不妊専門相談 (1) 面接相談 開催回数15回(日中12回、夜間3回)、延36人 (2) 電話相談 延277件 2 特定不妊治療費助成 1,919件	425,531	H28	B	不妊専門相談センターについて、チラシ・ホームページ等でPRをし、男女ともに一定の相談数を獲得している。特定不妊治療費助成についても、チラシ、ホームページ等で周知を図った。	相談・申請時において、不妊治療を夫婦で取り組む重要性について認識してもらえよう説明を行った。	不妊専門相談センターでは、男性からの相談が増えている。引き続き、PRに努め、男女ともに相談しやすい窓口を目指す。特定不妊治療費助成では、令和4年度より保険適応となり、年度をまたぐ1回の治療のみ助成対象となった。引き続き制度のPRに努める。	健康支援課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				

③乳幼児の親への支援

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
53301	妊産婦・新生児訪問指導	助産師等が、妊産婦・新生児のいる家庭を訪問し、健康状態の確認や出産・育児等にかかわる様々な相談に応じる。	妊産婦訪問件数 延4,854件 新生児訪問件数 延4,194件	15,809	H28	B	助産師等が、妊産婦・新生児のいる家庭を訪問し、健康状態の確認や出産・育児等にかかわる様々な相談に応じることができた。また、子育ては夫婦で協力して行う大切さを説明した。	妊娠、出産、出産後の子育て、その後の仕事復帰等、広く相談に応じるとともに、子育ては夫婦で協力して行っていく大切さを説明し、仕事と家庭生活の両立が図られるよう、適切に助言を行った。	新型コロナウイルス感染症の影響により家庭訪問を希望しない家庭もあり訪問延件数は前年度より若干減少した。そのような場合にオンライン相談が実施できるような体制を整えた。しかし、その家庭の様子を確認した上で、直接会って相談対応することには、より有効であるため、感染対策を図りながら家庭訪問を実施していきたい。	健康支援課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
53302	乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を地域保健推進員や助産師等が訪問し、健康状態の確認や育児等にかかわる様々な相談、育児に関する情報提供を行う。	地域保健推進員及び乳児家庭全戸訪問員により訪問を実施した。地域保健推進員による乳児訪問 延836件 乳児家庭全戸訪問員による乳児訪問 延1,326件	17,130	H28	B	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を地域保健推進員や助産師等が訪問し、健康状態の確認や育児等にかかわる様々な相談、育児に関する情報提供を行うことができた。また、子育ては夫婦で協力して行う大切さを説明した。	出産後の子育て、その後の仕事復帰等、広く相談に応じるとともに、子育ては夫婦で協力して行っていく大切さを説明し、仕事と家庭生活の両立が図られるよう、適切に助言を行った。	海外在住や長期里帰り、仕事、多忙等により一部会えない児がおり、生後4か月までの目視が難しいケースがある。また、新型コロナウイルスの影響で訪問を希望しないケースもあったが、全数状況把握できるような電話や健診来所時の確認も含め、支援の漏れが生じないよう事業を継続する。	健康支援課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
53303	出産・育児の電話相談	保健福祉センターにおいて出産する病院の情報、新生児の育児に関する相談への対応を保健師が中心に実施する。(内容により助産師、管理栄養士、歯科衛生士に引き継ぐ)	専用電話による相談利用者の増加10,023件	46,362	H28	B	電話や面接訪問等を通じ、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、適切なアドバイスが行えた。	妊娠、出産、出産後の子育て、その後の仕事復帰等、広く相談に応じるとともに、子育ては夫婦で協力して行っていく大切さを説明し、仕事と家庭生活の両立が図られるよう、適切に助言を行った。	妊娠届出時の面接において、個々の妊婦やその家族の状況に応じた応援プランを立案することにより、丁寧な相談支援が行えており、今後も継続していく。妊娠期の支援を強化し、産後の不安を軽減させるため、妊娠後期面接を増やしていく。	健康支援課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
53304	妊娠・出産に関する相談 〔新規〕 〔基本目標V-3-①の再掲〕	保健師等の専門職が妊娠・出産に関する相談に応じ、適切なアドバイスをする。	①母子健康手帳交付時全員に応援プランを作成6,280件 ②妊娠後期面接を全区で開始1,537件 ③専用電話による相談利用者の増加10,023件 ④相談員による面接相談4,217件	46,362	H28	B	電話や面接訪問等を通じ、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、適切なアドバイスが行えた。	妊娠、出産、出産後の子育て、その後の仕事復帰等、広く相談に応じるとともに、子育ては夫婦で協力して行っていく大切さを説明し、仕事と家庭生活の両立が図られるよう、適切に助言を行った。	妊娠届出時の面接において、個々の妊婦やその家族の状況に応じた応援プランを立案することにより、丁寧な相談支援が行えており、今後も継続していく。妊娠期の支援を強化し、産後の不安を軽減させるため、妊娠後期面接を増やしていく。	健康支援課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				

④リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及啓発

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
53401	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進 〔新規〕	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ理解促進のため、情報提供や講座の開催を行う。	・講座 「子どもたちを性被害から守る」 受講者数:20人 「女性の健康講座」 受講者数:20人 ・情報資料センター 特集展示「いっしょに学ぶからだのこと 性のこと」 ブックガイド「いのち・からだ・こころのブックガイド」	-	H28	B	女性の生涯を通じての性や健康に関する課題について学び、正しい知識の習得とリプロダクティブヘルス/ライツの知識を深め、自分のからだのことを知り、自己肯定感の向上にも繋がる内容として実施した。 情報資料センターでは、国の啓発強化施策を踏まえ性教育に関する特集展示を実施した。	女性が自身の健康と権利を守って生きていくために、女性のライフステージを踏まえてリプロダクティブヘルス/ライツの重要性を学ぶことは、男女が互いに正しい知識を持ち、認識を深めていくためにも必要である。併せて、性被害を未然に防ぐための知識や予防教育などに関する情報提供に努めた。	【課題・懸案事項】 性や健康に関する正しい知識は、更年期世代だけではなく、妊娠・出産期にある世代、若年層を育む保護者や教員など、周りの大人への啓発機会が必要である。 【改善策・今後の方向性】 情報資料センターの資料の活用など啓発に繋がるよう学校等との連携を進めるとともに、女性の健康分野に関しては、身近な地域での学習機会を増やしていく。	男女共同参画課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
53402	妊娠・出産に関する相談 〔新規〕 〔基本目標V-3-①の再掲〕	保健師等の専門職が相談に応じ、適切なアドバイスをする。	①母子健康手帳交付時全員に応援プランを作成6,280件 ②妊娠後期面接を全区で開始1,537件 ③専用電話による相談利用者の増加10,023件 ④相談員による面接相談の継続4,217件	46,362	H28	B	電話や面接訪問等を通じ、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、適切なアドバイスが行えた。	妊娠、出産、出産後の子育て、その後の仕事復帰等、広く相談に応じるとともに、子育ては夫婦で協力して行っていく大切さを説明し、仕事と家庭生活の両立が図られるよう、適切に助言を行った。	妊娠届出時の面接において、個々の妊婦やその家族の状況に応じた応援プランを立案することにより、丁寧な相談支援が行えており、今後も継続していく。妊娠期の支援を強化し、産後の不安を軽減させるため、妊娠後期面接を増やしていく。	健康支援課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				

施策の方向性4 生涯にわたる健康を支援する医療の充実

①性差を考慮した医療の推進

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価						所管課	
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等			
54101	両市立病院 運営管理事業 (女性相談 外来の実施)	更年期障害など 女性ホルモンに 起因する女性特 有の疾患に対す る医療を提供 し、生涯にわた る健康の維持を 目的とした「女 性相談外来」を 運営する。	女性相談外来 第3火曜日 14:00～ 15:00 予約方法 電話 診療日数：5日 患者数：5人	-	H28	B	令和3年10月より女性相談 外来を再開した。患者数は 少ない状態が続いている。	女性には年齢により様々な 女性特有の身体症状があ り、相談場所に迷っている 女性のための外来である。 男性医師には相談しにく い事象について、女性医師 が担当する女性相談外来を 設置し、女性が相談しやす い環境に配慮した。	婦人科医の減員により対応 が難しく受診人数を1日1人 に制限している。しかし、 予約を希望する方はそれよ りも少ない。	青葉病 院地域 連携室		
					H29	C						
					H30	C						
					R1	C						
					R2	C						
					R3	C						
			令和元年度から女性専用 外来を休止しているため 実績なし。	-	H28	A	-	-	-	-	-	海浜病 院地域 連携室
					H29	B						
					H30	A						
					R1	-						
					R2	-						
					R3	-						
54102	女性の健康 支援事業 〔基本目標 V-1-②の 再掲〕	女性特有の健康 問題について、 保健師による専 用電話相談や、 女性医師等によ る健康相談を実 施すると同時に 、知識の普及 啓発を図る。	・助産師相談 延べ50件 ・健康教育 69回 延べ2,140人	5,027	H28	B	生涯にわたる心身の健康づ くりの観点から、知識の普 及及び相談対応等を実施し た。	女性特有の健康問題につい て、知識の普及及び相談を 適切に実施した。	生涯にわたる心身の健康づ くりの観点から、知識の普 及及び相談対応等を引き続 き実施していく。	健康支 援課		
					H29	B						
					H30	B						
					R1	B						
					R2	B						
					R3	B						

施策の方向性5 高齢者や障害者の自立支援と社会参加

①介護や疾病の予防

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
55101	訪問指導事業	対象者の家を訪問し、家庭における療養、介護予防、機能訓練の方法や疾病予防、栄養、口腔内衛生、認知症等に関する指導をする。	訪問指導延べ人員 323人	2,781	H28	B	保健活動および民生委員からの情報等により、必要に応じて訪問指導を実施した。	生涯にわたる心身の健康を支援する関りとして、高齢者の自立支援の観点から介護や疾病予防に資する支援を行った。	必要に応じて、家庭における療養、介護予防や疾病予防等に関する指導を引き続き実施する。	健康推進課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
55102	生きがい活動支援通所事業	高齢者が、いきいきプラザ・いきいきセンター 6か所 いきいきセンター 9か所 で実施する 毎週火～土曜日 延べ利用者数11,273人	92,000	H28	B	新型コロナウイルスの影響により定員の削減があったが、介護・疾病予防のための活動が行えたため。	女性の参加者が多いため、男性の参加者が孤立しないよう、実施メニューの内容を工夫し、男女の偏りに配慮した。	今後も男女ともに楽しんで介護予防ができるよう、実施メニューの内容を工夫していく。	高齢福祉課	
				H29	B					
				H30	B					
				R1	B					
				R2	—					
55103	介護支援ボランティア制度の充実 【新規】	高齢者の健康増進や介護予防の促進を図るため、高齢者の介護施設等でのボランティア活動による地域貢献・社会参加を支援する。	R3年度 介護支援ボランティア登録研修 参加者・登録者数 (3回実施) 6月 参加者：20名 登録者：20名 7月 参加者：18名 登録者：18名 9月 参加者：1名 登録者：1名 11月 参加者：27名 登録者：25名	1,002	H28	B	介護支援ボランティア登録研修の参加者のうち、約97%が本制度のボランティアとして登録したことから、高齢者にとって介護予防活動の契機となり、一定の効果があつたと考えられる。	65歳以上の高齢者を対象に、高齢者施設等でのボランティア活動による地域貢献・社会参加活動を通じた介護予防制度を案内した。	【課題・懸案事項】 新型コロナウイルスの影響により、ボランティア活動が困難となっている。 【改善策・今後の方向性】 施設等の今後の動向を注視するとともに、登録者のボランティア活動による地域貢献・社会参加活動を通じた介護予防のための活動を支援していくため、引き続き受入施設に関する情報提供や、市政だより等で制度周知を行っていく。	介護保険管理課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
55104	シニアリーダーの育成 【新規】	介護予防の促進を図るため、介護予防の知識と運動指導のノウハウの習得を図るシニアリーダー講座を開催する。	シニアリーダー養成講座 開催回数：12回×6区×2コース 講座修了生：127人 シニアリーダーによる体操教室数：195か所 (R3年度末) 各区シニアリーダー連絡会に対し補助金交付*22万円×6区	22,270	H28	A	新型コロナ感染症感染拡大による緊急事態宣言が発出された時期もあったが、基本的な感染対策を行った上で対面による講座継続を実施、併せて、オンラインでの講座受講も併用し、予定通り講座を実施することができた。	養成講座の受講や体操教室の実施等を一人ひとりの特徴に配慮しながら適切に行えるよう、講座内容の工夫を行った。	引き続き、基本的な感染対策を行いながら、安全に講座を実施していく必要がある。感染対策の一環として換気が必要なため、講座の実施時期を調整し、可能な限り、快適な室温の確保に努める必要がある。	健康推進課
					H29	A				
					H30	A				
					R1	A				
					R2	B				
R3	B									

②高齢者や障害者等が暮らしやすい環境整備

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
55201	障害者や高齢者にやさしいまちづくり事業	障害者や高齢者が積極的に社会参加できるよう、安全かつ快適に利用できる施設の整備を目的とし、特定建築物及び公益的施設等の事業者と協力を求めるとともに指導助言をする。	未実施	-	H28	-	-	-	千葉県福祉のまちづくり条例に基づき、建築指導課が、公益的施設等の新設・改修等の整備にあたり、バリアフリーを進めるよう届出、内容審査、指導、助言、勧告、適合証の交付を行っている。地域福祉課は、千葉市におけるこれらを県に報告している。 ※地域福祉課では事業は行っていない。	地域福祉課
					H29	-				
					H30	-				
					R1	-				
					R2	-				
					R3	-				
		モノレール駅舎トイレのリニューアル (整備：桜木駅等) (詳細設計：小倉台駅、千城台北駅)	30,624	H28	B	事業目的を達成することができたため	高齢者や障害者だけでなく老若男女問わず誰もが利用しやすい環境になるよう、清潔、安心安全、見つけやすさ、使いやすさに配慮した整備を実施した	リニューアルの完了していないモノレール駅舎のトイレについては、可能な限りユニバーサルデザインに配慮した整備を進める。	交通政策課	
				H29	B					
				H30	B					
				R1	B					
				R2	B					
		・千葉県福祉のまちづくり条例 届出・申請件数 68件 適合証交付件数 1件 ・バリアフリー法 認定件数 1件	-	H28	B	高齢者や障害者等が安全で快適に利用できる施設となるよう指導・助言を行い、条例及び法律の趣旨について理解を得た。	男女共同参画社会の形成を直接的な目的とした事業ではないが、男女問わず、高齢者や障害者等が安全で快適に利用できる施設となるよう指導・助言を行っている。	千葉県福祉のまちづくり条例の整備基準への適合は努力義務であり、また、バリアフリー法の認定の申請は任意であるため、まちづくり条例の整備基準やバリアフリー法の誘導基準を満たした施設となっていない場合がある。引き続き指導・助言を行い、条例・法律の趣旨について理解を得たうえで施設整備を推進する。	建築指導課	
				H29	B					
				H30	B					
				R1	B					
				R2	B					
		大規模公園の老朽化したトイレの施設改修・実施設計を行った。また、稲毛公園のバリアフリー化に向けた現地測量を行った。 ・昭和の森トイレ 実施設計・建替え ・泉自然公園トイレ 実施設計 ・稲毛海浜公園トイレ 実施設計・建替え ・稲毛公園バリアフリー化 現地測量	93,263	H28	-	入札不調等により一部年度内施行ができず、計画を下回ったため。	バリアフリー対応トイレの設置	バリアフリー化の一環として、市内外から多くの人々が訪れる大規模公園等については、トイレなど利用者サービスの向上に資する施設の改修を進めていく。また、地区別バリアフリー基本構想において特定事業の対象としている稲毛公園について、バリアフリー化を推進する。	公園管理課	
				H29	-					
				H30	-					
				R1	-					
R2	B									
・歩道の段差解消 16箇所 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置 0.18km	13,529	H28	B	当初計画の目標に対し、実績が下回ったため。	ユニバーサルデザインに配慮し、老若男女すべての人が利用しやすいように配慮した。	【課題・懸案事項】 道路の勾配や沿道宅地との高低差等の現場条件により、整備基準に適合した整備が困難な箇所がある。 【改善策・今後の方向性】 可能な限りバリアフリー化基準に適合した整備を行う。	土木保全課			
		H29	B							
		H30	B							
		R1	B							
		R2	C							
R3	C									

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課	
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等		
55202	高齢化に対応した住宅の確保	市営住宅の建替えに際し、全住戸の室内の段差解消や手すりの設置などの高齢化対応を図る。また、高齢者に配慮した優良な賃貸住宅の情報提供及びサービス付き高齢者向け住宅の登録を実施する。	・都市再生機構（UR）が提供している高齢者向け優良賃貸住宅の情報提供 ・サービス付き高齢者向け住宅の登録 登録件数 61件（2,450戸） （※令和3年度末時点）	-	H28	B	高齢者が暮らしやすい環境を整備し、高齢者向けの安全、安心な住宅の情報を提供した。	高齢者が暮らしやすい環境整備を目的に、高齢者向けの安全、安心な住宅の情報を提供するなど、自立した生活を継続できるよう配慮した。	高齢者の居住の安定を図るために、医療・介護が連携した地域ケア体制の充実が不可欠である。	住宅政策課	
					H29	B					
					H30	B					
					R1	B					
					R2	B					
					R3	B					
			-	-	H28	B	-	-	-	建替事業は実施していないが、引き続き高齢者に利用し易い住環境を提供していく。	住宅整備課
					H29	B					
					H30	B					
					R1	-					
					R2	-					
					R3	-					
55203	千葉市民間賃貸住宅入居支援制度・補助制度	60歳以上の単身者または60歳以上の高齢者を含む世帯や障害者世帯等に対し、 （一社）千葉県宅地建物取引業協会千葉支部及び（公社）全日本不動産協会千葉県本部の協力のもと、民間賃貸住宅の情報を提供する。 また、同制度を利用して民間賃貸住宅に入居する際に家賃債務保証会社と保証委託契約をした場合、初回分の保証委託料の2分の1（限度額2万4千円）を補助する。	①制度概要チラシ作成・配布 ②すまいのコンシェルジュにて随時相談受付（月～金曜および第1・3日曜の10時～15時） ③家賃債務保証料の補助 ・相談件数 158件 ・成約件数 7件 ・補助件数 0件	0	H28	B	高齢者や障害者等が自立して生活をしていけるように安全、安心な住宅の情報を提供した。 その結果、民間賃貸住宅の成約件数7件に至った。	高齢者、障害者等が暮らしやすい環境整備を目的に、安全、安心な住宅の情報を提供するなど、自立して生活をしていけるよう配慮した。	引き続き、制度利用希望者の要望に応えられるよう不動産団体と協議するなど登録件数を増加させる必要がある（R3年度末 登録戸数210戸）	住宅政策課	
					H29	B					
					H30	B					
					R1	B					
					R2	B					
					R3	B					
55204	地域参画型コミュニティバス等導入の推進〔新規〕	公共交通が不便な地域での移動手段を確保するため、地域主体によるコミュニティバス等の導入を促進する。	グリーンスローモビリティやデマンド交通など地域住民自ら育てるため、「支え合い交通」の導入検討を開始した。	2,817	H28	-	公共交通が不便な地域での移動手段を確保する新たな取組みを開始したため。	支え合い交通は、地域が主体となり、地域の移動実態やニーズにあった持続可能な交通を検討することから、老若男女問わず導入検討に参画している。	公共交通不便地域やスポット的に公共交通へのアクセスが困難な地域等への支え合い交通の導入を検討するため、実証調査等を実施し、その効果等について検証する。	交通政策課	
					H29	-					
					H30	B					
					R1	B					
					R2	D					
					R3	A					

③高齢者や障害者の日常生活の支援

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
55301	あんしんケアセンター(地域包括支援センター)運営事業	高齢者が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、介護予防ケアプランの作成をはじめ、介護や福祉などに関する様々な相談に応じるほか、権利擁護などの支援を行う。	相談件数は95,292件となり、対前年度比で9,599件増(11.2%増)となった。相談内容別では、「介護保険制度に関すること」が46,361件と、全体の48.7%を占めた。	989,679	H28	A	圏域ごとの高齢者人口に応じて配置する専門職(包括3職種:保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員)を2人増員し、146人とした。相談件数等も堅調に推移しており、高齢者等の日常生活の支援を行う体制の確保ができた。	総合相談支援業務・権利擁護業務・包括的・継続的ケアマネジメント業務・介護予防ケアマネジメント業務において、相談者や利用者の性別について配慮を行った。	今後も安定した事業運営ができるよう、引き続き、高齢者人口に応じ、包括3職種を配置し、きめ細かな対応をとれる体制を整える。	地域包括ケア推進課
					H29	A				
					H30	A				
					R1	A				
					R2	A				
					R3	A				
55302	生活支援サービスの充実〔新規〕	高齢者の生活支援の基盤強化を図るため、生活支援コーディネーターを配置するとともに、地域における生活支援・介護予防のニーズを把握し、住民同士の支え合いの推進と地域づくりを支援する。	第2層生活支援コーディネーターの配置を、4区→6区に拡充した。また、千葉市生活支援サイト(情報公表システム)により、地域の通いの場や生活支援サービス等の地域資源に関する情報の一元化を図るとともに、随時更新を行った。	99,581	H28	B	第2層生活支援コーディネーターの配置を順次行うとともに、千葉市生活支援サイト(情報公表システム)を活用し、地域ごとに必要な生活支援サービスの最新情報の公開・情報発信に努めることができた。	地域の通いの場の支援や、地域資源開発などの生活支援コーディネーターの活動において、性別について配慮を行った。	今後も地域課題に応じた生活支援体制の整備を図る。また、千葉市生活支援サイト(情報公表システム)により、情報の一元化を図り、正確で充実した情報の発信をしていく。	地域包括ケア推進課
					H29	A				
					H30	A				
					R1	A				
					R2	B				
					R3	B				
55303	在宅介護者支援の充実〔新規〕	家族介護者の身体的・精神的負担を軽減するため、家族介護者の相談を専門的に行う機関を設置するとともに、介護技術の講習を行う。	家族介護者支援事業として、家族介護者研修のほか、家族介護者への電話相談、訪問レッスンを実施 ・家族介護者研修 7回開催 72人 ・電話相談 536件 ・訪問レッスン 72件(事業No.42104と一体的に実施)	6,475	H28	B	研修を通して、介護の知識・技術を伝えるとともに、男女がともに支え合いながら介護することの大切さを伝えることができた。また、介護の不安や悩みを解消するため、電話相談や訪問レッスン等を実施し、在宅介護の負担軽減を図ることができた。アンケートの結果、受講生の満足度は高く、仕事と介護の両立に一定の効果があつた。	研修時には、男性介護者が孤立しないように、介護者同士の交流の時間を持った。	引き続き、効果的な周知を検討していく。	高齢福祉課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
55304	三世代家族同居の支援〔新規〕	高齢者の孤立防止や家族の絆の再生を図るため、三世代家族の同居などに要する費用の一部に助成する。	新築 19件 購入 16件 改築 0件 増築 1件 賃貸 2件 転居 15件 合計 53件	28,179	H28	B	アンケートより、三世代同居等の開始前と比べ、同居等の開始後は高齢者への支援を強化、高齢者と密に連絡をとるようになった、高齢者が孫の面倒を見る等の家族間での助け合いが促進されているとの意見があつた。これらの意見から、三世代での同居等は高齢者の孤立防止と家族の絆の再生に繋がっていると考えられる。	高齢者に援助が必要となった時に、子、孫の二世帯での協力が得られることに加え、孫の年齢が低い期間は、高齢者が孫の面倒を見ることで、子世帯の育児負担軽減、就労の促進につながる。	三世代同居等の後押しになるよう周知を図っていく。	高齢福祉課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
55305	介護相談員派遣事業	介護相談員が施設等を訪問し、利用者等の相談を受け、その内容を施設等の管理者・職員に伝えること等により、利用者等の不安・不満の解消やサービスの質の向上を図る。	新型コロナウイルス感染予防のため、事業所に対する介護相談員派遣を休止していたが、感染状況が落ち着いた12月・1月上旬のみ派遣を実施した。	1,175	H28	B	新型コロナウイルス感染拡大のため12月・1月上旬のみ派遣を実施し、その他は派遣を休止としたため。	利用者等から聞いた内容や他の事業所の良い点を基に、事業所により適切な助言を行えるよう、必要に応じて相談員間で意見交換を行う等した。	引き続き訪問活動を行うことにより、適切に入所者やその家族の相談に応じられるように配慮する。	介護保険事業課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	E				
					R3	D				

④高齢者や障害者への虐待の防止と被害への対応

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課				
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等					
55401	障害者虐待防止の普及啓発 〔新規〕	障害者虐待について、市民の知識や理解を深めるため、障害者虐待防止リーフレットを作成・配布するとともに、障害者虐待防止にかかる講演会を開催することにより、普及啓発活動を行う。	虐待防止講演会を3年ぶりに開催	184	H28	B	新型コロナウイルス感染症対策を行ったうえで、3年ぶりに開催することができた。	障害者も含めた多様性を理解し尊重することができる共生社会の実現を目指すため、障害者虐待防止にかかる講演会「障害のある人と地域との関わり」を企画したが、講演会は中止となった。	講演会の開催方法の見直しや計画的なリーフレットの配布を通じて周知を図る必要がある。	障害者自立支援課				
					H29	B								
					H30	B								
					R1	—								
					R2	B								
R3	B													
55402	障害者虐待防止センターの整備及び一時保護居室確保 〔新規〕	各保健福祉センターに障害者虐待に関する通報等を受け付ける障害者虐待防止センターを設置するとともに、被虐待者を一時的に保護できる体制を整備する。	障害者虐待防止センター通報件数 14件 一時保護居室確保一時保護した人数（実数）1人 延べ利用日数 143日	6,430	H28	B	障害者虐待について、迅速に対応ができた。	障害者の権利や尊厳が守られるよう、障害者虐待の対応を迅速に行った。	引き続き、365日24時間体制を維持し、通報に対し迅速に対応する。	障害者自立支援課				
					H29	A								
					H30	A								
					R1	A								
					R2	A								
R3	A													
55403	高齢者虐待予防・防止の普及啓発 〔新規〕	高齢者虐待について、市民の知識や理解を深めるため、高齢者虐待防止パンフレットを作成・配布するなど、普及啓発活動を行う。	高齢者虐待防止パンフレットを7,500部作成し、あんしんケアセンターや民生委員等へ配布した。	372	H28	A	パンフレットの配布や研修会の開催等、高齢者虐待防止に関する普及啓発活動ができた。	地域住民や地域の関係機関が、高齢者虐待についての知識や理解を深め、性差による特徴に配慮しながら、高齢者虐待の予防と早期発見・早期対応、再発防止に努めた。	高齢者虐待の予防と早期発見・早期対応のため、より多くの地域住民に対し、正しい知識や相談先等の周知が必要であるため、引き続き、パンフレットを活用した普及啓発活動を行う必要がある。	地域包括ケア推進課				
					H29	A								
					H30	A								
					R1	A								
					R2	A								
R3	A													
55404	高齢者虐待防止マニュアルの充実 〔新規〕	高齢者虐待の実態を調査し、必要に応じて高齢者虐待防止マニュアルを改訂するとともに、関係機関などに配布し、高齢者虐待防止に対する周知を図る。また、施設などへの虐待防止に関する指導・監督を強化する。	厚労省が実施する高齢者虐待対応状況調査等を通じて、高齢者虐待の実態の把握に努めた。高齢者虐待防止マニュアルに関する情報共有と意見徴収を行い、マニュアルの改訂に関する検討を行った。	0	H28	C	現行マニュアルについてはホームページに公開済である。高齢者虐待防止マニュアルの改訂に向け、意見聴取を行い、内容の検討を実施できた。	高齢者一人ひとりの人権が尊重され、社会の一員として安心して暮らしていけるよう、高齢者虐待の実態を調査し、マニュアル改訂に向けた検討を実施した。	高齢者虐待防止マニュアルの改訂により、高齢者虐待の早期発見のためのポイントの明示や、早期対応のための庁内関係機関の役割の明確化を行うことで、高齢者虐待対応の強化を図る。また、ホームページ等を活用し、広く周知を図っていく。	地域包括ケア推進課				
					H29	C								
					H30	A								
					R1	A								
					R2	C								
					R3	A								
					H28	B					運営指導を中止したため。	—	引き続き運営指導を行うことにより、適切に事業所での高齢者虐待防止研修の実施状況を確認していく。また、虐待について相談があった場合、必要に応じ、関係課と連携して調査を実施し、指導・監督を行っていく。	介護保険事業課
					H29	B								
					H30	B								
					R1	B								
					R2	E								
					R3	E								
					H28	B								
H29	B													
H30	B													
R1	B													
R2	—													
R3	D													
55405	高齢者虐待発生時の居室確保 〔新規〕	高齢者虐待が発生し被虐待者と虐待者の分離が必要な場合、スムーズに施設に入所できる体制を整備する。	虐待発生時に養護者との分離を要する被虐待者に対して事業を活用する。 ・利用者 46名 ・延べ日数 827日	8,303	H28	B	年間で居室を確保することで、分離が必要な被保護者を直ちに分離することができた。しかし、分離後の処遇が決定するまでに時間を要し、利用日数が長期化したり、分離が必要な状態を繰り返してしまうケースがあり、利用後の処遇や支援に課題が残った。	高齢者一人ひとりの人権が尊重され、社会の一員として安心して暮らしていけるよう、虐待者と被虐待者を分離するための体制を整備し、適切にサービス提供が行われた。令和3年度より、利用可能な施設を増やすことで、性差による利用のしにくさの軽減を図った。	高齢者虐待による分離が必要なケースを適切に判断し、その後の処遇について速やかに対応するため、虐待防止マニュアルに沿った説明会、検討会を実施する。また、高齢者虐待以外の認知症高齢者の一時保護等においても適切な制度利用を周知徹底する。	地域包括ケア推進課				
					H29	B								
					H30	B								
					R1	B								
					R2	B								
R3	A													
55406	高齢者権利擁護・身体拘束廃止研修 〔新規〕	高齢者福祉施設等の職員に対して権利擁護の理解を深め、身体拘束を行わない質の高い介護を提供することを目的に研修を開催した。 ・新任研修：3回53名 ・専門研修：1回32名	高齢者福祉施設等の職員に対して権利擁護の理解を深め、身体拘束を行わない質の高い介護を提供することを目的に研修を開催した。	664	H28	B	業務の特性上、本プランで位置づけている基本目標や方向性の全てに合致するものではないが、権利擁護や虐待防止に関する知識を習得する機会を提供することができ、本プランの目標の一部は達成できたと考えるため。	高齢者一人ひとりの人権が尊重され、社会の一員として安心して暮らしていけるよう、市内の事業所従事者を対象とした研修において、虐待防止等の権利擁護の重要性を説明し、職員の意識醸成を図った。	高齢者福祉施設等の職員が高齢者の権利擁護についての理解を深め、身体拘束廃止に向けた取り組みが学べるよう継続して研修を開催する。	地域包括ケア推進課				
					H29	B								
					H30	B								
					R1	B								
					R2	B								
R3	A													

⑤障害者の相談・支援

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
55501	障害者相談支援事業	障害者、障害児、障害児の保護者及び障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援する。	相談支援利用者実人数 2,639人 相談支援延件数 22,100件 相談支援事業者に対する指導・助言の件数 485件 相談支援事業者の人材育成の支援件数 93件 相談機関との連携強化の取組の実施回数 344回	165,158	H28	A	必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことができた。	障害者一人ひとりの人権が尊重され、社会の一員として安心して暮らせるよう、個々の置かれた状況の把握に努め、相談業務を行った。	【課題・懸案事項】 性犯罪者加害者やセクハラを行う者に対する支援が困難 【改善策・今後の方向性等】 差0-ビス事業所の対応力の向上や警察との連携を強化する。	障害福祉サービス課
					H29	A				
					H30	A				
					R1	A				
					R2	A				
					R3	A				
55502	精神保健福祉相談事業	各区保健福祉センター健康課、このころの健康センター等において、嘱託医、精神保健福祉相談員、保健師による精神保健福祉に関する相談、訪問支援等を行う。	1 保健福祉センター (1) 嘱託医による相談(予約制) 93回 162件 (2) 相談員、保健師による相談(随時) 2,435件 (3) 相談員、保健師による訪問(随時) 565件 2 このころの健康センター (1) 嘱託医による相談(予約制)7回、薬物、思春期、高齢者 59件 (2) 相談員、保健師による相談(随時) 1,357件 (3) このころの電話10:00~17:00 3,323件	29,219	H28	B	精神保健福祉に関する相談対応等を行うことができた。	男女問わず、相談者の人権に配慮した相談支援を行った。また、相談者の置かれた状況に応じ、個別的な対応に努めた。	【課題・懸案事項】 相談の内容は保健、医療、福祉の広範にわたり、また、相談者が複雑な問題を抱えていることが少なくないため、精神保健福祉に関する専門的知識と技術を有する精神保健福祉士や保健師が対応する必要がある。 【改善策・今後の方向性等】 相談スキルをアップするための研修の開催について検討する。	精神保健福祉課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
					R3	B				
55503	障害児等療育支援事業	在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)及び身体障害児の地域における生活を支えるため、これらの者の保護者や介護者が、身近な地域で療育指導等が受けられるよう、療育支援体制を充実させることにより、これら障害児等及び保護者等の福祉の向上を図る。	・訪問療育相談 185件 ・外来療育相談 106件 ・施設支援一般指導 6件	1,645	H28	A	必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことができた。	障害者一人ひとりの人権が尊重され、社会の一員として安心して暮らせるよう、個々の置かれた状況の把握に努め、療育相談及び指導を行った。	【課題・懸案事項】 他の相談支援事業との役割の違いが明確でない。 【改善策・今後の方向性等】 本事業と類似する事業を整理するための検討を行う。	障害福祉サービス課
					H29	A				
					H30	A				
					R1	A				
					R2	A				
					R3	A				

⑥障害者の自立と社会参加の支援

事業No.	事業名	事業内容	令和3年度事業		年度ごとの自己評価					所管課
			実績 (具体的な内容)	決算額 (千円)	年度	自己評価	自己評価を 選択した理由	男女共同参画に 配慮した点	課題・懸案事項・ 改善策・今後の方向性等	
55601	千葉障害者就業支援キャリアセンター事業	千葉障害者就業支援キャリアセンターの運営に参画し、本市の障害者の一般就労を支援する。 ※()内は千葉市在住の障害者の件数	相談件数 2,356件(1,823件) 実習件数 135件(134件) 就職件数 7件(7件)	8,596	H28	A	千葉障害者就業支援キャリアセンターの運営を通じて、障害者の就労に伴う、障害者及び事業主への助言を行うことができた。	多様性を理解し尊重することができる共生社会の実現を目指すため、障害者に対して、一般就労に向けた支援をするとともに、事業主に対して、就労における障害特性への配慮への助言等を行い、障害者の自立を支援した。	引き続き、千葉障害者就業支援キャリアセンターの運営に参画していくとともに、平成29年度をもって一般就労支援事業であったプロモート事業が廃止となったことからこれまで以上に連携をしていく。	障害者自立支援課
					H29	A				
					H30	A				
					R1	A				
					R2	A				
R3	A									
55602	ボランティア活動支援事業	知的障害者のボランティア活動を推進するため、その活動の機会を意用するなどの支援を行う。	参加人数 1,776人(内訳) 障害者本人 1,420人 支援者 356人	560	H28	A	公園での清掃活動を通じて、障害者の社会参加が促進された。	多様性を理解し尊重することができる共生社会の実現を目指すため、在宅の知的障害者にボランティア活動の機会を提供し、障害者の社会参加を支援した。	引き続き、委託先と連携しながら、障害者のボランティア活動を支援していく。	障害者自立支援課
					H29	A				
					H30	A				
					R1	A				
					R2	A				
R3	A									
55603	就職面接会	就職希望者と事業主との就職面接会を関係機関と共催し、障害者への就職支援を行う。	中止	0	H28	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、早々に中止が決定されたため。	-	障害者が社会の一員として働けるよう、引き続き、機会の創出を図っていく。	雇用推進課 障害者自立支援課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	-				
R3	-									
55604	障害者職業能力開発プロモート事業	障害者職業能力開発プロモーターを設置し、特別支援学校生徒の実習先や職業訓練の受託先、雇用の場となる企業の開拓を行うとともに、教育、福祉、企業などの関係機関との連携強化を図り、本市障害者の一般就労を支援する。	平成29年度末をもって事業廃止	-	H28	A	-	-	-	障害者自立支援課
					H29	A				
					H30	-				
					R1	-				
					R2	-				
R3	-									
55605	障害者職場実習の促進【新規】	障害者と企業の相互理解を深め、障害者の一般就労を促進するため、企業での職場実習を実施する。	職場実習の実施(13件)	182	H28	B	年度当初に実習申込がなかったため、前年度に比べて減少した。(10件→6件)	多様性を理解し尊重することができる共生社会の実現を目指すため、一般就労を希望する障害者に対して、企業で職場実習を実施し、就職後の定着支援まで一貫して関わり、確実に職場定着に結び付けることにより、障害者の自立を支援した。	【課題・懸案事項】 本事業の周知を図る必要がある。 【改善策・今後の方向性】 平成28年度に締結した千葉労働局との協定に基づき、ハローワーク等の窓口の本事業のリーフレットを配架するなど周知に務める。	障害者自立支援課
					H29	B				
					H30	B				
					R1	B				
					R2	B				
R3	B									

第3章
データで見る千葉市の
男女共同参画の現状

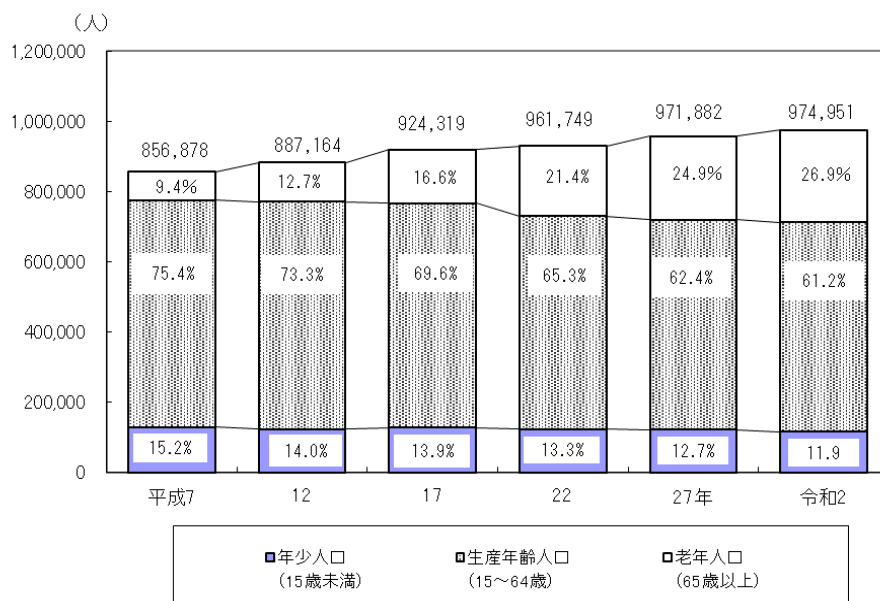
第3章 データで見る千葉市の男女共同参画の現状

1 千葉市の現状

(1) 人口の推移

老年人口の割合は増加し、年少人口、生産年齢人口は減少する傾向にあります。

図表1 人口と年齢3区分別人口構成の推移（千葉市）

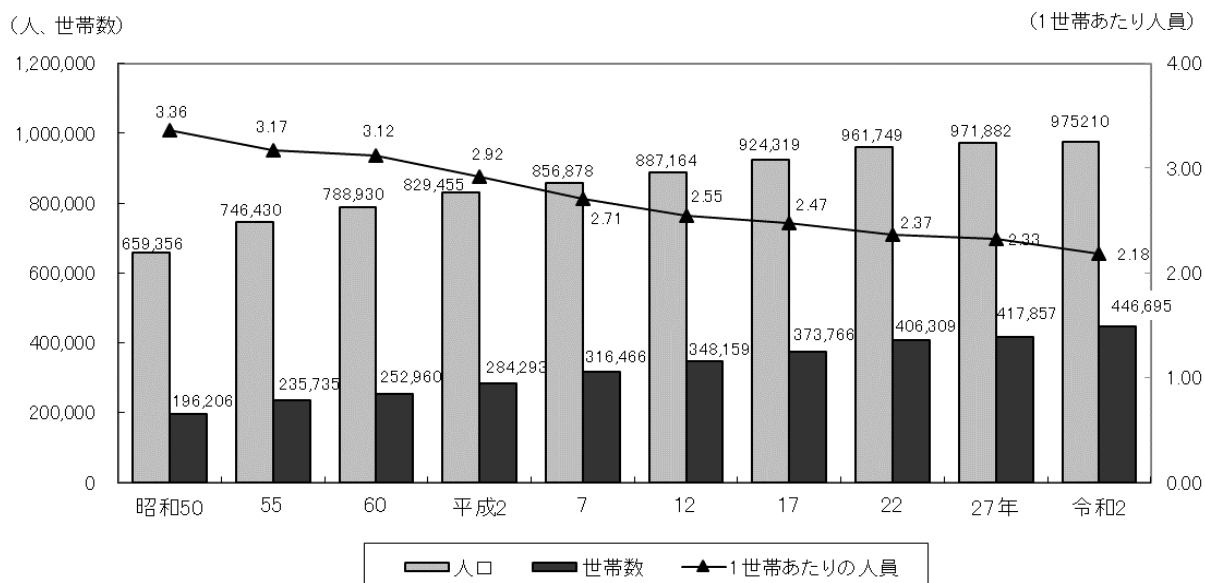


資料) 総務省「国勢調査報告」を基に作成

(2) 人口と世帯数の推移

千葉市では人口、世帯数は増えていますが、1世帯あたりの人員は減少しています。

図表2 世帯数等の推移（千葉市）

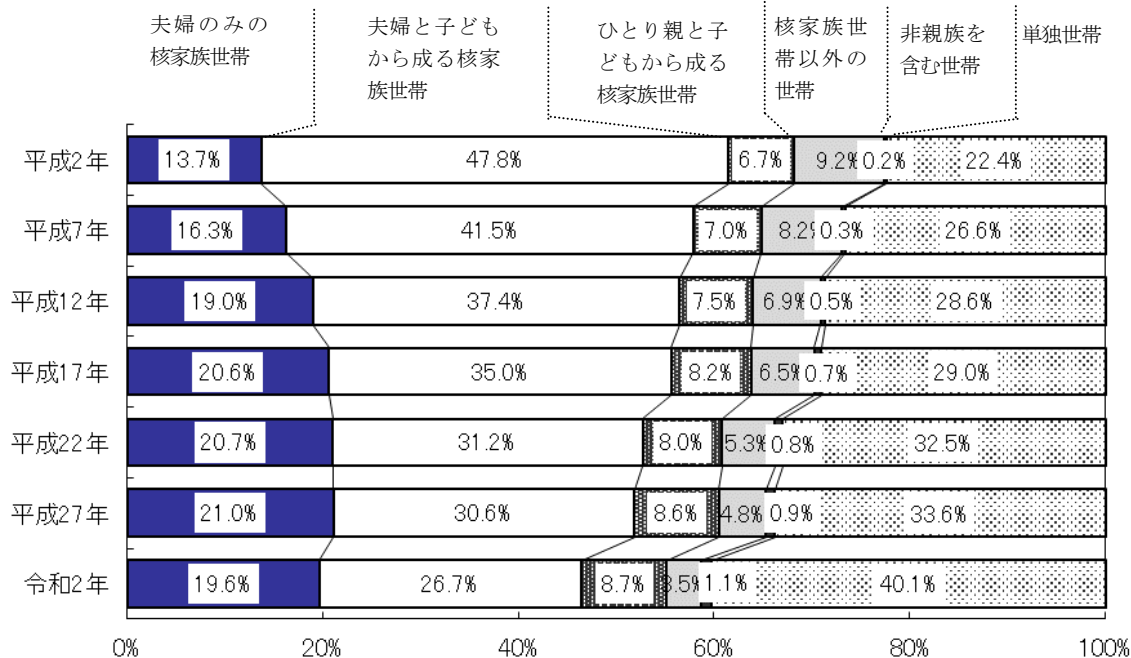


資料) 総務省「国勢調査報告」を基に作成

(3) 家族類型の推移

家族類型に変化がみられ、夫婦のみの核家族世帯や単独世帯が増加しています。一方、夫婦と子どもから成る核家族世帯は減少しています。

図表3 家族類型の推移（千葉市）

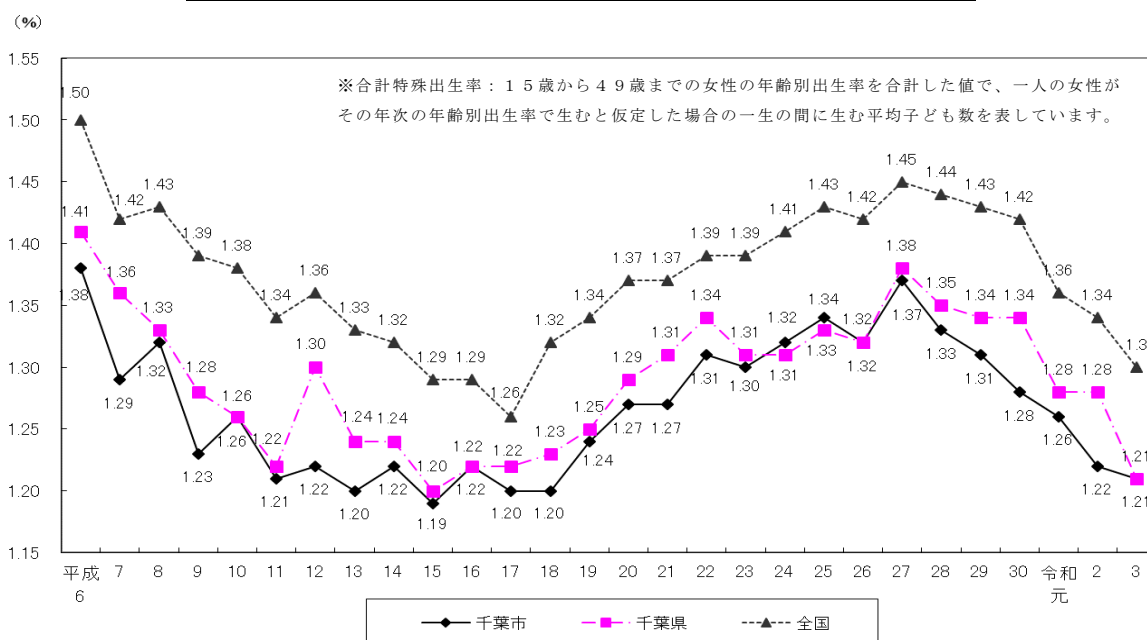


資料) 総務省「国勢調査報告」を基に作成

(4) 合計特殊出生率の推移

千葉市の合計特殊出生率は、全国の数値を下回っています。

図表4 合計特殊出生率の推移（千葉市、千葉県、全国）

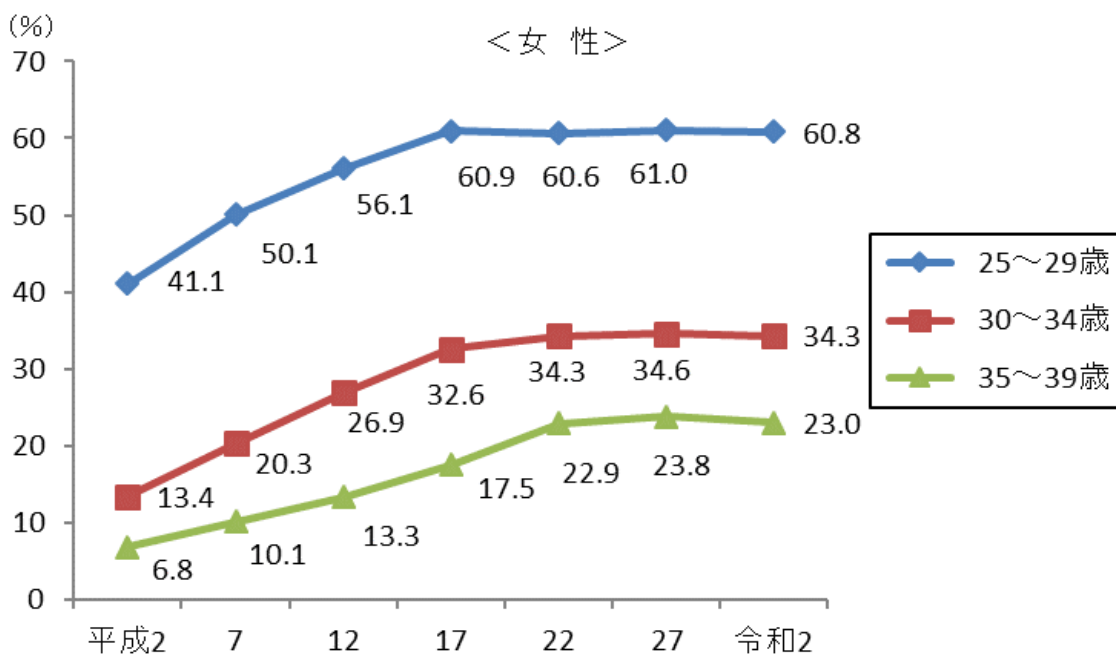
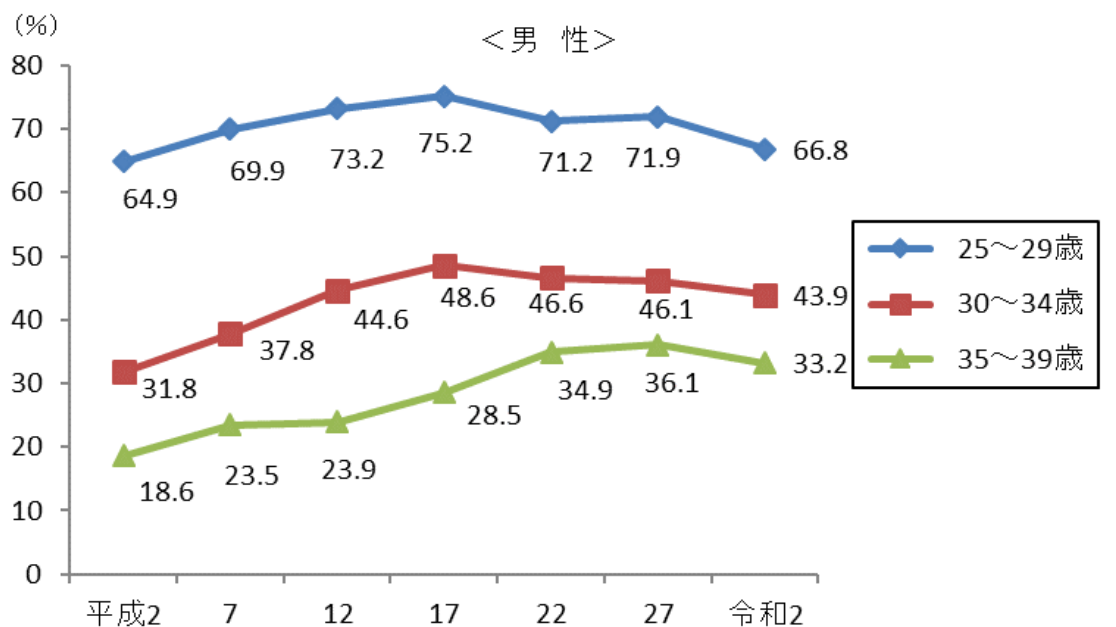


資料) 全国・千葉県「人口動態統計」、千葉市「千葉市保健統計」を基に作成

(5) 未婚率の推移

平成2年から平成17年頃にかけて、とくに女性の未婚率が上昇しました。近年は横ばいの傾向にあります。

図表5 未婚率の推移（千葉市）



資料) 総務省「国勢調査報告」を基に作成

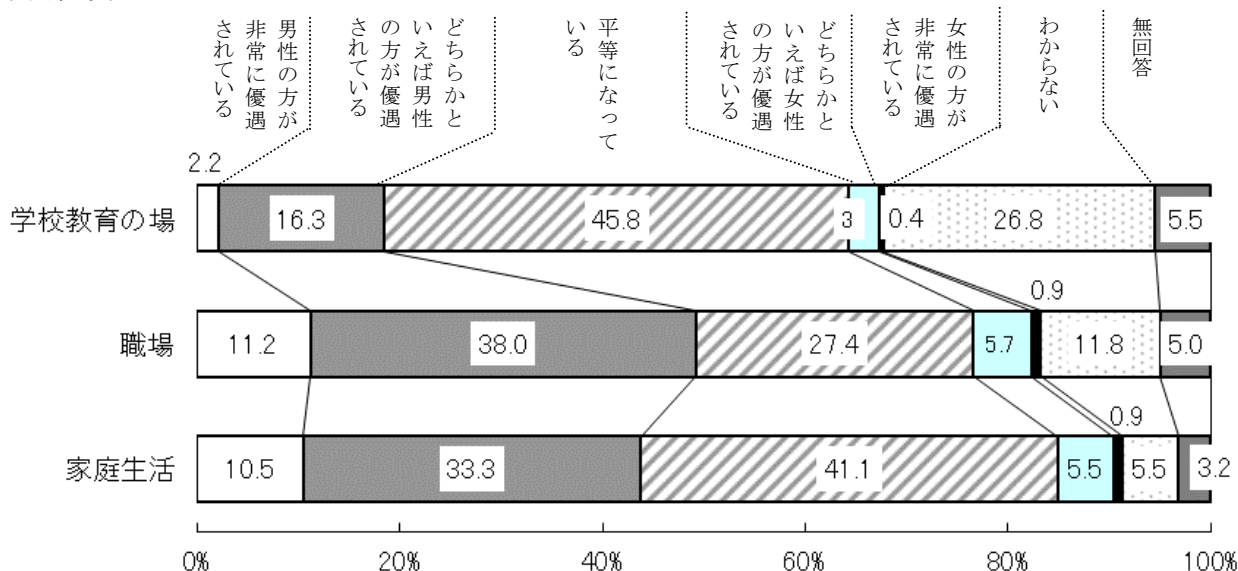
(6) 千葉市における男女共同参画意識

① 男女の地位の平等感

千葉市における男女の地位の平等感をみると、「職場」や「家庭生活」の分野において、男性が優遇されていると考える人が多くなっています。また、令和元年実施の全国調査と比較すると、平等と感じている人の割合が低い傾向がみられます。

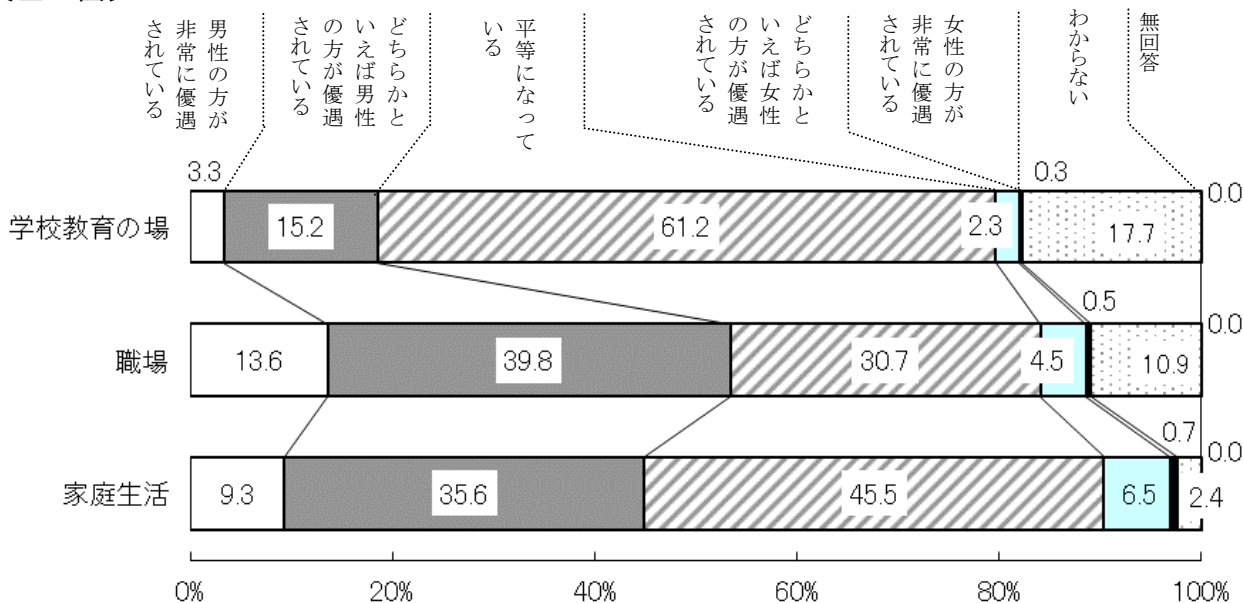
図表6 男女の地位の平等感

〔千葉市〕



資料) 千葉市男女共同参画センター「男女共同参画に関する意識調査」(令和4年3月)

〔全国〕



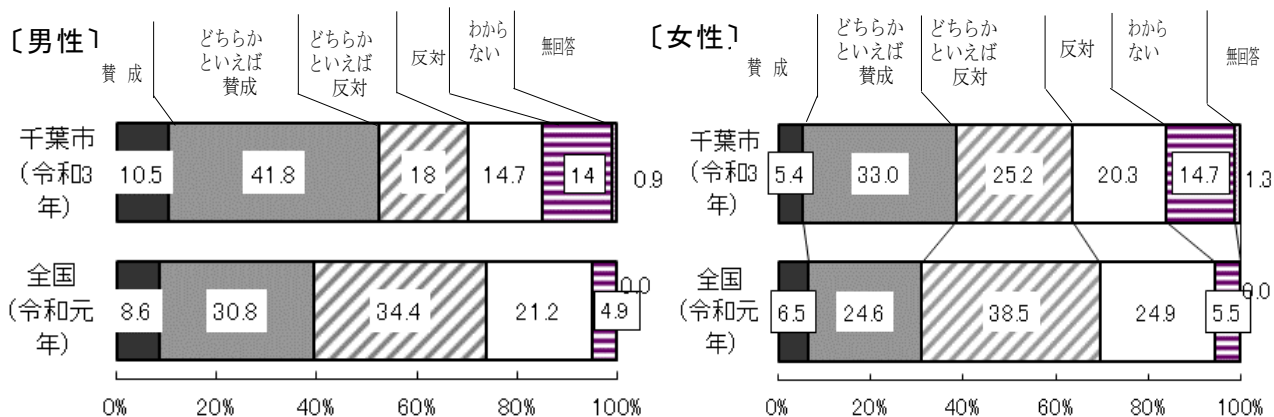
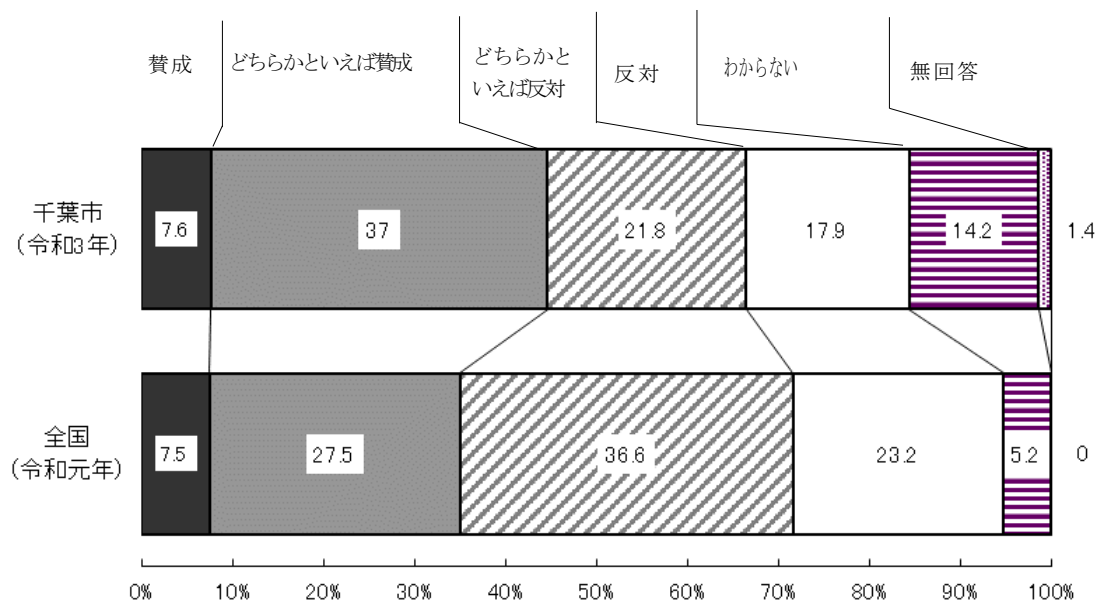
資料) 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和元年9月調査時点)、2,645人回答。

② 性別による役割分担意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに対する賛否について、令和3年度に実施した調査では、「反対」及び「どちらかといえば反対」との回答が39.7%でした。また、令和元年実施の全国調査と比較すると、性別役割分担に賛成する人が多い結果となっています。

性別で見ると、いずれの調査においても、女性より男性の方が「賛成である」と回答した割合が多い結果となりました。

図表7 性別による役割分担意識（千葉市・全国）



資料)

千葉市調査は、千葉市男女共同参画センター「男女共同参画に関する意識調査」(令和4年3月)

全国(令和元年)調査は、内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和元年9月調査時点)。

※千葉市調査は、「男性は仕事、女性は家事・育児」という考えに対する賛否を質問したもの。

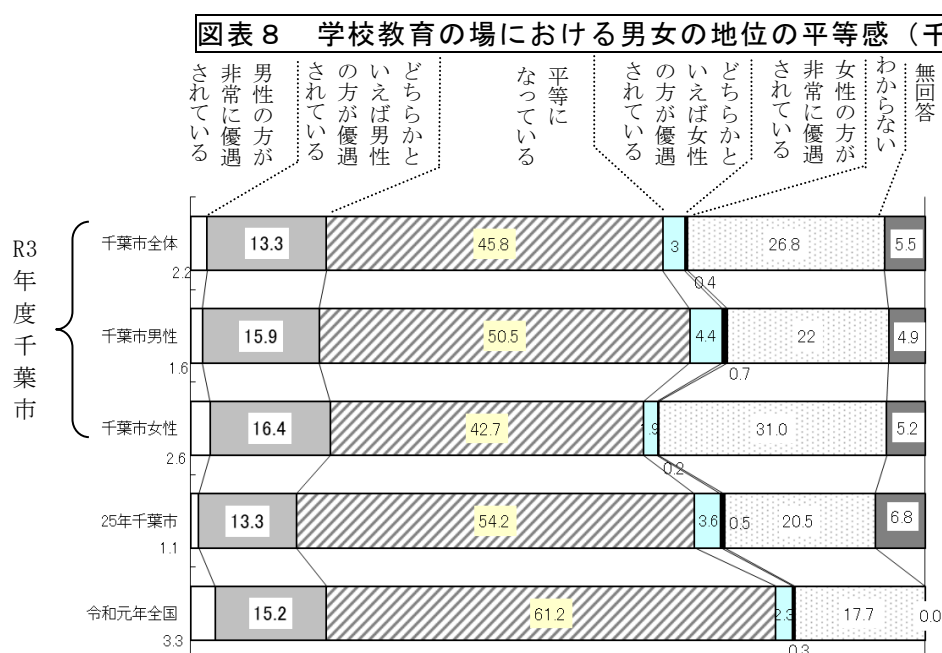
2 基本目標別関係データ

(1) 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現に向けての理解の促進

① 施策の方向性1 男女の個性と能力を伸ばす学校教育の推進

千葉市における男女の地位の平等感については、教育の分野は「職場」や「家庭生活」に比べ「平等になっている」と考える人の割合が最も高く（71ページ図表6）なっていますが、令和元年実施の全国調査と比較すると、平等と感じている人の割合が低くなっています。

また、千葉市教職員の管理職（校長、教頭）に占める女性の割合については、教員のそれと比べて低い状況ですが、校長は増加傾向にあります。



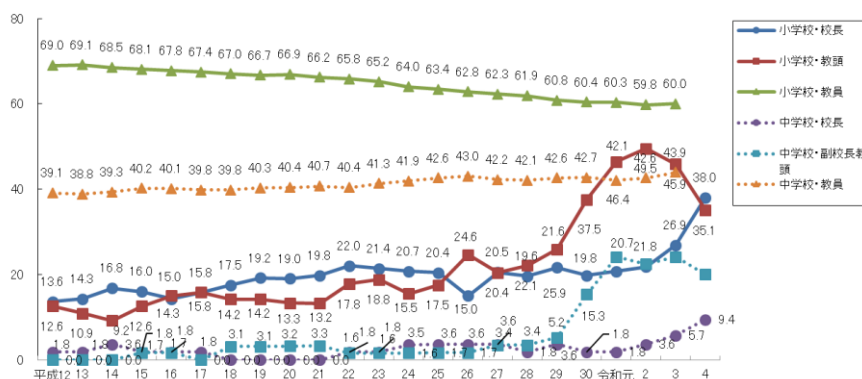
資料)

千葉市（R3年）調査は、千葉市男女共同参画センター「男女共同参画に関する意識調査」（R4年3月）

千葉市（25年）調査は、千葉市男女共同参画センター「男女共同参画に関する意識調査」（平成26年3月）。

全国（令和元年）調査は、内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和元年9月調査時点）。

図表9 教職員の女性割合の推移（千葉市）

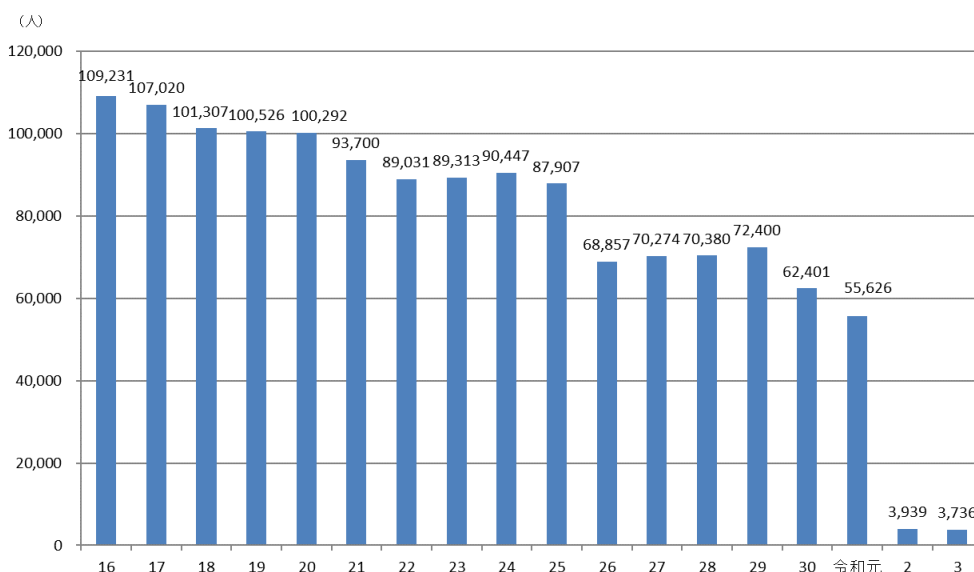


資料) 校長・教頭は千葉市教育職員課資料を、教員は「学校基本調査（各年度5月1日時点）」を基に作成

② 施策の方向性2 家庭や地域における学習機会の充実

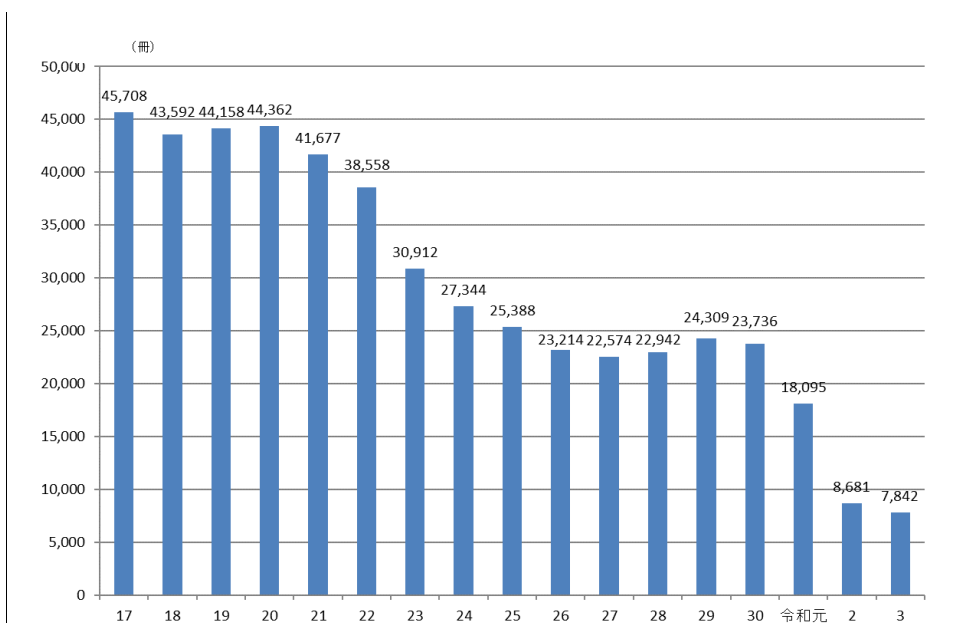
近年の男女共同参画センターの利用者数及び図書貸し出し冊数は、減少傾向にあります。また、令和2年度からは、貸館部分を蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館に転用し貸出業務を移管したことで利用者数は大幅に減少しました。さらに、近年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、利用者数・図書貸し出し冊数ともに大幅に減少しました。今後も情勢を注視しながら男女共同参画センターの持つ機能が十分に活用されるよう取り組んでいく必要があります。

図表10 男女共同参画センター利用者数の推移（千葉市）



資料) 千葉市男女共同参画課資料より作成
 ※平成26年度の利用者の減少は、主に施設管理システムの更新に伴い、集計方法が変更となったことによる。実質的には、前年度と同程度の利用状況である。

図表11 男女共同参画センター図書貸し出し冊数の推移（千葉市）



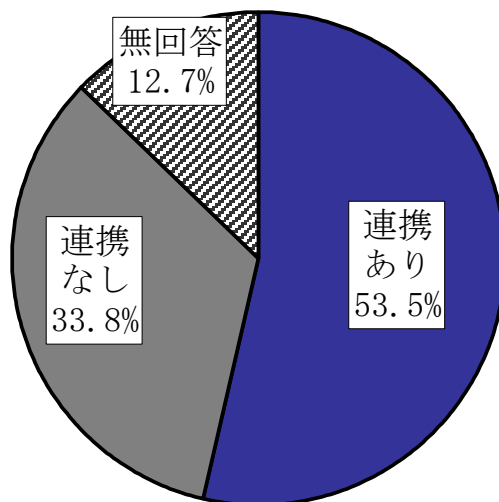
資料) 男女共同参画センター「事業報告書」を基に作成

② 施策の方向性 3 男女共同参画を推進する民間団体との連携と支援

他団体等（行政や企業も含む）と連携して活動した経験については、女性を中心に活動している団体やグループの半数以上が「連携したことがある」と回答しています。

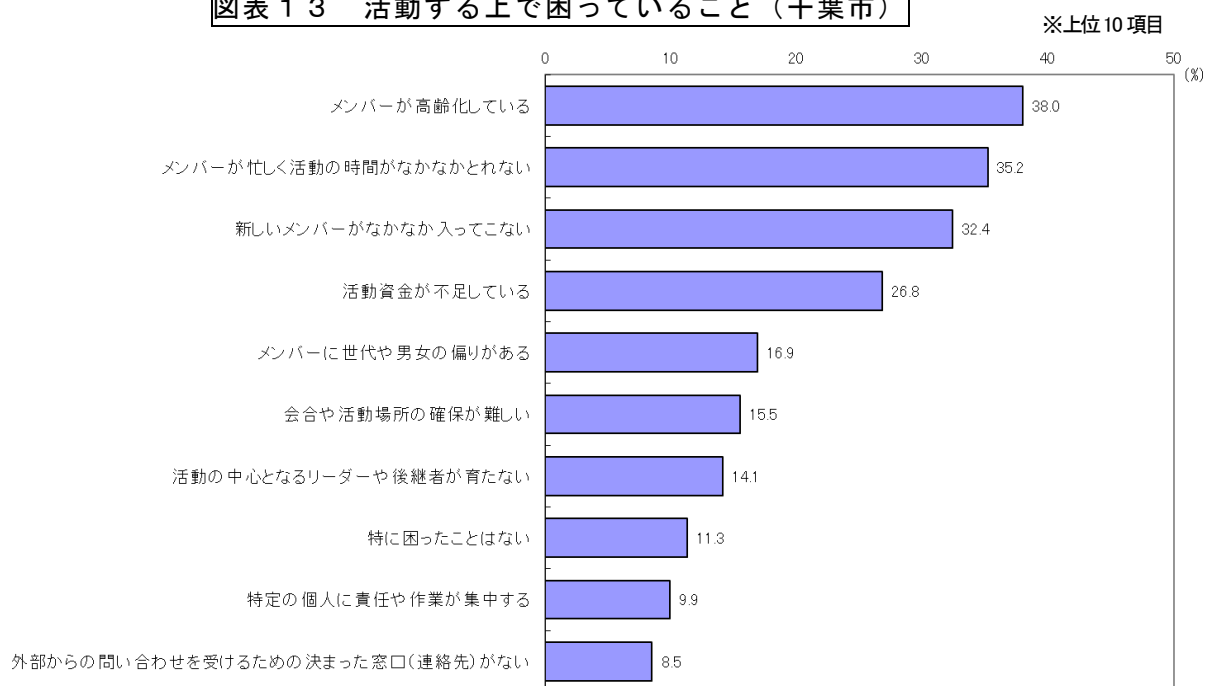
また、活動する上で困っていることについては、メンバーの高齢化を指摘した団体が最も多くなっています。

図表 1 2 他の団体や企業、行政との連携状況（千葉市）



資料) 千葉市「男女共同参画社会に関する調査」（平成 16 年 3 月、民間団体向け、71 団体回答）

図表 1 3 活動する上で困っていること（千葉市）



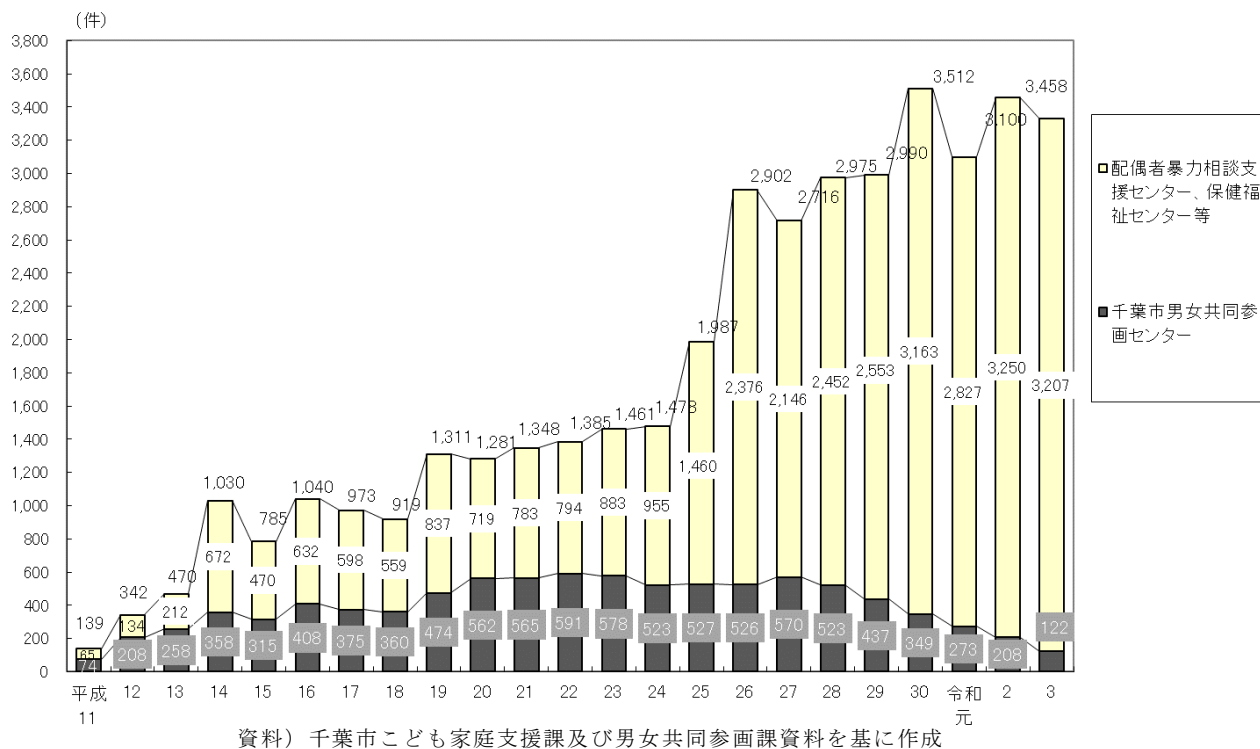
資料) 千葉市「男女共同参画社会に関する調査」（平成 16 年 3 月、民間団体向け、71 団体回答）

(2) 基本目標Ⅱ 男女平等と人権の尊重

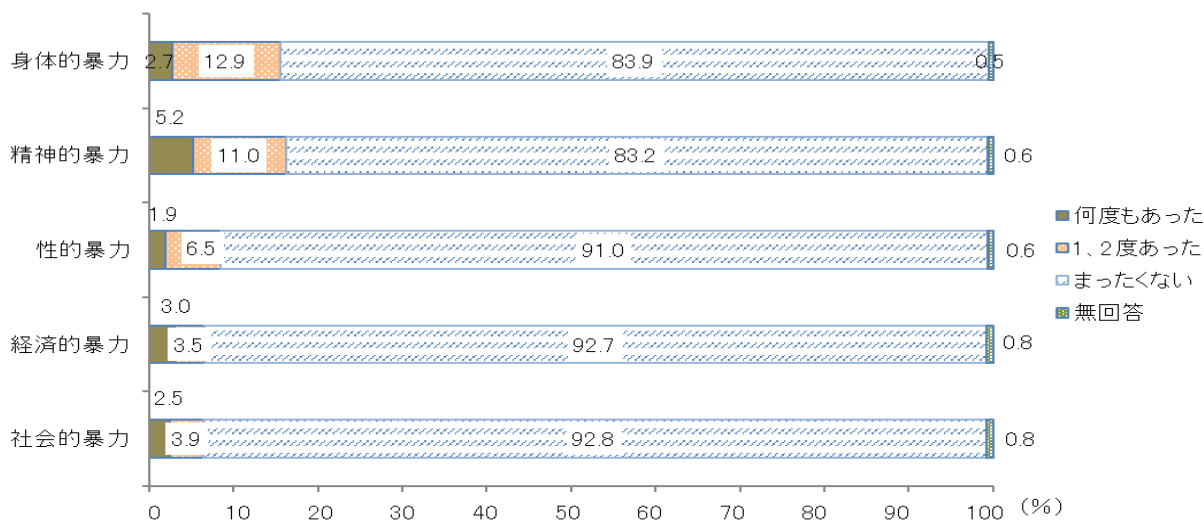
① 施策の方向性1 配偶者等からの暴力の防止と被害への対応

相談件数は平成13年度の配偶者暴力防止法施行後、急激に増えました。平成25年度には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律として改正法が公布され、配偶者暴力相談支援センターを設置してからは、大幅増となっています。

図表14 配偶者等からの暴力に関する相談件数（千葉市）



図表15 配偶者等から暴力をふるわれた経験（千葉市）

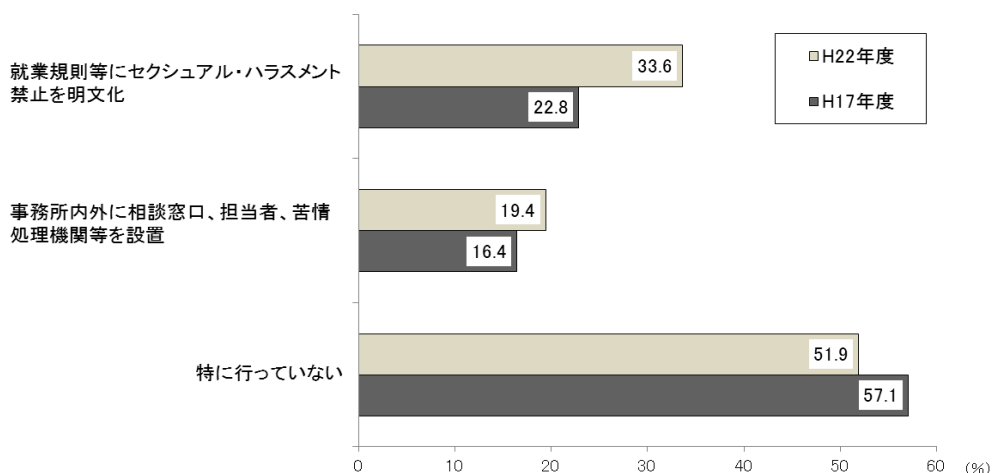


② 施策の方向性2 セクシュアル・ハラスメントや性犯罪等の防止と被害への対応

平成17年度調査と平成22年度調査を比較すると、セクシュアル・ハラスメント等に対する取組みを行っている企業は増加しています。

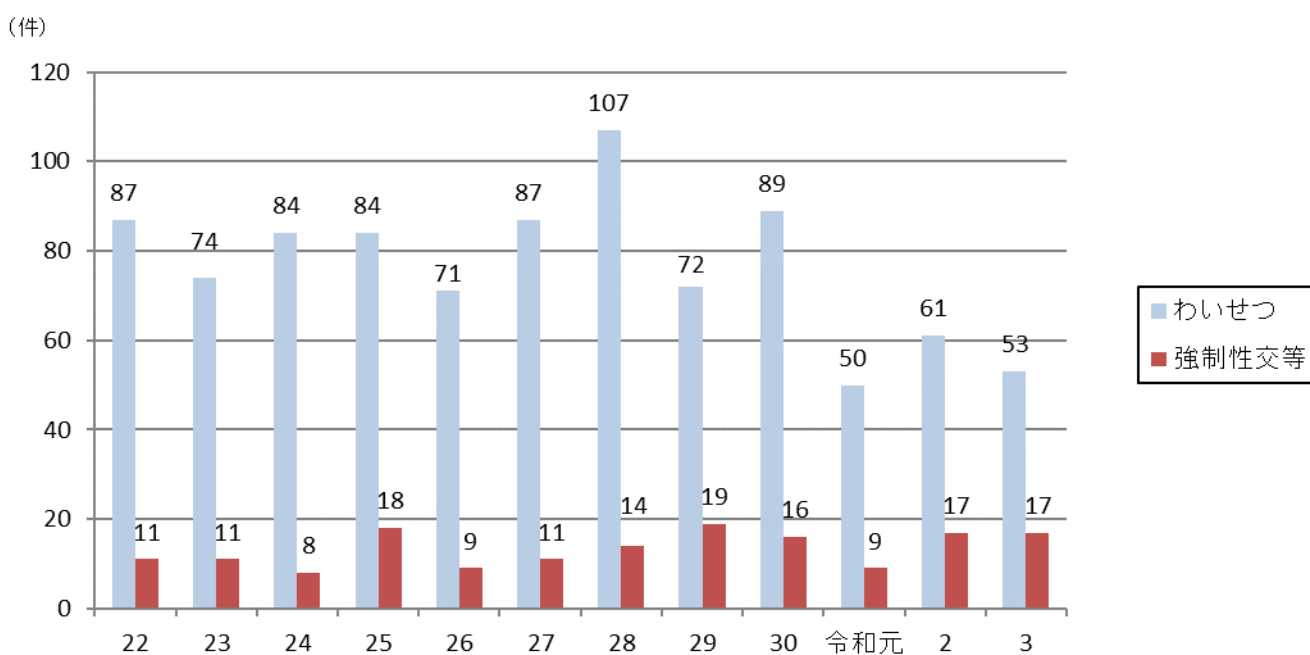
また、近年、性犯罪の認知件数は、強制性交等は横ばい、わいせつは減少の傾向にあります。

図表16 セクシュアル・ハラスメント等への取組み（千葉市）



資料) 千葉市男女共同参画センター「職場での均等待遇に関する調査」(平成23年3月)

図表17 性犯罪の発生状況（認知件数）（千葉市）

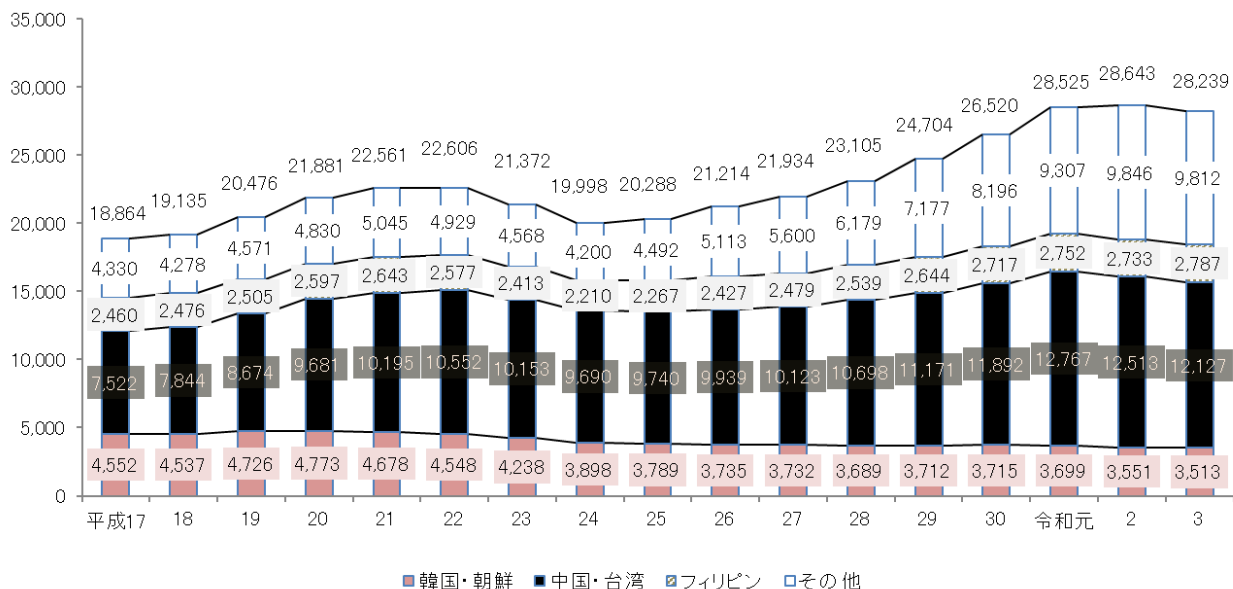


資料) 千葉県警「犯罪統計」を基に作成

③ 施策の方向性3 国際的な視点に立った相互理解と連携の推進

千葉市の外国人住民人口は増加傾向にありましたが、平成23年度及び平成24年度は減少しました。その後、平成25年度からは再び増加しましたが、令和元年度からは横ばいの傾向にあります。

図表18 外国人住民人口の推移（千葉市）



資料) 千葉市国際交流課資料を基に作成

(3) 基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性の活躍

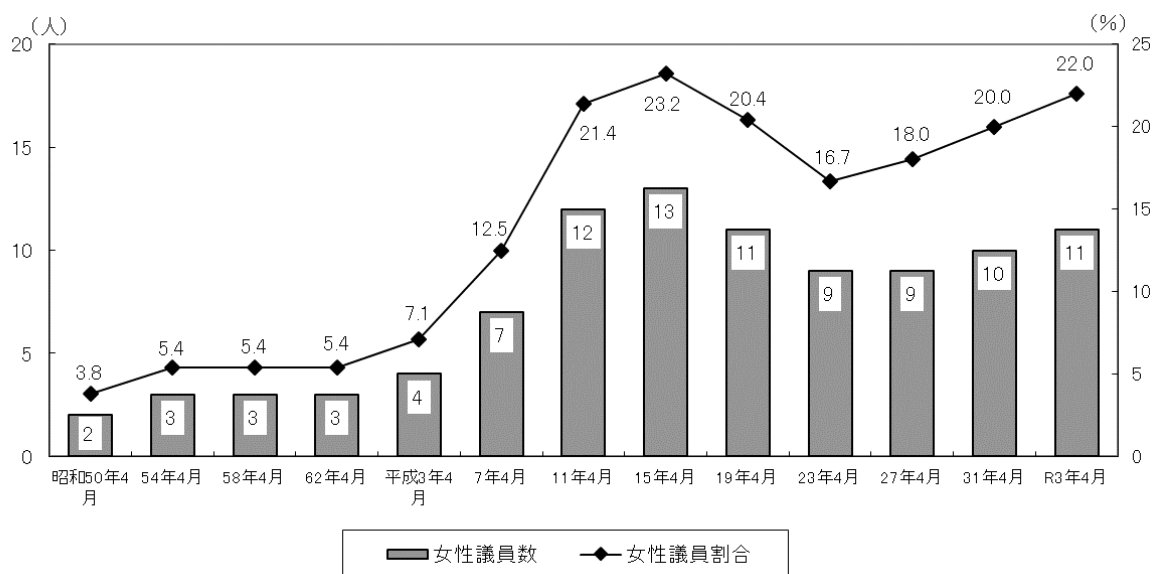
① 施策の方向性1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

千葉市議会における女性の当選者割合については、令和3年は22%となっています。附属機関等における女性委員割合については、政令指定都市の平均値は徐々に上昇し、35%を超えましたが、千葉市では増加傾向にはあるものの約30%にとどまっています。

千葉市職員の管理的役職に占める女性の割合については、年々増加しており、係長級以上の管理監督職については、平成28年度から25%を超えています。

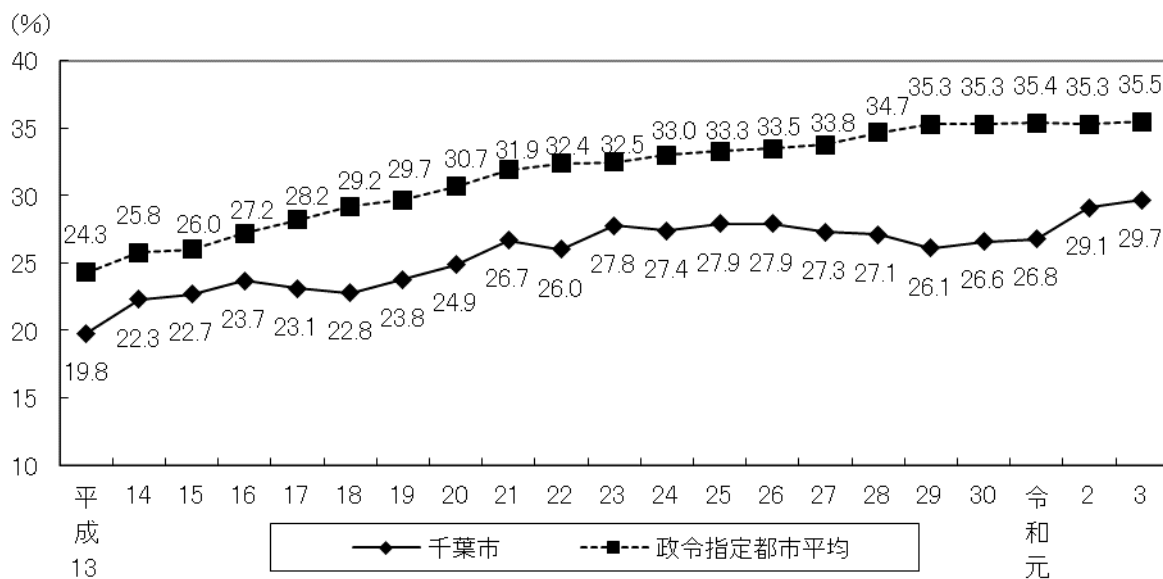
また、千葉市の男性職員で、子どもの出生があった当年度中に育児休業を取得した職員は増加しています。介護休暇を取得した男性職員は女性に比べて少ない傾向があります。

図表19 市議会における女性議員数と割合の推移（千葉市）



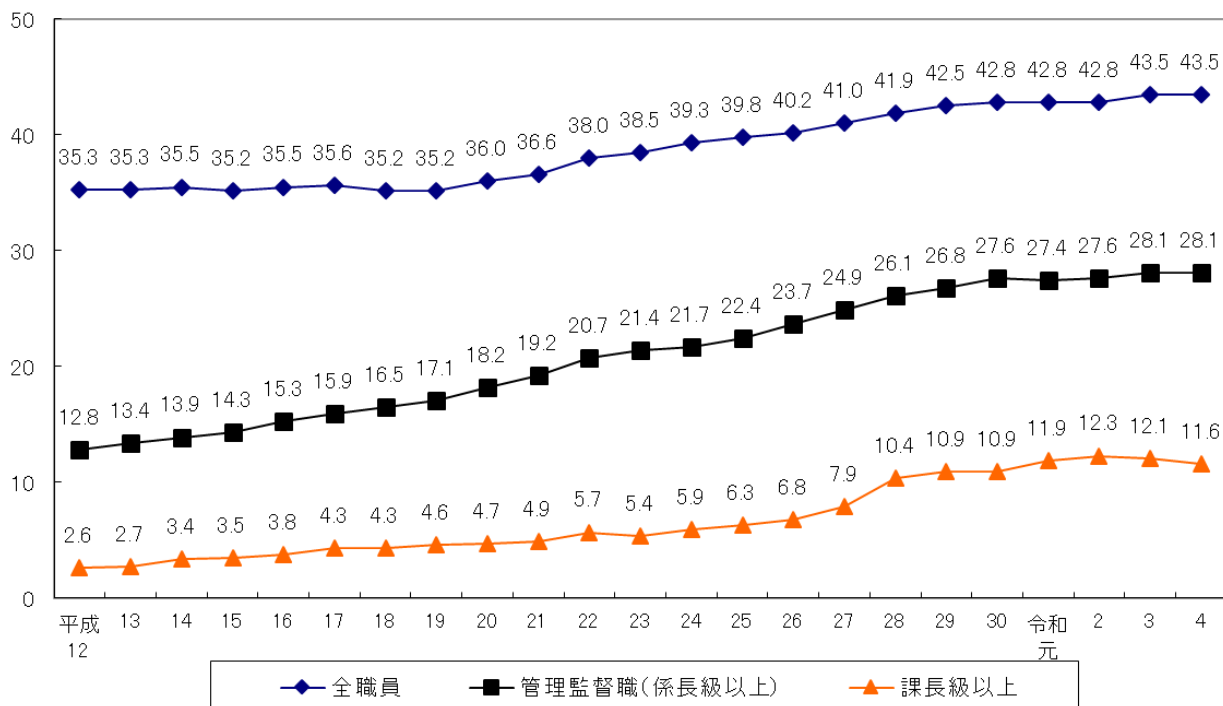
資料) 千葉市議会事務局資料を基に作成

図表20 附属機関等における女性委員割合の推移（千葉市、政令指定都市）



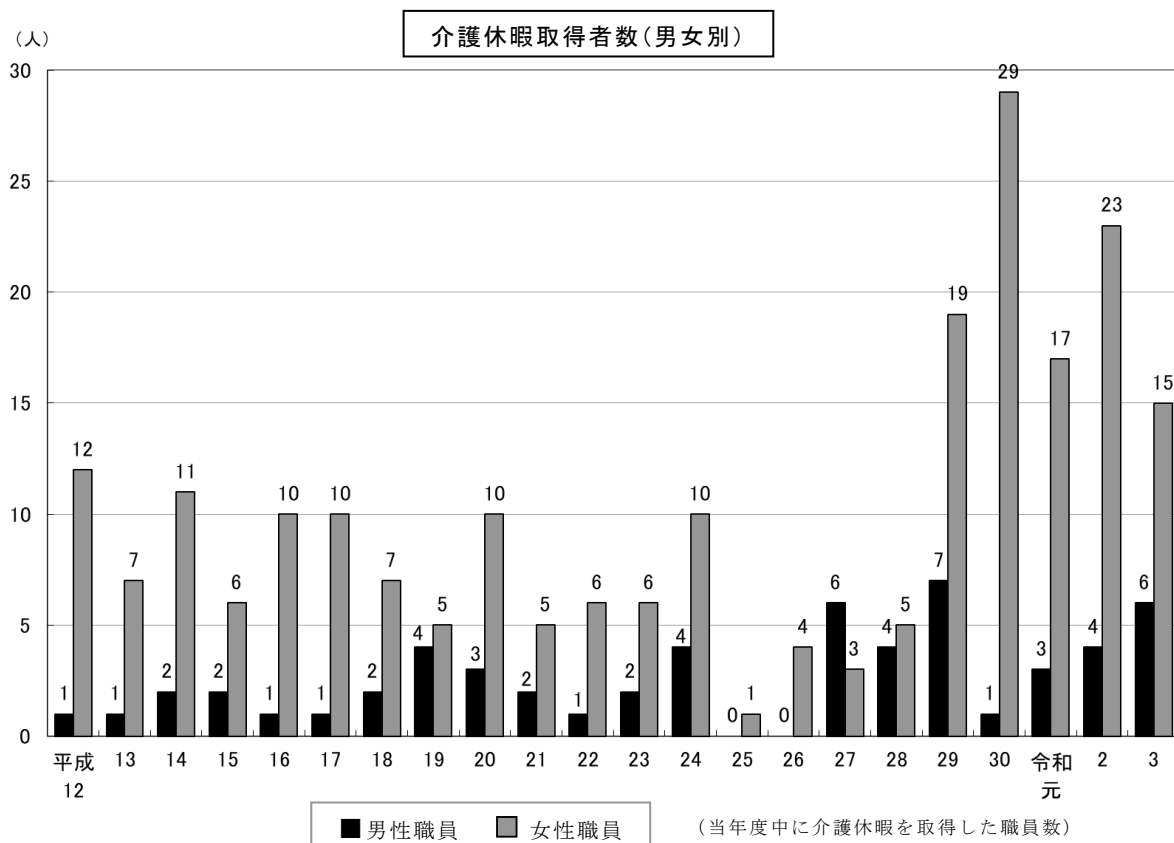
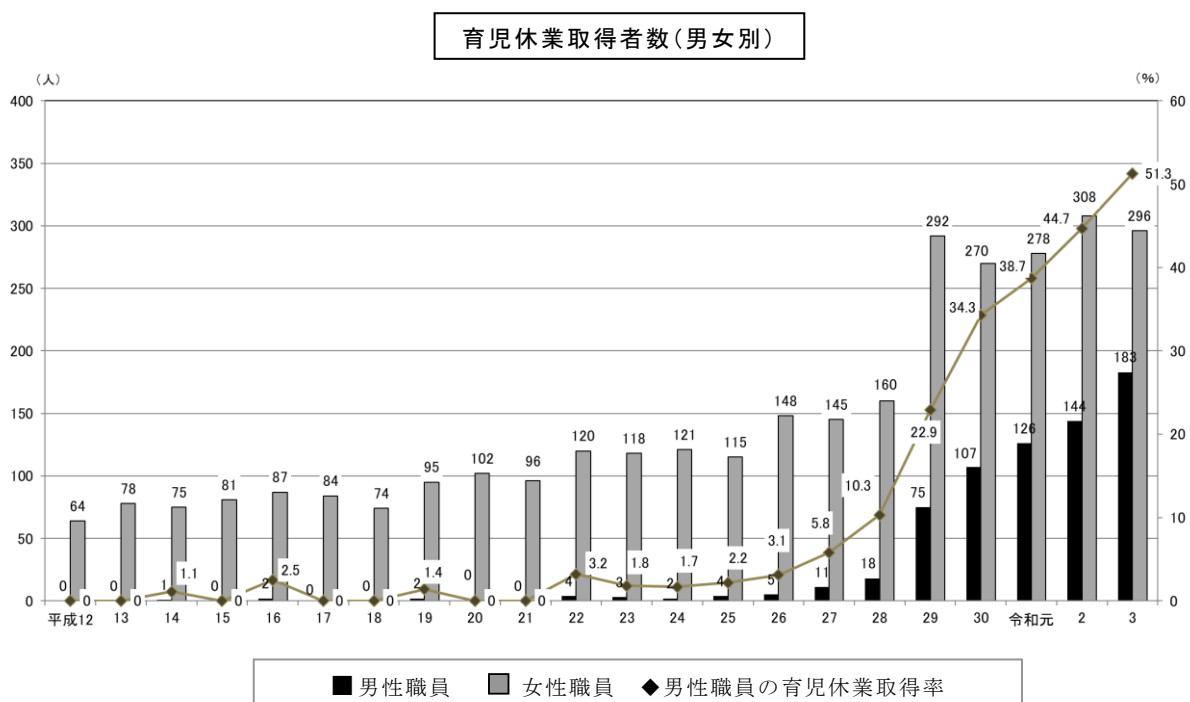
資料) ◆千葉市：千葉市男女共同参画課資料を基に作成
 (千葉市の平成22年以降については、附属機関における女性委員の登用割合)
 ■政令指定都市平均：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」を基に作成
 原則、各年3月31日または4月1日時点の数字を集計したもの

図表21 市職員の女性割合の推移（千葉市）



資料) 千葉市人事課資料を基に作成 (各年4月1日時点)

図表22 市職員の育児休業・介護休暇取得者数の推移（千葉市）



資料) 千葉市給与課資料を基に作成

② 施策の方向性2 雇用の分野における男女共同参画の推進

千葉市における男女の地位の平等感をみると、職場の分野は「学校教育」や「家庭生活」に比べ「男性優遇」と考える人の割合が高く(71ページ図表6)なっています。

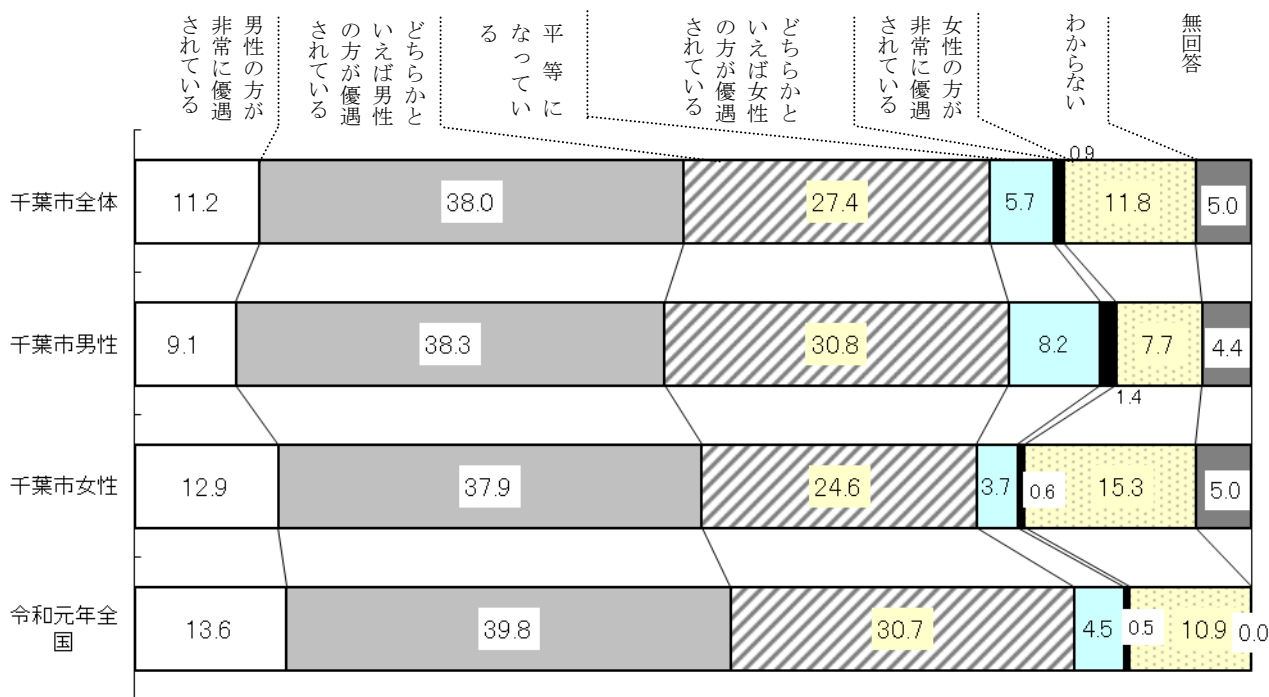
また、令和元年実施の全国調査と比較すると、男性優遇と感じている人の割合はほぼ同じ状況となっています。

さらに、千葉県における男女間の賃金格差は依然として存在する状況です。

なお、千葉市の女性の労働力率については、子育て期にあたる30歳代で低下するM字型曲線を描いています。平成22年からの変化をみると、現在も依然として「M字カーブ」を描いているものの、そのカーブは以前に比べてかなり浅くなっています。

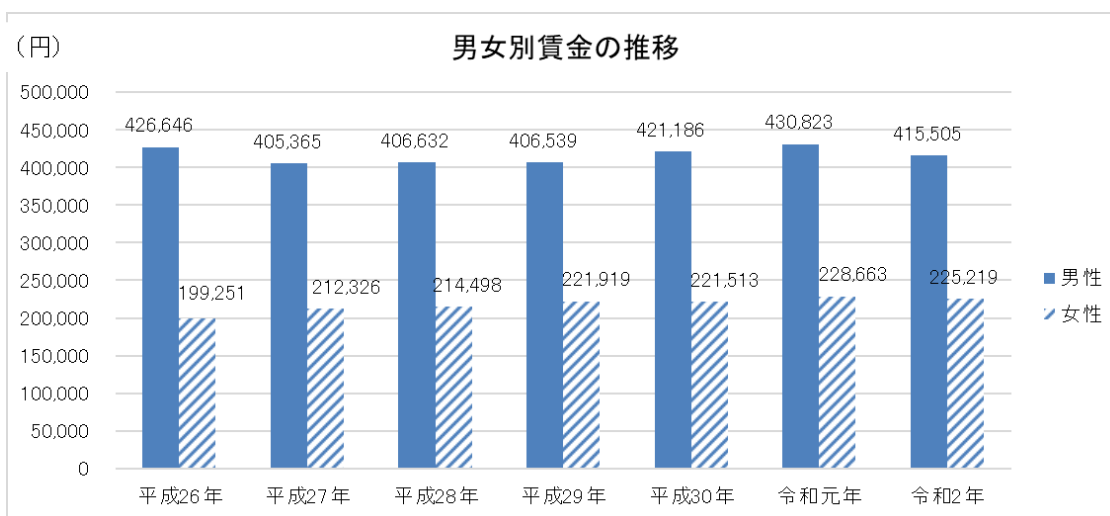
これは、働く意欲のある女性が増えたことや、育児休業などの子育て支援策の整備が進んできこと等が背景にあると考えられます。ただし、男女の賃金等には差があり、女性の処遇改善は課題として残っています。

図表23 職場における男女の地位の平等感(千葉市)



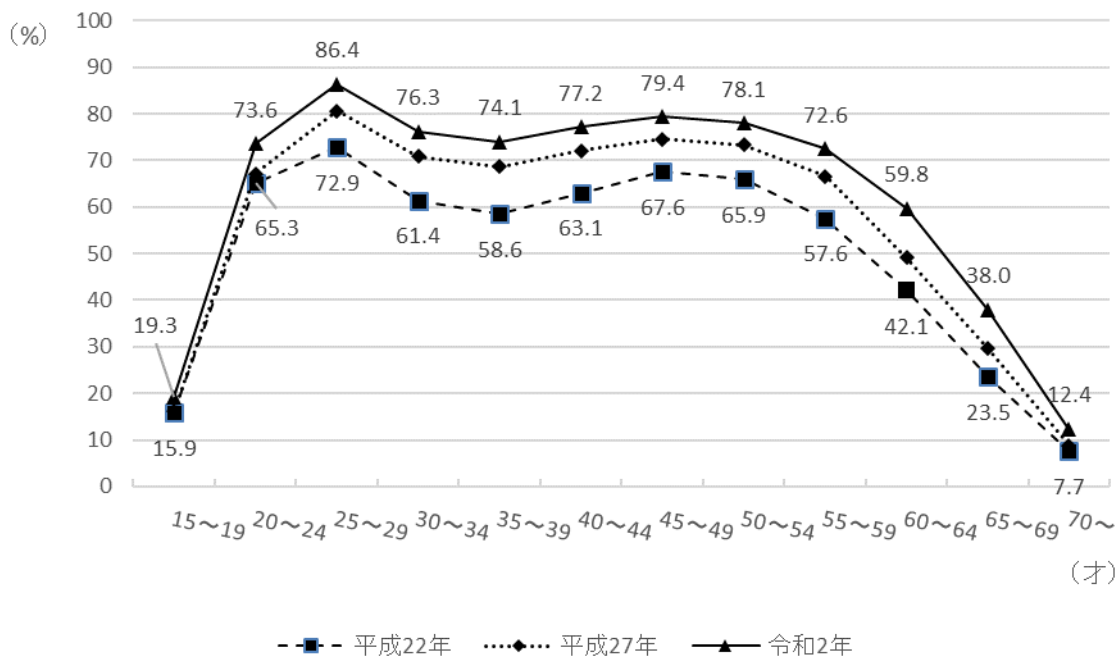
資料) 千葉市(令和3年)調査は、千葉市男女共同参画センター「男女共同参画に関する意識調査」(令和4年3月)。全国(令和元年)調査は、内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和元年9月調査時点)。

図表24 男女別賃金の推移（千葉県）



資料)「千葉県統計年鑑」(令和3年版)を基に作成
 ※厚生労働省所管の毎月勤労統計調査による千葉県の数値

図表25 女性の年齢5歳階級別労働力率比較（千葉市）



資料) 総務省「国勢調査報告」を基に作成

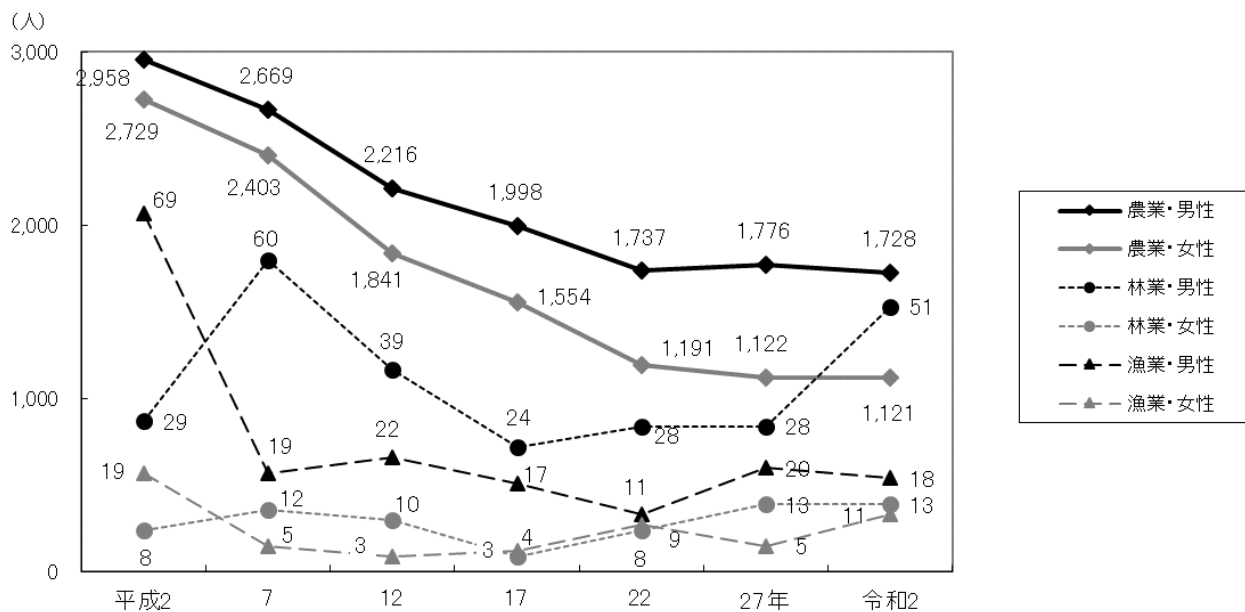
$$\text{※年齢階級別労働力率} = \frac{\text{労働力人口 (就業者 + 完全失業者)}}{\text{15歳以上人口}} \times 100$$

③ 施策の方向性3 自営の商工業や農林水産業の分野等における男女共同参画の推進

千葉市の農業、林業、漁業就業者数については、男女ともに減少傾向が続いていましたが、平成22年から令和2年にかけては、ほぼ横ばいとなっています。

また、起業講座については、女性に一定の需要があることがうかがえます。

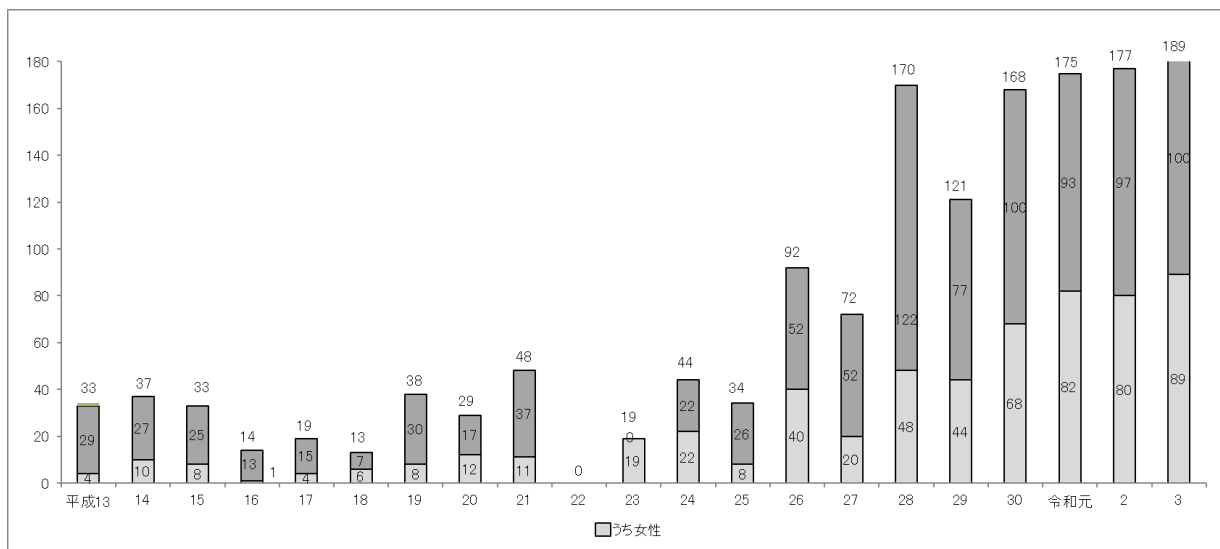
図表26 農業、林業、漁業就業者数の推移（千葉市）



資料) 総務省「国勢調査報告」を基に作成

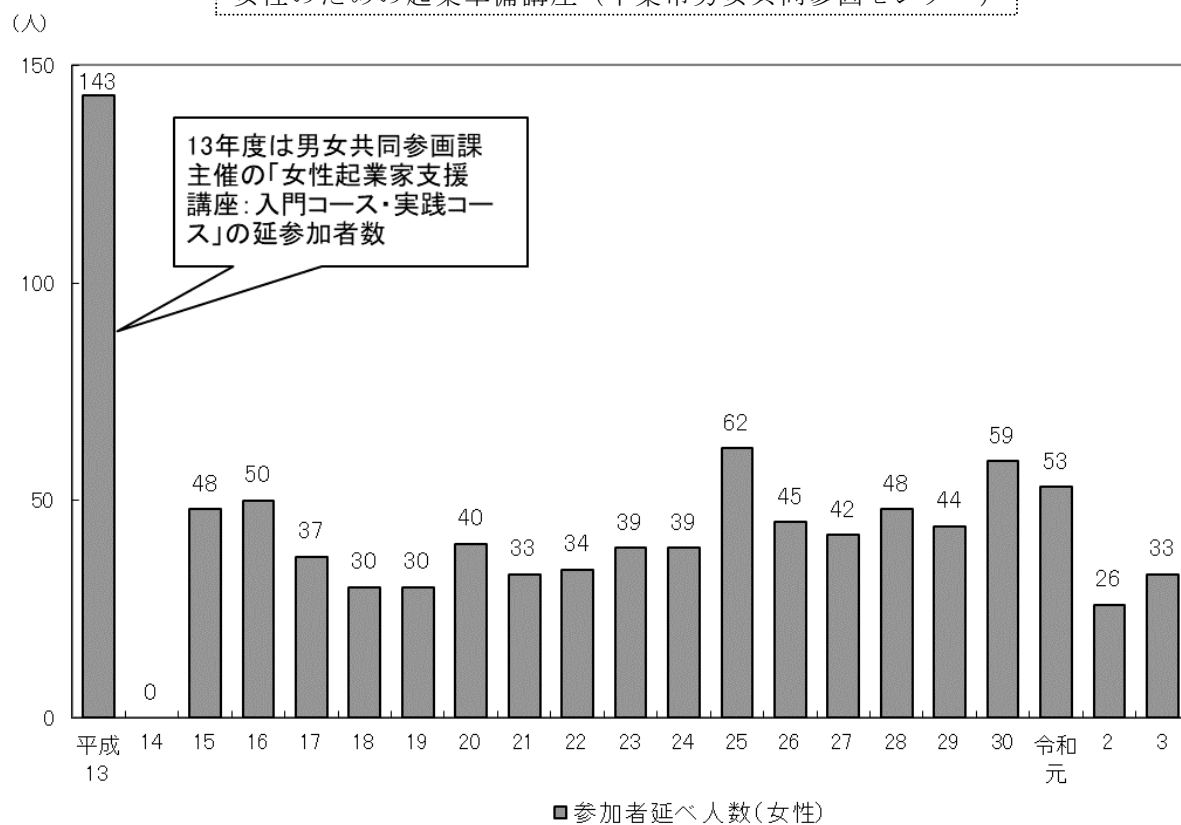
図表27 起業講座の受講者数の推移（千葉市産業振興財団、千葉市男女共同参画センター）

創業者研修（千葉市産業振興財団）



資料) 千葉市産業支援課資料を基に作成
 ※平成22年度は震災のため中止。

女性のための起業準備講座（千葉市男女共同参画センター）



資料) 千葉市男女共同参画課資料を基に作成

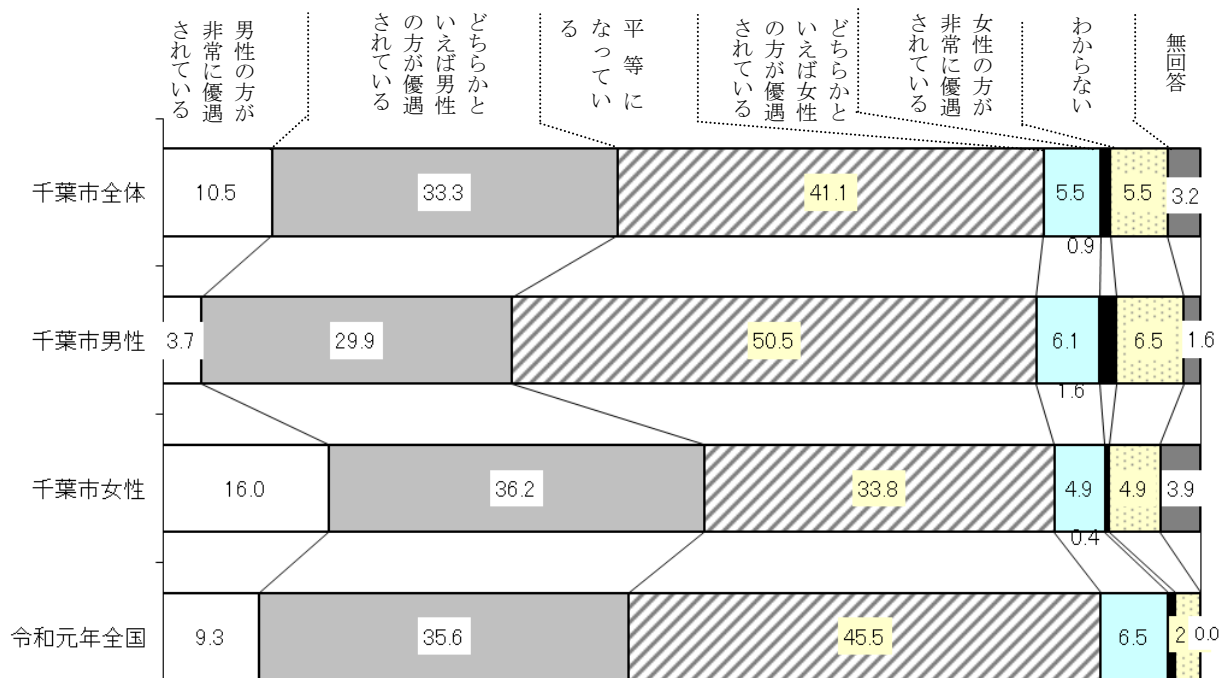
(4) 基本目標Ⅳ 仕事と生活の調和を実現できる社会づくり

① 施策の方向性1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

家庭生活の分野においても、千葉市では令和元年実施の全国調査と比較すると「平等になっている」と考える人の割合が低くなっています。特に女性にそのような傾向が見られます。

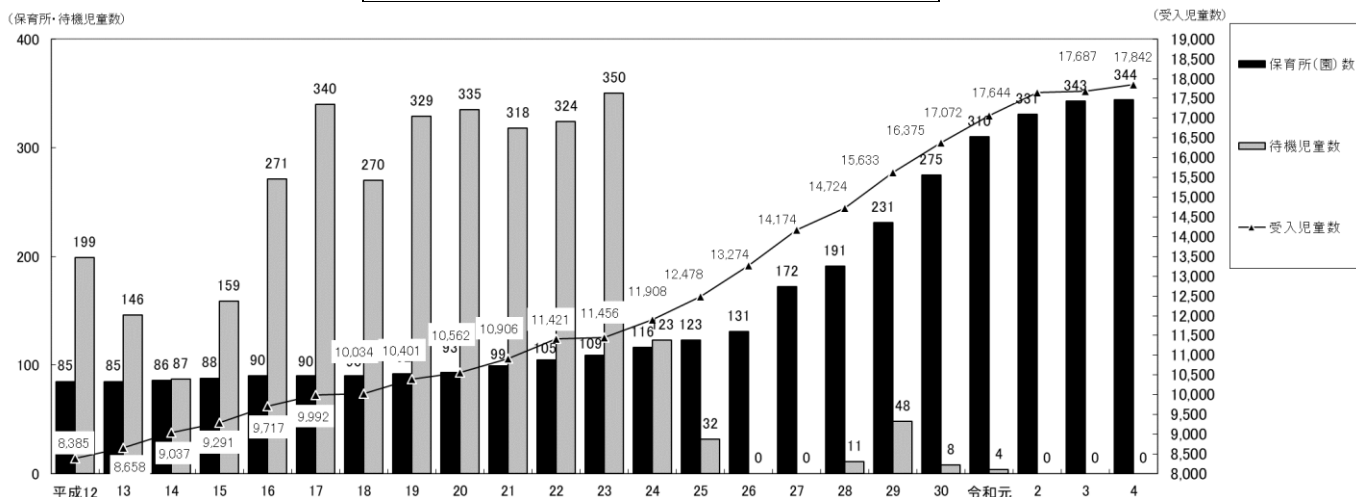
また、保育所(園)の数や受入児童数については年々増加しており、待機児童数は令和2年度以降は0人となっています。

図表28 家庭生活における男女の地位の平等感（千葉市）



資料) 千葉市(令和3年)調査は、千葉市男女共同参画センター「男女共同参画に関する意識調査」(令和4年3月)。全国(令和元年)調査は、内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和元年9月調査時点)回答。

図表29 保育所(園)の状況(千葉市)



資料) 千葉市幼保支援課・幼保運営課資料を基に作成(各年度4月1日時点)

② 施策の方向性2 男女がともに担う家庭生活づくり

総務省の分析では共働きか否かにかかわらず、夫の家事や育児時間は増加傾向にあります。

また、男性の育児休業取得者の割合は、近年増加しており、令和3年度には13・97%となりました。

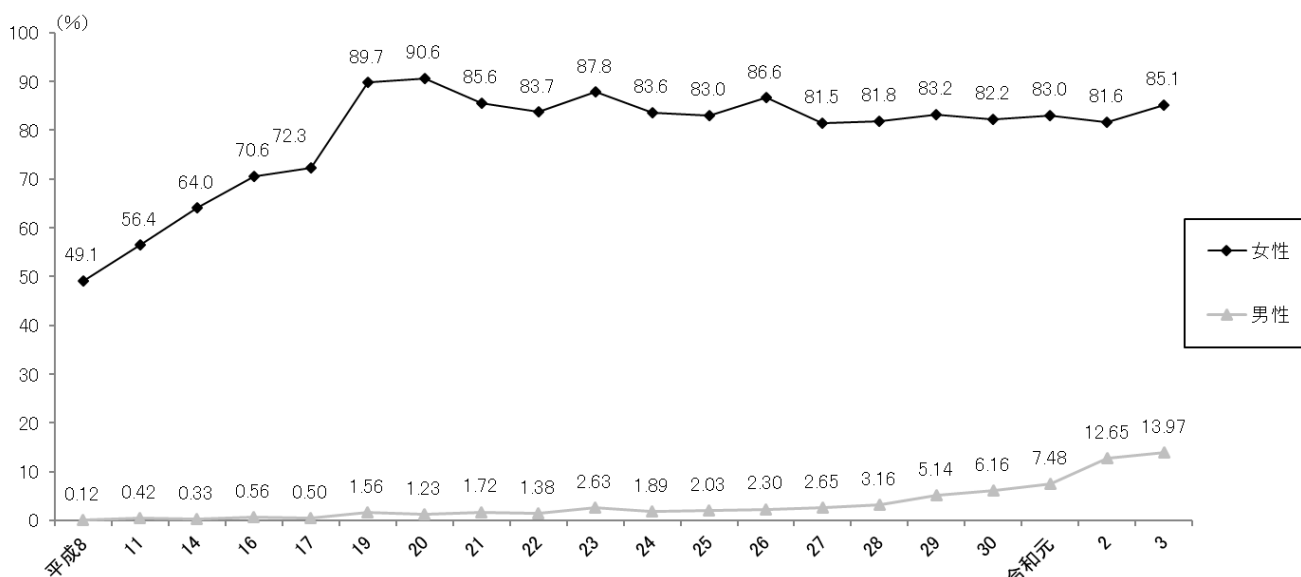
図表30 夫婦と子どもの世帯における妻の就業状況別夫の生活時間（全国）

	仕事		家事等 ※		育児	
	夫も妻も有業	夫が有業で妻が無業	夫も妻も有業	夫が有業で妻が無業	夫も妻も有業	夫が有業で妻が無業
昭和61年	7:44	7:24	0:12	0:11	0:03	0:06
平成3年	7:36	7:14	0:16	0:17	0:03	0:08
平成8年	7:26	7:12	0:17	0:19	0:03	0:08
平成13年	7:13	7:14	0:21	0:22	0:05	0:13
平成18年	7:31	7:21	0:25	0:25	0:08	0:17
平成23年	7:36	7:22	0:27	0:27	0:12	0:19
平成28年	7:31	7:14	0:30	0:29	0:16	0:21
令和2年	7:12	6:51	0:40	0:37	0:19	0:25

※「家事」「介護・看護」「買い物」の合計時間

資料) 総務省「社会生活基本調査」を基に作成

図表31 育児休業取得率の推移（全国）



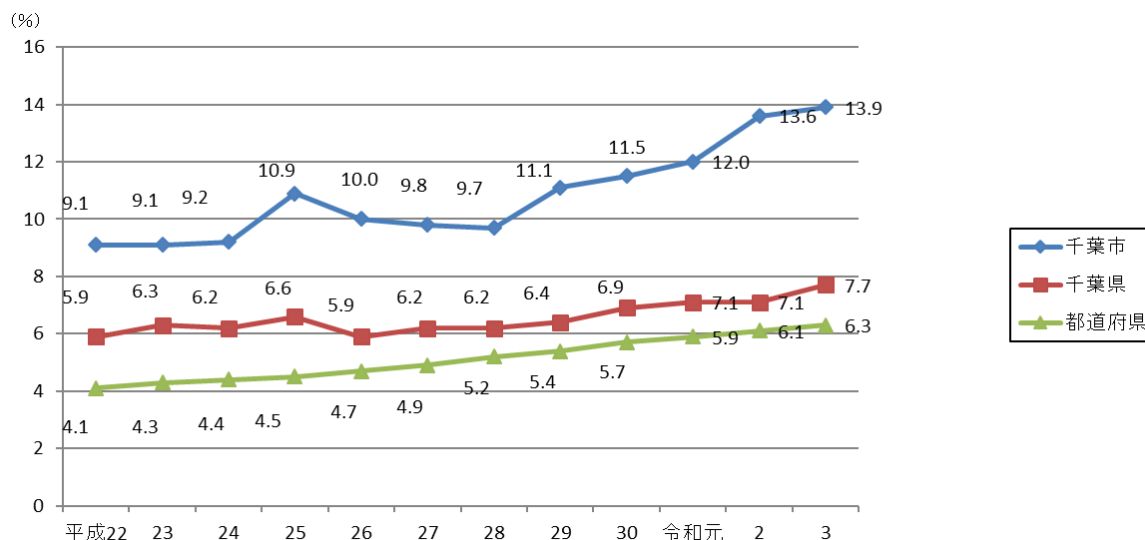
調査時点までに育児休業を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）
 ※育児休業取得率 = $\frac{\text{調査時点までに育児休業を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）}}{\text{調査前年の9月30日までの1年間の出産者（男性の場合は配偶者が出産した者）}}$

資料) 厚生労働省「雇用均等基本調査」を基に作成

③ 施策の方向性3 男女がともに担う地域社会づくり

町内自治会長に占める女性の割合は、全国的に少しずつ増加傾向にあります。千葉市の割合は、都道府県や千葉県に比べて高くなっていますが、大多数が男性で占められています。

図表3-2 自治会長に占める女性の割合の比較



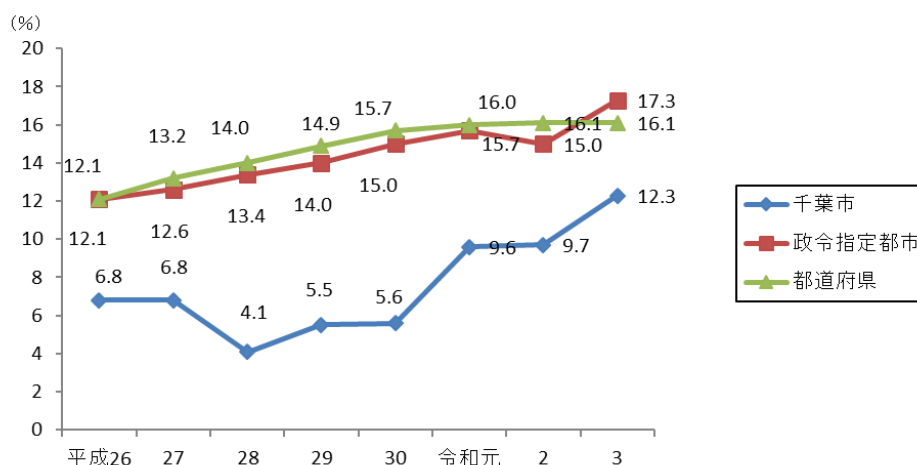
資料) 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」を基に作成

④ 施策の方向性4 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

千葉市の防災会議の女性委員割合は、都道府県や政令指定都市における女性委員の割合に比べ、12.3%と低くなっていますが、年々増改傾向にあります。

また、当市においては、防災会議に男女共同参画の視点を取り入れる部会を設置し、防災に関する計画の見直しや防災対策等について、男女共同参画の視点を取り入れています。

図表3-3 防災会議における女性委員の割合の比較



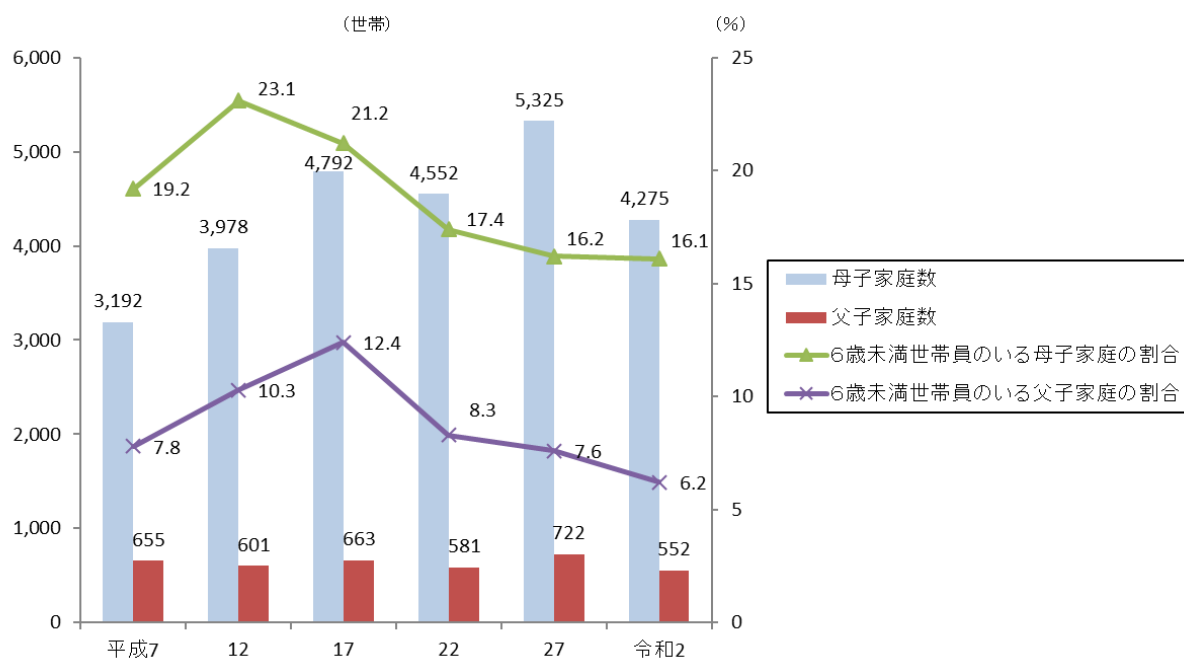
資料) 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」を基に作成

⑤ 施策の方向性5 ひとり親家庭等への支援

千葉市統計書によると、近年の母子家庭の数は4,200世帯から5,400の間で推移しています。また、近年の父子家庭の数は550世帯から730世帯の間で推移しています。

6歳未満世帯員のいる母子家庭・父子家庭の割合は減少傾向にあります。

図表34 母子・父子家庭の世帯数等（千葉市）



資料) 千葉市「千葉市統計書」より作成

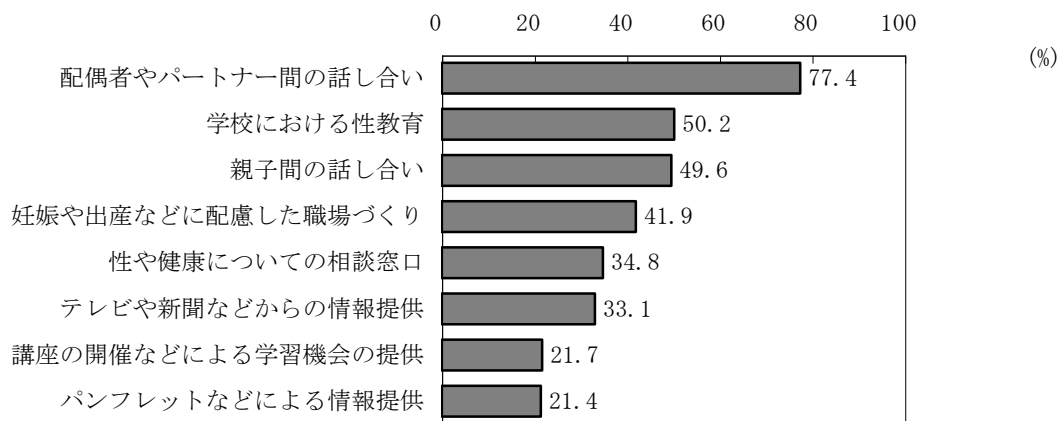
(5) 基本目標V 生涯にわたる心身の健康と性・LGBTに関する理解への支援

① 施策の方向性1 性や健康への理解の促進と健康づくり

妊娠や出産、更年期、性感染症など、男女が互いの性や健康について理解するためには、「配偶者やパートナー間のお話し合い」が大切と考える人の割合が最も高くなっています。

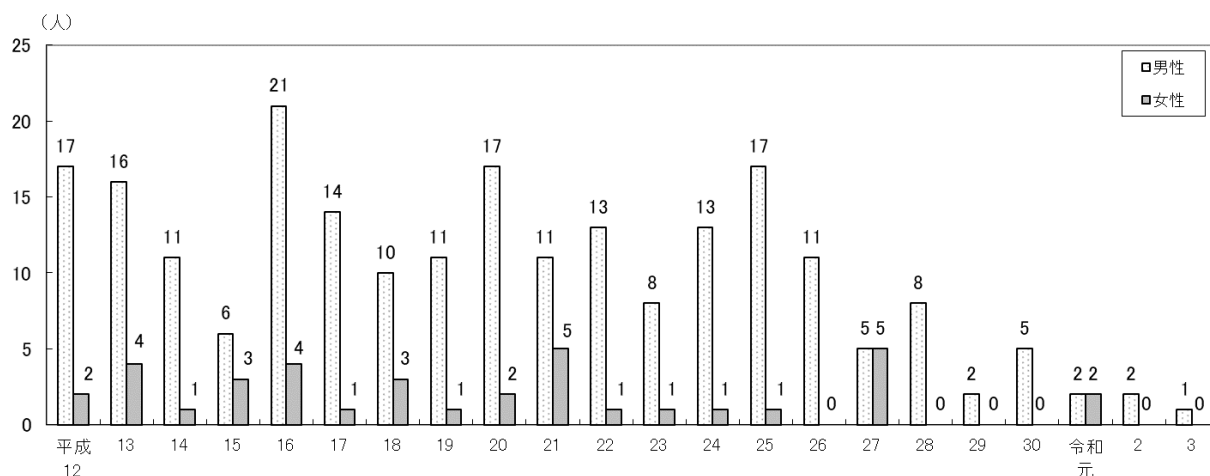
また、千葉市では、毎年わずかですが、HIV感染者・エイズ患者の報告があります。

図表35 男女が互いの性や健康を理解し合うために大切なこと（千葉市）



資料) 千葉市「男女共同参画社会に関する調査」(平成16年3月)

図表36 HIV感染者・エイズ患者報告者数【届出・報告のあったもの】の推移（千葉市）



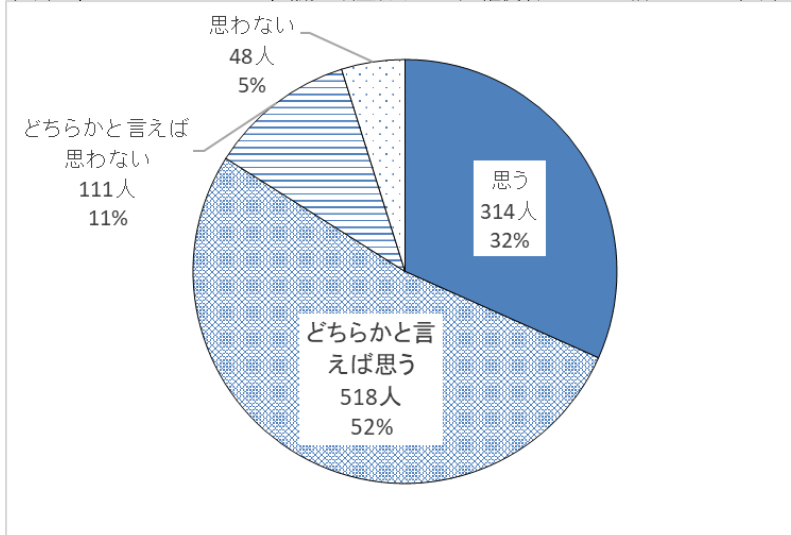
資料) 千葉市医療政策課資料を基に作成

② 施策の方向性2 LGBT（性的少数者）への理解促進と支援

東京2020オリンピック・パラリンピックでは、一部の競技が千葉市で実施されましたが、国籍、人種、性的指向、障害の有無等の違いを理解し、互いに認め合う共生社会を実現することは、ますます重要な課題となっています。

図表37 LGBT（性的少数者）に対する社会の偏見や差別

（設問）現在の社会は、LGBTにとって、偏見や差別などの人権侵害により生活しづらい社会だと思いますか。

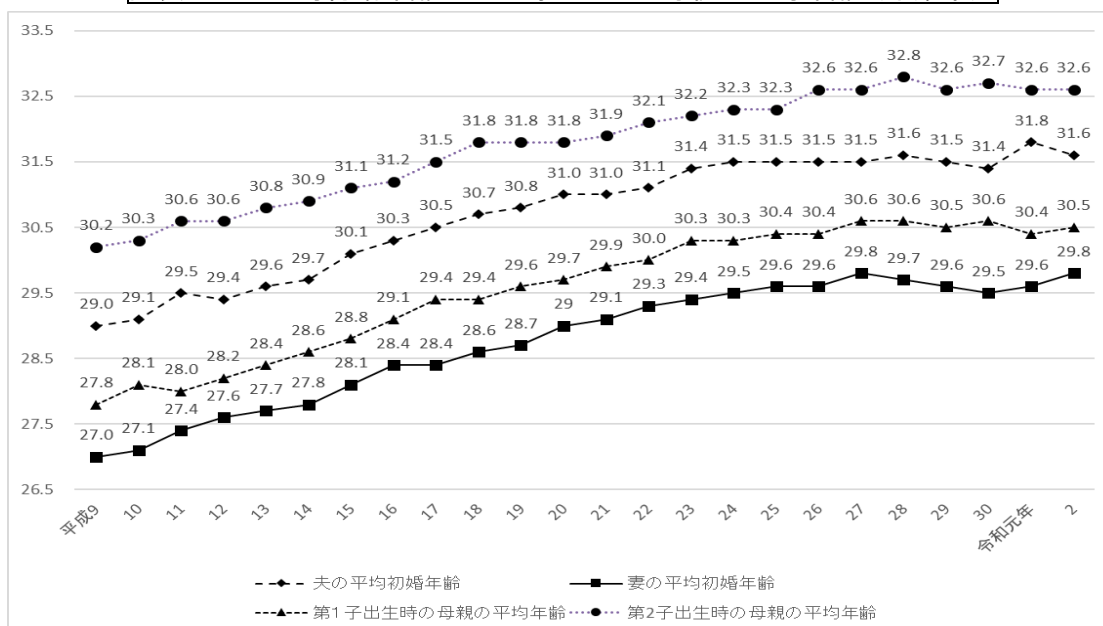


資料) 千葉市「2021年度WEBアンケート調査報告書」を基に作成

③ 施策の方向性3 妊娠・出産期の父母への支援

平均初婚年齢は男女とも高くなっており、晩婚化が進んでいます。それに伴い、第1子・第2子出生時の母親の平均年齢も高くなっていきます。

図表38 平均初婚年齢と出生時における母親の平均年齢（千葉市）



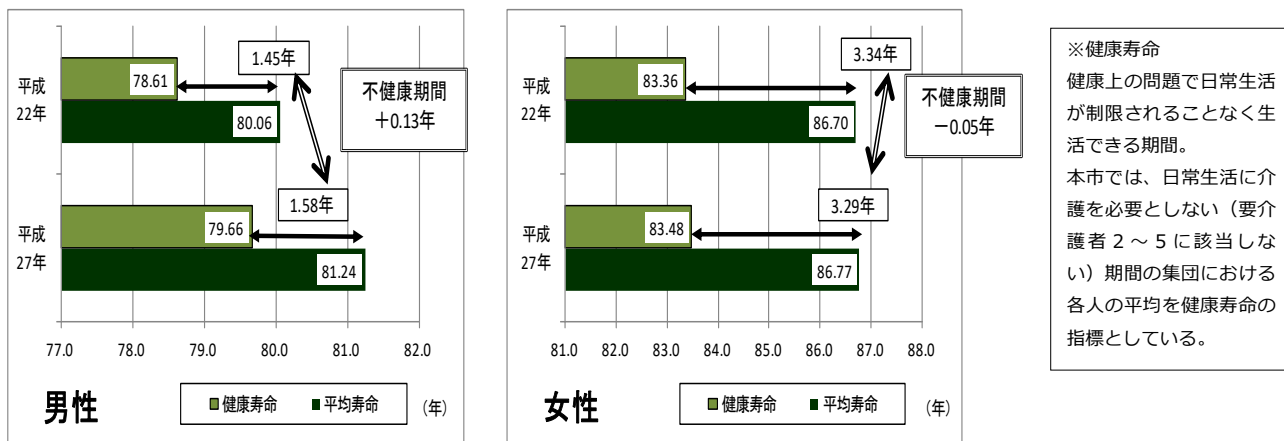
資料) 千葉市「千葉市保健統計」を基に作成

④ 施策の方向性4 生涯にわたる健康を支援する医療の充実

千葉市における健康寿命、平均寿命は男女ともに延伸しています。

一方、健康寿命と平均寿命の差である「不健康な期間」は、女性では0.05年短縮していますが、男性では0.13年拡大しています。

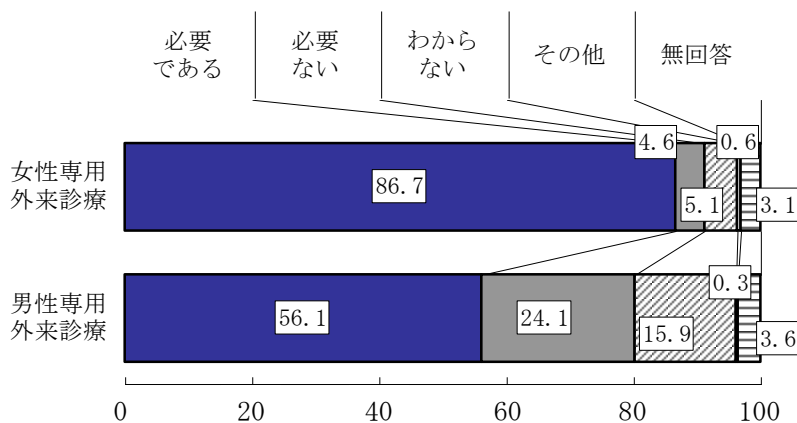
図表39 平均寿命と健康寿命の差（千葉市）



※健康寿命
健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
本市では、日常生活に介護を必要としない（要介護者2～5に該当しない）期間の集団における各人の平均を健康寿命の指標としている。

資料) 千葉市「健やか未来都市ちばプラン 中間評価・見直し報告書」(平成30年3月)

図表40 女性専用・男性専用外来診療の必要性（千葉市）

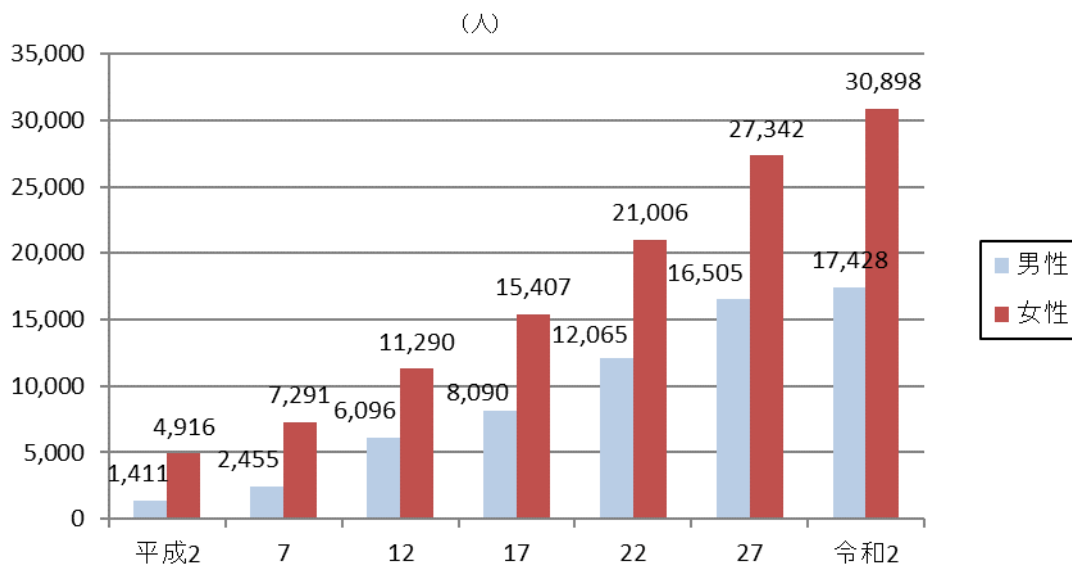


資料) 千葉市「男女共同参画社会に関する調査」(平成16年3月)

⑤ 施策の方向性5 高齢者や障害者の自立支援と社会参加

65歳以上の高齢単身者数は増加傾向にあり、特に女性の単身者が多くなっています。

図表4-1 65歳以上の高齢単身者数の推移（千葉市）



資料) 総務省統計局「国勢調査結果」を基に作成

參考資料

参考資料

千葉県男女共同参画ハーモニー条例

平成 14 年 9 月 25 日公布
千葉県条例第 34 号

千葉市民が、21世紀を豊かにいきいきと暮らしていくためには、男女が人権を尊重しあい、互いの個性と能力を十分に発揮し、自立した生活を営むことができる男女共同参画社会を形成することが緊要な課題である。

千葉県は、これまで「ハーモニー」を男女共同参画社会をイメージする言葉として、さまざまな個性が響きあい、認めあいながら形づくる社会を目指し各種の施策を積極的に展開してきたが、なお一層の努力が求められている。

千葉県は、ここに、すべての市民が、男女の別なく個人として尊重され、お互いに対等な立場であらゆる分野に参画する機会が確保され、責任を分かちあう男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会について男女間の格差を是正するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保され、及びその他の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担を前提とした社会のさまざまな制度や慣行に

よってその活動が制限されることなく、自立し、自らの意思において多様な生き方を
 選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し、協力し合うこと。

(3) 社会のあらゆる分野で男女共同参画が推進されるよう、市、市民及び事業者が、自
 らの意思と相互の協力により、協働して取り組み、そのための活動が支援されること。

(4) 男女が、性別にかかわらず、職場、家庭、地域、学校その他の社会のあらゆる分野
 の意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されること。

(5) 家族を構成する女性及び男性が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の
 介護等の家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を円滑に行い、家族
 の一員としての役割を果たすことができること。

(6) 女性及び男性が、人格を尊重し合い、互いの性への理解を深めることにより、妊娠、
 出産その他の健康について、自らの意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康が維持
 されること。

(7) 男女共同参画社会の形成が、国際社会における取組と密接な関係を有していること
 を考慮し、国際的な理解と協力の下に推進されること。

(市の役割)

第4条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策（積極的格差是正措置を含む。）を策
 定し、実施する役割を担うものとする。

2 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を実施するに当たり、市民、事業者、国
 及び他の地方公共団体との協働を図る役割を担うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、男女共同参画社会の形成についての理解を深め、職場、家庭、地域、学
 校その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成に努める役割を担うも
 のとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策に協力する役割を担うも
 のとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動において、男女共同参画社会の形成に努めるとともに、
 職場における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立できる職場環境を整備
 する役割を担うものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策に協力する役割を担う
 ものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、家庭、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別に
 よる差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、職場、家庭、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、他の者に対
 し性的な言動を行うことにより、当該者の生活の環境を害し、若しくは不快な思いをさ
 せ、又は性的な言動を受けた者の対応により、当該者に不利益を与える行為を行って
 はならない。

3 何人も、配偶者等に対し、身体的、精神的又は経済的な苦痛を与えるような暴力的行

為等を行ってはならない。

(基本的施策)

第8条 市は、男女共同参画社会の形成を推進するため、次に掲げる基本的施策を行うものとする。

- (1) 政策の決定過程における男女共同参画を推進するため、積極的格差是正措置として女性職員の積極的な職域拡大及び管理職等への登用を総合的かつ計画的に推進することとし、そのために必要な研修等の実施に努めること、職員が職場における活動と家庭生活における活動との両立を支援する制度を性別にかかわらず活用できる環境づくりに努めること及び附属機関等の委員の委嘱等に当たり、女性委員の拡大に努めること。
- (2) 学校教育、家庭教育その他のあらゆる分野の教育において、男女共同参画社会の形成を推進するための措置を講じるよう努めること。
- (3) 雇用の分野における男女共同参画を推進するため、事業者に対し、必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるとともに、男女共同参画の状況について報告を求め、適切な措置を講じるよう協力を求めること。
- (4) 自営の商工業又は農林水産業に従事する男女が、対等な構成員として経営等に参画する機会を確保するため、研修、情報の提供その他の活動に必要な支援を行うよう努めること。
- (5) 女性及び男性が、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、子育て、家族の介護等の家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を、相互の協力と社会の支援の下に円滑に行うことができるように、必要な支援を行うよう努めること。
- (6) 男女共同参画社会の形成を推進する活動を行う民間の団体との連携を図り、当該活動に必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めること。
- (7) 女性及び男性が、対等な関係の下に互いの性についての理解を深め、生涯にわたる心身の健康が維持され、妊娠、出産その他の健康について自らの意思が尊重されるよう、性に関する教育、相談その他の必要な措置又は支援を行うよう努めること。

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画社会の形成に関する施策並びに市民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、千葉市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮するものとする。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況について報告書を作成し、公表するものとする。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を効果的に推進するため、男女共同参画に関する調査研究及び情報の収集を行うものとする。

(広報活動等)

第13条 市は、男女共同参画社会の形成についての市民及び事業者の理解を深めるために積極的な広報活動に努めるものとする。

2 市は、刊行物等を作成するに当たっては、第3条に規定する基本理念の趣旨を踏まえ作成するものとする。

(男女共同参画週間)

第14条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に対する関心を高め、理解を深めるとともに、男女共同参画社会の形成に向けた取組が積極的に行われるよう、男女共同参画週間を設ける。

2 男女共同参画週間は、毎年12月のうち市長が別に定める日から1週間とする。

3 市長は、男女共同参画週間において、男女共同参画社会の形成に著しく貢献し、又は積極的な取組を行ったと認められる事業者を表彰することができる。

(拠点施設)

第15条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を推進し、並びに市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する取組を支援するため、拠点施設を設けるものとする。

(苦情及び相談の申出等)

第16条 市長は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情及び相談を処理し、並びに男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るため、必要な委員（以下この条において「委員」という。）を置く。

2 市民及び事業者は、委員に対し前項に規定する苦情若しくは相談又は救済を申し出ることができる。

3 委員は、前項の規定による苦情又は相談の申出があった場合は、必要に応じて調査等を行うとともに、必要があると認めるときは、市長に意見を述べるものとする。

4 委員は、第2項の規定による救済の申出があった場合は、必要に応じて関係者に対し調査等を行うとともに、必要があると認めるときは、当該関係者に対し助言、是正の要望等を行うものとする。

5 委員は、第1項に規定する苦情及び相談の処理状況について千葉市男女共同参画審議会に報告するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、委員に対する申出に関し必要な事項は、規則で定める。

(審議会)

第17条 市長の諮問に応じ、基本計画その他の男女共同参画社会の形成に関する重要事

項を調査審議するため、市長の附属機関として、千葉市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、男女共同参画社会の形成に関する施策の実施状況について調査審議し、市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、学識経験者、市民の代表者等のうちから、市長が男女の委員の数が概ね同数となるよう委嘱した委員15人以内で組織する。
- 4 委員の任期は2年とし、2期を超えて連続して再任されることはできない。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画社会の形成に関する市の基本的な計画であって、男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第9条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

附 則（平成22年3月23日条例第27号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号
 改正 同 11年7月16日同 第102号
 同 11年12月22日同 第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきた

が、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査

研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。た

だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年法律第 64 号
改正 令和元年法律第 24 号

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性
がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業
生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会
基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における
活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務
を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活にお
ける活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活にお
ける活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子
高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活
力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格
差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対す
る採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積

極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわし

い表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、

当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事す

る承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実

等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

令和4年度版
ちば男女共同参画基本計画
第4次ハーモニープラン
年次報告書

□ 発行 千葉市市民局生活文化スポーツ部男女共同参画課
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
(電話) 043-245-5060
<http://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/danjo/>